

宣下之御書付一通

宣旨一通

一九〇六ノ一

(朱、「天皇御璽」)



從三位源朝臣久光

叙從二位

太政大臣從一位藤原朝臣実美宣

大内史從五位源朝臣不二磨奉

明治四年辛未九月十三日

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第七卷第一九三ノ三

号文書下同文ナリ)

文書原寸 縦三九・五種 横五四種

一九〇六ノ二

從三位島津久光

先般從二位

宣下再三固辭、無余儀被

聞食候処、今般更ニ

思食ヲ以テ從二位

宣下被

仰出候事、

辛未九月十三日

太政官

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第七卷第一九三ノ一

号文書下同文ナリ)

文書原寸 縦 二二種

包紙原寸 縦五一・五種

横一〇二・三種

横三七・五種

一五〇 水谷山人ノ反時小言

廃藩置県、四民合一、廢刀ニ就テ

(表紙)

目錄

一藩ヲ廢シ県ト為スヲ論ス

一四民ヲ合一スルヲ論ス

一刀ヲ廢スルヲ論ス

以上三条

反時小言

全

題言

水谷山人自識

予嘗テ此反時小言ヲ稿シ、是レヲ吾友人ニ示ス、友人此
 謾言ヲ難シテ曰ク、是レ世ヲ憤リ、政ヲ誹リ、人ヲ罵リ、
 言ヲ拒ムノ固陋ニ似タリ、恐クハ人ヲ服スル君子ノ格論
 ニ非スト、予答テ曰、唐ノ魏徵ノ言ニ、上書ハ激切ナラ
 サレハ人主ノ意ヲ起スニ足ラスト、予モ亦是ニ倣フテ人
 ヲ激シ励マシテ、国政ヲ興シ世ヲ濟フノ一助ニセント欲
 スルノミ、当世ノ士臣要路顯職ニ任シ義ヲ弁セス、恥ヲ
 知ラス、惟々尸素ノ徒ニシテ、終ニハ国政ヲ謬リ、風俗
 ヲ傷リ、武威ヲ失フノ勢ニ至レハ、予自ラ揣ラスシテ、
 惟芹ヲ獻シ世ヲ医スルノ趣意ニシテ、斯クハ稿セシナリ、
 固ヨリ時世ニ反シ忌諱ニ触ル、ノ甚シキモノ、故ニ題シ

テ反時小言トハ云ヒシナリ、

反時小言卷首

藩ヲ廢シ県ト為スヲ論ス

方今藩ヲ廢シ県ト為ス所以ノ者ハ、則チ藩主各權ヲ專ニ
 シ、制ヲ擅ニシ、力ヲ挾ンテ以テ

王室ヲ輕視シ

朝權振ハザルノ弊アルヲ以テノ故ニ、其弊ヲ一掃シ、其
 勢ヲ削弱シ、本ヲ彊フシ、末ヲ弱フシ、内ヲ重クシ、外
 ヲ輕クシ、政權一ニ歸シ、

朝威振フテ以テ、尾大ノ弊ナカラシムルノ趣旨ニ出ルカ、
 抑亦夷法ヲ貴ヒ、夷說ヲ信シ、一般奇大ヲ專ラトスルノ
 僻意ニ発スルナランカ、是レ治化ノ名有テ治彊ノ実ナシ、
 固ヨリ淺ク謀リ、輕ク拳ケ、容易ニ発スルモノト謂ヘリ、
 是如何トナレハ、夫レ郡県封建ノ法ハ其末へ皆弊アリ、
 必ス一定不易ノ法ニ非スト雖トモ、聖賢貴フ処ノ者ハ、
 則世ノ勢ヒニ從ヒ、惟々能ク交通推移、ソノ時ノ宜キニ

適ハシムルノミ、故ニ郡県ハ封建ノ偏重ヲ矯ムル所以ン、封建ハ郡県ノ積弊ヲ救フ所以ン、古今和漢其婦キハ則一ナリ、然ト雖トモ古今勢ヲ異ニシ、彼此宜キヲ別ニシ、又今ヲ以テ古ニ擬シ難ク、彼ヲ以テ此ニ比スヘカラス、固ヨリ惟々西土殊域の制法ニ泥ムヘキナシ、必ス能ク吾朝ノ体裁ニ順ヒ、当世ノ形勢ニ因リ、時ノ宜キニ適ハシメ、体用兼善スルヲ以テ天下政体ノ治道トスヘシ、然ルニ今也、天下弊衰、世道彫喪、人材地ヲ掃ヒ、

朝綱大ニ紊レ、沿革變更、一モ修善アルナシ、所謂知ニ時務ニ在_レ俊傑ト、今在

朝一二人ノ大臣ニ於ケル也、世ニ俊傑ト云ト雖トモ、皆是当世虚名ノ俊傑、豈古ヘ真ノ俊傑ト年ヲ同フシテ語ルヘンヤ、誠ニ所謂聖主賢輔ニ非サレハ、皇道大政一モ變更スル勿レ、是レ古今ノ大戒也、殊ニ方今天下ノ患難、内外四起、浜海遠辺ノ地、変難且タニ迫ラサルハナシ、此時ニ当テヤ、愈々旧時藩県混用ノ制ノ如ク、封建ノ体ニシテ、権リニ郡県ヲ寓シ、各々有土ノ諸侯、所任ノ県令

ヲシテ封疆管轄ヲ守リ、大小相維持シテ以テ方鎮辺衛ノ任ヲ尽シ、且ツ土着ノ兵ヲシテ各々其藩県ニ従事シ、常ニ休養生息シテ以テ其地ヲ守リ、其寇ヲ禦キ、心身実着シテ以テ国家ノ兵武ニ役セシメ

王城ノ藩屏、公侯ノ干城、イヅレモ精整ヲ致シ、勢ヒ百足ノ虫ノ如ク磐石タラシムルヲ以テ方今ノ急務トスヘシ、然シテ其藩主ノ專權擅制、尾大不振ノ弊ヲ一掃セントナラハ、悉ク方今天下ノ人材ヲ拔キ、皆

朝廷ニ置キ、百官群吏、各々能ク其人ニ任セシメ、心ヲ公ニシ謀ヲ協ヘ、血誠ヲ竭シ忠奮ヲ励マハ、則チ確然

朝綱張り、武威輝キ、自然勢ヒ一ニ帰シ、諸侯僭冒ノ憂ヒナク、尾大ノ弊生セザルコト必セリ、然レトモ今也郡県ノ制ヲ為セバ、則藩土空耗、方鎮辺備悉ク浮疎ニ流レ、寡弱ニ陥リ、

皇威不振、国基頽敗、竟ニ醜夷自ラ恣ニシ、愈々国体ヲ誤ランコト素ヨリ言フヲ俟タサルナリ、且ツ昨今新進ノ寓公必ス其人ニ非スシテ、一旦郡邑ノ司トナリ、風土人

情ヲ知ラスシテ、卒然政ヲ為シ制ヲ立シメハ、則必ス其
當ヲ得スシテ其任ヲ誤リ、或ハ人氣ニ忤ヒ、或ハ嫌忌ニ
触レ、或ハ輕視セラレ、或ハ怨望セラレ沸騰騷擾一ナラ
ス、自然変乱ヲ醸サン、將タ自ラ疑畏シテ、猶予不斷、
因循苟且スルモアランカ、其弊害亦少カラサルヘシ、何
ヲ以テ、県ニ易ヘ

皇綱ノ振フコト之レ有ランヤ、方今最モ県ト為スヘカラ
サル時勢ト謂フヘシ、

四民ヲ合一スルヲ論ス

士農工商ノ資品ヲ廢シ、區別ヲ立サルノ論、方今頻リニ
世ニ行ハレシヨリ、

朝議將サニ之レヲ用ントスルノ勢アルヲ知ル、是レ固ヨ
リ人才ヲ束縛セズ、各自ニ其ノ所好ヲ為サシメ、士ヲ好ム
者ハ士トナリ、農ヲ好ム者は農トナリ、天稟ノ才力ヲ伸ヘ
シメ、人才ヲ養成シ、然シテ上下貴賤ノ別ハ公務ニ當テ
朝廷ノ位ヲ貴ヒ、文ヲ學ヒ、武ヲ講シ、理ヲ弁シ、心ヲ
勞スル者ヲ士トシテ之ヲ重ンシ、文武ヲ知ラスシテ力役

スル者ヲ庶民トス、是レ文明ノ政治ト稱スルノ說、固ヨ
リ惟々文法ト虚理ノ論說ニシテ

皇國ノ実体ヲ知ラス、当世ノ時務ヲ識ラサルノ甚シキ者
ト謂フヘシ、夫レ人ハ万物ノ靈ニシテ、生来皆區別スヘ
キモノハ素ヨリ論スルニ及ハス、然リトイヘトモ凡ソ人
ノ資産ニ於ケルヤ、人々自ラ其業ヲ業トスレハ、則家ヘ
必ス亦其業ヲ業トシ、親之ヲ以テ之ヲ子ニ伝ヘ、子之ヲ
以テ之ヲ孫ニ伝ヘ、連綿トシテ之ヲ世々ニシ、豪族ノ士
ハ以テ其家名ヲ墜サ、ルヲ勵ミ、編戸ノ民ハ以テ自ラ其
賤業ニ就クヲ甘ンシ、士庶良賤各々自ラ素習資格ノ差等
ヲナスコト自然ノ常勢ナリ、殊ニ方今末世ノ弊、一般庶
民トナルノ日ニハ、安キヲ偷ミ寛ヲ好ムノ習俗、徒ニ糊
口ノ資産ニ止足シ、惰遊無行ノ民ニ陥リ、自然士習民風
衰弱ニ至ランコト勿論ナリ、從來世襲ノ士族ニ於テハ、
則必ス其資格ノ重キヲ体認シ、自ラ勵ミ、自ラ勉メ、且
ツ師友亦其任ヲ責メ道ヲ勵マサシムヘシ、是ヲ以テ、戈
器ノ利鈍トナク、資質ノ賢愚トナク、皆自ラ其任ノ責ヲ

免レサルヲ知り、必ス臣子ノ道義ヲ存シ、礼義ヲ守リ、
廉恥ヲ嗜ミ、節操ヲ励マサル者ハ少シ、是亦自然ノ理勢、
豈偶然ノコトナランヤ、最モ有志所好ノ者ニ於テハ、常
産ニ拘^わハラス汎ク其才力ヲ伸ヘシメ、達才能芸ノ者ハ貴
賤ヲ論セスシテ之ヲ挙ケ、各々其得ル処ノ大小ヲ以テ之
ヲ用ユレハ、則何ゾ惟々天稟ノ才力ヲ廢シ、国家ノ有用
ヲ無ニスルコト、之レアランヤ、然ルニ苟モ一般農商ニ
就クトキハ耕耘ニ隙ナク、売算ニ暇ナク、各々一家終歲
ノ衣糧ヲ給スルニ專ラニシテ、豈道ヲ講シ、芸ヲ学フノ
暇アランヤ、独リ天稟俊豪ノ者ニ非レハ、脱然土臣ニ班
ナルコトヲ得ス、位禄ヲ世々ニシ、資格アル者ハ、假令
凡庸ノ人ト雖トモ自然資望ヲ存シ、器量ヲ備ヘ、最モ力
ヲ文武ニ專ニスルコトヲ得テ、必ス經國ノ輔弼、刀筆ノ
良吏トナラサル者ハ寡シ、然ルニ苟モ此時ニ當リ、士分
ノ資格ヲ廢シ、士庶混一スルトキハ、則断然
皇朝ノ勇武衰ヘ、国体欠ケ、危亡ヲ速ンコト、豈果然ナ
ラサランヤ、

刀ヲ廢スルヲ論ス

兵隊ノ設ケ、悉ク夷法ヲ偏信シ、一モ夷制ナラサルハ無
シ、甚シキニ至テハ、則既ニ

本朝ノ利劍ヲ廢シ、全ク狗羯羶裘ノ醜俗ニ陥リシナリ、
嗚呼、

皇朝ハ神武ヲ以テ国体ヲ立、利劍ヲ以テ兵器ニ備ヘ、以テ
天下ノ威令ヲ光ニシ、鬼神ノ利用ヲ大ニシ、其功烈ノ盛
ナル、勝テ言フヘケンヤ、是故ニ天下ノ士衆、專ラ戈矛
ヲ貴ヒ、常ニ不虞ニ備ヘ、勇武ヲ尚ヒ名節ヲ重ンスルコ
ト、由来豈深重ナラサランヤ、是ヲ以テ刀劍ハ、則

皇國ノ公器ニシテ人類ノ私有ニ非ス、最モ上古ニ於テ也、
兵器悉ク之ヲ神社ニ藏メ、征戦スル毎ニ必ス神祇ヲ礼祭
シテ、以テ之ヲ用ヒ、

天子ト雖トモ、敢テ自ラ專ニセスシテ、必ス命ヲ天神ニ
受ケ玉ヒシナリ、是亦刀劍ハ

皇天ノ神器、夫吏ノ私有ニ非ル所以ン、然シテ武臣最モ
之ヲ貴重シ、腰間須臾モ離ルヘカラサルノ器、且ツ匹夫

ノ寸刀ト雖トモ、皆神氣ヲ載スルノ重器ナリ、然ルヲ今
率然之ヲ廢スルトキハ、則

神州ノ正氣ヲ磨滅シ、固有ノ勇武ヲ削弱シ、恐クハ
天祖ノ神威ニ触レ、譴怒ヲ蒙ランモ測ルヘカラス、然レ
トモ方今ノ勢ヒ、一般洋夷ヲ師トシ、公然彼カ教ヲ信シ、
彼カ法ヲ尊ヒ、彼カ制ヲ受ケ、彼カ器ヲ愛シ、彼カ服ヲ
用ヒ、悉ク醜虜ノ俗ニ一変シ、輕重錯置、冠履倒用ノ甚
シキ、国体ヲ汚辱シ、国脈ヲ傷害スル、亦洪大ナラン、
苟モ忠肝義胆ノ真丈夫タラン者、豈忍ヒ得ラル、所ナラ
ンヤ、若シ之ヲシモ忍ヒナハ、洋夷ノ臣僕タルヲモ忍ヒ
ナン、洋夷ノ臣僕タルヲモ忍ヒナハ、君父ヲ後ニスルヲ
モ忍フニ至ラン、嗟乎勝テ嘆スヘケンヤ、素ヨリ常人ノ
心情ニ於ケルヤ、旧ヲ厭フテ新ニ馳ルハ世ノ通弊ナレハ、
終ニ其当否ヲ問ハス、是非ヲ論セス、唯々其新奇發明ナ
ルヲ墨守主張シ、殊ニ俗輩ハ其時好勢威ニ風靡恐嚇セラ
レ、且ツハ其糊口ニ資シ易シキヲ欲羨シテ、其業ヲ受ル
モノ陸続トシテ絶ヘサルニ至レリ、凡ソ昇平久ケレハ輕

靡ニ長シ、枝葉ニ流レ、氣節陵夷シ、士風衰弱スルハ和
漢古今ノ通弊、然シテ国家ノ隆替ハ士風ノ張弛ニ因リ、
士風ノ張弛ハ氣節ノ存否ニ依ル、方今沿革ノ世態ニ於テ
ハ、日ニ月ニ士風弛ミ、氣節衰ルノ勢ヒ、復タ救フヘカ
ラサルノ秋ト謂フヘシ、然ト雖トモ此時ニ當リ、苟モ俊
傑位ニ有リ、天下ノ実勢ヲ大觀シ、万世ノ実体ヲ通視シ、
必ス先ヅ其本体実用ニ基キ、風土人情ノ順ニ從ヒ、天下
羞惡ノ心ニ因リ、名分大義ヲ明ニシ、

朝綱内ニ定リ、兵防外ニ応シ、措置計画ノ順序次第シテ
以テ之ヲ施セハ、則復タ

天業ヲ恢弘ニセンコト、豈了然ナラサランヤ、

明治四年秋九月

水谷山人著

冊子原寸 縦二七種 横三九種 一四枚

一五六 奈良原幸五郎ノ封建郡県論

論封建郡県

奈良原幸五郎説
伊地知宗之丞書

開闢以來宇内一般弊ナキノ法ナシ、封建モ一得失有、而

シテ郡県モ亦一得失アリ、君臣ノ分一定、上下画然、命令下徹シ、苟モ詐望ノ心ヲ生セス、各藩駢列、朝廷ノ手足トナリ、互ニ相磨励シテ封疆ヲ守リ、外患ヲ防キ、寸壤ヲ奪ハル、ヲ恥ツ、是封建ノ得ナリ、力分レ勢殺キ尾大不掉ノ病ヲ生シ、分列割拠ニ至、是封建ノ失ナリ、力全勢合シ、本重ク末輕ク、四海ノ内我手足ヲ使カ如、郡県ノ得ナリ、固ヨリ君臣ノ情義ナク命令下ニ達セス、動モスレハ、下官長ヲ輕侮シ、君上ヲ凌轢シ、緩慢統紀無ク、且人ヲ知ルハ聖人ノ難所、皆其人ヲ得ルトモ言カタシ、若任スル所其人ニ非サレハ、部下郡起、忽チ土崩スルニ至ラン、是郡県ノ失ナリ、方今郡県ノ論ヲ持セル人多シ、宇内ノ形勢ヲ覽觀スルニ、本朝ヲ壮大ニシ、外国ニ抗衡スル、此ノ制ニ非サレハ能ハサルニ近ク、甚其理アリトイヘトモ、封建ノ郡県ニ一変シ、郡県ノ封建ニ改マル、數十年ノ戰爭ヲ経、遠天時人事並ヒ至サレハ、一朝席上ノ論ヲ以、変改スルコト能ハサルニ似タリ、府県皆其人ヲ得、政正シク民治リ、恩威兼行ハレ、庶民皞々各藩ノ

士庶之ヲ羨ミ、其朝ニ仕ヘ、其野ニ耕スヲ欲スル程ノ情ニ至リ、郡県ノ制ニ改メラルヘシ、今全ク然ルニ非サルナリ、方今ノ現事ヲ曰ハン、藩知事没シ其子幼沖不肖ナラハ、門地ニ抱^抱ハラス、賢才有徳ノ人ヲ択ヒ、之ニ任シ、此如ナラハ其部下手ヲ束ネ、甘シテ其命令ヲ受ヘキ也、若幼沖不肖ヲ論セス、父子相繼、或ハ其家族ヲ立ナハ、名実不当、郡県ノ弊害ノミ有テ一利アルコトナシ、三十余ノ県、未タ尽ク嘗テ其人得タリトセス、況ヤ新ニ二百余ノ知県事ヲ択フ、豈其人ヲ得ヘキ也、郡県ニ変シナハ、立君一民ノ制ニ至ルヘシ、斯マテ固結セシ、本朝各藩ノ士族、遽ニ其籍ヲ刪リ、其禄ヲ去リ、農工商ニ帰セシメ、各其所ヲ得安堵スヘキヤ、外国環列セシ今日、国内瓦解セハ之ヲ掃蕩スル、畢竟、本朝ノ手ニ出サルヘシ、斯ノ如クナラハ、終ニハ外国ノ命ヲ受ルニ至ン、郡県ノ制、時ヲ得人ヲ得ハ、甚盛ナルニ至ルト雖モ、古ヨリ久シキヲ保チ難シ、封建一蹶、未タ遽ニ顛覆スルニ至ラス、郡県ノ制ヲ失フヤ、潰乱四出、救フヘカラサルニ至ン、數

十年ノ久キヲ経、天意人心共ニ相帰シナハ、其時ノ人其

制ヲ改メテ可也、予メ郡県ノ地ヲナシテ時ヲ待タハ、封

建ノ制可ナルニ近シ、趙宋ノ元ニ奪ハレ、朱明ノ清ニ奪

ハル、胡馬蹂躪、無人ノ地ヲ行ク如シ、一城ヲ拔キ県

ヲ屠ル、枯葉ヲ掃フカ如也、是全ク祖宗前代ノ弊ニ懲リ、

親戚功臣ヲ封セス、藩鎮ヲ剪除シ 朝廷孤立ナルヲ以ナ

リ、宇内ニ横行セシ仏国、一朝ニシテ孛漏生ヨリ破潰セ

ラル、降和ヲイレンシモ、内人心不和ノ病アルニヨルト雖

モ、職トシテ郡県ノ制ナレハ也、是迄ノ我封建ハ所謂太

平ノ末政ニシテ弊害多シ、故ニ大尹ノ諸君子熟儀評論ノ

上、時ヲ察シ勢ヲ計リ、其弊ヲ除キ其害ヲ去リ、 朝廷

上ニ兵権ヲ帰スルノ道ヲ立、尾大不掉ノ病ヲ防キ、各藩

ノ力ヲ一ニシ、手臂ヲ使臂ノ指ヲ使カ如クナラントハ、

封建ノ制ニシテ 本朝ヲシテ、壮大ナラシムルニ至ルヘ

シ、何必郡県ヲ用ヒン、

辛未秋重陽十有七日写於

宮内氏

冊子原寸 縦二四・二櫃 横一六・五櫃 四枚

志々目義治

一六九 久光公分家位階昇進ニ就テノ意見 宛名不明

然は今般分家之禄并位階昇進被仰出奉恐入候、分家之義

ハ未旧藩知事一統何之御達も無之内、奉命いたし候而ハ

不相濟次第、位階ハ病夫 朝廷上之勤務難相成身として

御受難致、仍位記返上辞表差出申候、貴所ニは旧大藩知

事相当之位階、御請之方尤可然存申候、必辞表御差出ニ

は及不申候、指急き口上ニも申含置候間、御安心可有之

候、

尚々

分家之義、何様之御評義欵、愚意更ニ不弁、当家之

勢ヲ分割シ、削弱せんとの長土之姦計と推察いたし

候、爰許も先書申越候通、人面獸心之輩実ニ切齒之

次第ニ候、(島津久徳) 凶書病氣最早全快相成申候、暫時ハ氣違

之模様ニ而、如何相成哉と心痛いたし候処、存外速

ニ平復、別而仕合之至、

文書原寸 縦一六・七種 横四六種

一九二〇 川上助八郎ヨリ久光公へノ願書

廢藩置県ニ付持高返上草履取任命願ノ件

詩一首添

一九二〇ノ一

(表紙) 上

近比昧死恐多奉存候得共、私事去ル卯年、前 將軍御辭
職已前、愚存奉獻言趣有之、奉煩

御尊聽、冒越之次第、外ニ御断之申上様無之存詰罷在候
処、

御仁恵之 御沙汰再三拜承仕、何共肺肝ニ徹し、及落涙
進退途を失ひ退出仕、知命之露命今ニながらへ申次第御
座候、尤卯夏屋久島在番被仰付置候得共、右等之旁々渡

海も見合罷居候折柄、

將軍辭職等之儀相発シ、稍火急之儀茂少シ薄ろき候様被
伺申候間、屋久島之様渡海仕、其後

太守公ニ茂 御上京被遊候段遥聞仕候処、折柄不被為得
已御場合ニ立到り、遂ニ御一戰被為及、御勝利候件々、
口永良部島詰役より辰二月廿八日為相知、初而承り、驚
愕至極奉存候得共、何分御勝利相成候段不絶恐悦之至候、
然処私ニ茂辰冬交代被仰付罷上り候間、島許之儀ニ付、
存付之儀有之申出候処、御採用ニ而直様下島仕、詰同役
申談取扱候様被仰付候ニ付、已春下島仕、当春迄之詰ニ
而御座候得共、旧冬上帆仕、別段趣法之儀有之奉伺置候
処、其通被仰付、来春迄詰重被仰付候間、折柄右趣法取
扱仕候央、遥聞仕ニは、近比於東京
(島津忠義)
從四位様廢藩之被為蒙 仰、御転仕ニ而、
(島津久光)
從三位様 御前様方茂 御一同御上京被遊哉ニ承り、当
惑仕抛捨万事直様上帆仕、旁御伺申上度奉存候得共、何
分被隔風波、漸々去ル二日、山川之内(岡カ)見ケ水江着船仕、

夫より陸路ニ而去ル三日罷帰、直様前文之形行承合候処、
 薩藩県治一定之御規則ニ而、再度何分被仰渡迄は、土農
 工商百般之役職、是迄通勵勤仕候様被仰渡候由、右ニ付
 風説承ニは、士族之儀は持高等茂是迄通被成下、
 御両殿様よりハ御暇被成下哉ニ風評承、何共血涙之至、
 当惑至極、絶言語申次第十方ニ暮申候、私儀は元より不
 肖之者ニ而、何茂御用立儀は更ニ無御座、殊ニ当三月方
 より足痛相煩、いまたニ三四里之歩行出来兼申位ニ而、
 残念之至御座候得共、於御一大事ニは抛身命奉謝御鴻恩
 度、兼而之格護ニ御座候、尤私儀、別家仕候得共、実兄
 左太夫先祖川上三河忠智嫡子左京久堅・二弟四郎兵衛忠
 兄・三弟休右衛門久智・嫡孫助七久林已来莫大之奉蒙御
 鴻恩、朝鮮・関ヶ原御難戦之刻茂皆共相応之御奉公仕候
 得共、私儀は不肖之者ニ而、一毫之御鴻恩不奉報、先祖
 共ニ対し地下ニ申開き無御座候間、自然風評通之儀共御
 座候ハ、当分持高九拾六石余所持仕、右之内三拾石余
 他借之方ニ引当ニ差出置申候間、夫丈は当人迷惑ニも可

及候ニ付、右之者江勝手次第沾却仕候様奉願、残高六拾
 石内外之儀は総而御返献仕、士族迄御断申上、平民ニ罷
 成可申候間、何卒御草履取且薪水之僕ニ御召仕被下候ハ
 、別而難有冥加至極奉存候、嫡子左七郎儀は、
 従三位様御供兵隊之内ニ而罷上候処、於東京別条之事件
 被為 蒙 仰候段承候付、御国元之様罷下候ハ、別段
 之御所置有之茂難計存、兵隊御断申上候得は、其通被仰
 付罷下候由、然処御当地之儀も未御決定之仰渡も無之、
 因而当分精々学文修行仕度、且可様変遷之世態、いか様
 之儀御到来茂難計、万一之儀有之候ハ、
 従三位様江御奉公仕度所存ニ而、諸生御暇奉願候処、難
 有式拾四ヶ月御免被仰付、既ニ去ル三日、豊瑞丸江便舟
 奉願出帆之賦御座候処、延引罷成候由ニ而、幸ひ親子之
 対面不計も仕、何とも詞なく、手を引合涕泣仕申候、右
 ニ付父子談合仕ニは、若自然之儀も御座候ハ、左七郎
 ニは至極文盲野鄙之者ニ御座候得共、手足は人并壯健ニ
 御座候間、

從三位様御草履取奉願上、私ニは

二之丸公江同断奉願上候ハ、

御両殿様江御奉公仕候場合ニ而、素志之至と申談申候間、

何卒臣子之情実

御憐察被為 遊、且は先祖共相応之御奉公仕候御取訳を

以、願通被仰付被下候ハ、今世之望ミ無此上難有奉存

候、此段血涙奉歎願候、誠恐誠惶謹言、

未十月九日

川上助八郎

親厚

冊子原寸 縦二八・六種 横二〇・五種 六枚

一九二〇ノ二

承恩偷生五十年

身雖老尚可執鞭

若不斯時得報是

寧明赤心謝黃泉

親厚

文書原寸 縦一五・七種 横二三・二種

一九二 谷山武之輔ノ願書

廃藩置県ニ付土族格ヲ下シ草履取勤仕ノ件

(包紙ウツ書)
「上」

乍恐口上

此節廃藩ニ付而は、從來之

御恩沢難忍、殊ニ不肖之私、是迄戸位素繁(案)罷在、未タ万

分之一報恩之廉無之、且一時

御側江茂被召仕候事ニ而、別而情義難黙止候間、土族格

式之義は被召下、御草履取辺之処ニ而も御召仕被下候ハ

、本懐之至り難有仕合奉存候、左様御座候ハ、浅陋無

識之事候得共、如何ニも勉強仕、旧來之

御鴻恩聊成共奉報上度心願御座候間、何卒別段之御吟味

ヲ以、御採用被成下度奉頼候、以上、

但私義嫡子之義ニは御座候得共、家相統之義は、二弟

江相讓候舍ニ御座候、

未十月十三日

谷山武之輔

通義

上

文書原寸 縦一六・八種

包紙原寸

縦二七・三種

横五四・八種

横二〇・三種

一五三 参事大山綱良ノ通達

奈良原幸五郎久光忠義両公ノ家令兼務拜命

奈良原幸五郎(兼)

右者

旧知事公并

久光公家令兼相勤候様御沙汰相成候間申達候事、

十月晦日

大山参事(綱良)

文書原寸 縦一八・三種 横一六・五種

一五三 久光公ヨリ岩倉具視卿へノ草稿

病氣ニ付上京延引ノ件

先月十三日之

貴翰、本月十二日相達辱拜読仕候、向寒之節益々御安康御励精之筈と奉恐賀候、然ハ不存寄態と貴价被差下、細詳之御示諭汗顔拜承仕候、去冬

貴君御奉命条々感銘罷在、不持駕之訳ハ委申迄も無之候得共、何分宿痾到今依然之次第、暫療養ヲ加へ候得共、

旧来之足痛、半百ヲ過候身体故、逆も急速全快ニ難立到、聖旨ヲ等閑ニ仕候ニ相当り、実ニ万死之罪逃ル、道なく奉恐入候、委曲先々月忠義家令上京之節申越候付、最早願書差出候事と相考申候、何卒右之情実御洞察、願意御採用相成候様御奏聞被成下度伏而奉願候、恐々敬白、

再白、病夫臥牀中大乱毫、失敬之至御海容御推読奉

希候、乍筆末上国珍珠之兩種被懸貴意、御厚情別而

忝拜受仕候、御礼申上候、且又

三条公よりも尊翰被成下、別段尊答可差上候処、近

日冷氣ニ被侵執筆心ニ難任候、実以失敬之至御座候

得共、貴君より宜御執成被下度奉伏願候、以上、

細詳

文書原寸（折紙）縦一四・六種 横四一・二種

一九四 久光公從二位辭退ノ願書

臣久光頓首再拜謹白、往ニ己巳年辱モ臣ガ微功ヲ録セラレ、高位顯官ニ叙任セララル、然ト雖庸愚病痾ノ身、天功ヲ食ルニ似タルヲ以頻ニ奉ニ辭表ニ、遂蒙ニ允容ニノ処、今般更ニ

特勅ヲ下シ復高位ヲ賜フ、分外ノ寵榮無レ所レ措身、臣宿痾今ニ不レ快、再三ノ

召命ニ応ゼザル罪万死ニ当ル、何ソ殊恩ヲ叨ニスベケンヤ、故ニ衷情逾不レ安、敢テ所レ賜ノ位記ヲ封還ス、伏テ願クハ

聖明、臣ガ惴切ヲ憐ミ、所レ請ヲ許可シ給ヘ、臣不レ任ニ戰慄之至ニ奉表以聞、誠惶誠恐頓首謹白、

文書原寸 縦二種 横二六・四種

一九五 園田彦左衛門願書

廃藩置県トナレトモ一死奉公ヲ期スルノ件

（包紙ウラ書）
上

封

園田彦左衛門

乍恐歎訴奉申上度

今般、藩ヲ廢シ県ヲ被為置候御事件ニ付、

（島津忠義）
從三位様御儀、御本官被免候段、

勅命之趣被 仰渡、謹而奉承知候、就テハ先般藩知事之

御職務

御奉命之節迄ハ

御両君様御在国ハ勿論、今日之御所置、差シテ以前ニ相

替候儀モ無之、情義相連居候ニツキ、先乍恐難有罷在候

処、此節改テ前件通御本官御免之段被 仰出、恐懼之至

リ、途方ニ迷ヒ、素ヨリ私式天下之形勢事務ニ疎ク、方
今ノ時機ニ適セサル挙動ニ御座候得共、上下悉數百歳ノ
久シキヲ持シ、今日之情アルハ、臣タルノ道、殊ニ私儀
初メ御裁許掛御役・御納戸奉行・御勝手方掛御用人席迄
モ追々転任、難有蒙

仰ヲ、凡廿ヶ年右勤役中

御上京御供仕、其外九州・中国辺へモ、近年動靜探索、

且諸所御使者等人ケ間數被^(數カ)召仕、何共恐入難有奉存、

当分ニ至リ廃官被仰付、寸分報効之美更ニ無之、方今ノ

形勢ニ立至リ、數百年來之御国恩、晝夜血涙罷在リ候、

依之卑賤之私恐至極奉存候得共、自然

御動作之御場ニモ立至リ候ハ、聊身命ヲ不惜紛骨碎身、

何地迄モ、

御足下ニ蹲踞仕、御草履取ナリトモ相勤、御家恩ヲ奉

報申度、神明ニ誓ヒ、決シテ他心無之存込、不顧多罪素

志申上候間、何卒御採用被成下置度奉懇願候、

恐惶謹言、

辛未

十一月十日

園田彦左衛門

文書原寸 縦一七・八極

包紙原寸 縦二一・五極

横二〇・七極

横二九・五極

一五六 宜隱山人ノ新聞罔ニ民聽ニ論

泰西文明ノ病弊ニ就テ

新聞罔ニ民聽

凡^レ政術施^レ新設^レ奇者、天下^ノ之病弊莫^レ大^レ焉、歴古乱^ニ天
下^一、誤^ニ國家^一者、必由^レ之也、然^ニ至^ニ末世^一之今日^一、變^ニ
更^ニ天下^一之政途^一、一般徹^ニ功於夷狄^一、施^ニ新制^一、設^ニ奇
法^一、中外稱^ニ揚^一之、或著^レ書、或上^レ梓、播^ニ布於世^一者
亦多焉、今有^ニ新聞雜誌者^一、記載^ニ一世之變革里巷之瑣
事^一、外國之異聞^一、而觀^ニ于世^一、予嘗閱^レ之、其緒言云、凡
天下^ノ之物事、日新則莫^レ染^{キハ}知^キ吾未^ニ聞見^一、而広^キ知識^ト焉、
其聞見狹隘、心智頑暗、而疑怪多者、則可^レ謂^ニ是^ニ我非^ト
彼之固陋^ト也、亦当^ニ此善世^一、有^レ不^レ知^ニ大政之真狀^一、
而疑難者^上、嗟乎可^レ憂可^レ嘆也、是故今受^ニ官許^一、而開^ニ

新聞私局、上大政之變革、下外國之異聞、隨其聞見、而刊行者、則共同下開新知之業、而欲去其頑心僻見也、願使見者聞一推一、知近察遠、苟唯見一隅、則不免為愚陋而已、宜知夏虫疑冰之可笑也、然則可謂不負在復古之盛時矣、是知出市井之徒阿一世之所好尚、沾名飾貌、遺義存利、假公名、營私利之意也、何者所其雜誌之論說、滿卷莫不夷風時好之物件矣、今言其一、則戴米夷之所論云、夫物有反對、譬之於日本支那、支那則占西海第一之饒地、持天下第一之人口、而自稱曰文明國、然至近古、與各國創交際、數年于茲、日本則東海之一孤島、其開港也、在近世、而兩國之沿革、其先後如此、然今支那人、遊我國也、雖不知其數、或為役夫、或為奴隸、而自甘役使于人、至其目的、則唯欲令滿一囊底、而終身於苟安耳、日本人、則不然也、遠渡大平海、遙航大西洋、而其所求者、固非僅一囊底金、而企望千金難購之物、以務勵國民、開

物件、而知其自國不如他國、孜孜汲汲反求之志、豈非可愛哉、日本與支那、素雖同種之國、人心人情之異、猶英國之於西班牙也、日本若以現今之奮勵、講開化、則數年之後、必加文明國之列、是固知米夷矜大之論、噫甚矣、彼愚弄我如此、豈不惡哉、然今之俗反欣然為吾美事、而自稱自誇之醜恥、可勝嘆乎、予謂為支那之國也、道學大明、而極敵華夷之弁、知名義之重、故莫遊夷域者、則悉卑弱無行之浮民、而素安糊口之資產、何有之余志、於官吏則未嘗聞微功於夷狄者也、是所以儒術盛行、紀綱大張也、今也吾

朝之士大夫、悉趨時隨勢、頗揚彼美、稱彼奇、假夷之名勢、以求一身之榮利而已、其貪戀傾慕之態、殊可鄙厭也、而其可憂之甚者、則如今在朝之大臣、大隈・井上等、姦佞邪智、嚮有淫盜之狀者、至今日、漠然不問罪、反任國輔之職、其他之廷臣、頗好名貪利、為一身之計、而不為天下之慮、

為一時之計、而不為長久之規、或卒伍之庸才、窈幸位之屬、亦不少焉、而今世、謂之

朝官選任、何誤之甚、宜哉、

朝綱不張、政體不立也、而凡布告于世者、上以虛文欺下、下以虛文欺上、上下相欺、以罔天下之民聽、既以西夷之醜政、易天下之勢、而忠臣義士、正言極諫、亦無所容其喙矣、嗚呼吾

神州位於大地之元首、而固天地中正之國朝、懸隔于西洋絕漠之僻壤、內外之疆域、截然有定限、華夷之倫類、秩然有定所、自古

神聖臨國朝、以制夷狄、夷狄居外蕃以奉國朝、未聞以下夷狄治天下者也、今於洋夷也、狡點貪悍、恃變詐兵力、而貴侈大富溢、專工作貿易、唯々貨利是計、或誇張索隱、巧智之說、或術暱測驗機動之術、或開通市、以窺察其虛實、或唱夷教、以煽惑民心、終逞其非望之狡謀、豈待言乎、然

朝廷之上、輦轂之下、無廷臣外吏、驚服西夷新巧之

政術、以其侈大富溢、反稱文明開化、靡然由之、群然從之、猶蟻蟻付腐肉也、而厚幣卑禮、窺醜夷之鼻息、或賓待、或師事、以欲求經國之才、醜態之甚、不堪憫笑嗟嘆也矣、夫古聖王治天下之道、則平々焉無險無陂、常々焉不怪不奇、為其道所當為、而不強其所難為、使天下之民物各循其性情、以下修仁義、專忠孝、為經國之本体、是故治教大備、彝倫大明、歷世為善治者、天下万世之常經、百王不易之常道也、豈以西夷新巧之政術、稱文明開化、且為万世之法哉、予也雖謏劣、嘗從事於正學、頗與聞其要、故不得不慨然不諱論之、宜弁明所以其新聞惑世、誣民、蕪無正道也、

明治四冬十一月

宜隱山人識

冊子原寸 縱二六・七種 橫一九・八種 六枚

二九七 奈良原幸五郎等ヨリ久光公ヘノ建言

国政改革ノ為公ノ上京ニ就テ

〔表紙
上〕

御内答之 御条ニ付、乍恐愚存之趣左ニ奉申上候、

一只今 御上京 御尽力被 遊候而も、事不相成と被

思食、御尤奉存候得共、東京之形勢も日ニ増衰頽ニ趨

キ、西郷之暴説茂当春以来長人之姦策ニ陥リ、言行共

齟齬仕、御国内之人望さへ分離いたし候間、他県猶更

之事と御座候、此上鉄砲隊其外五六拾人帰国、於東京

段々押留説得有之、帰国之上は三拾〔外〕は出旅茂不相

成、御〔公障〕と〔切付差留候由ニ御座候得共、押而

罷下候由、尤 朝政も日々紛乱、人氣混雜、此之勢ニ

而は、終ニハ瓦解之外有御座間敷、右式之模様故被

成様ニ依テハ、御県内之人氣一定之処 御掌握〔可

有御座、人氣一定仕候ハ、共和政治迄ニ不陥候共、当

分ハ堂々と御上京、御尽力之方御宜左〔有御座間敷哉、

口筆〔挽回之 御見留無御座と之

御明決恐入奉感佩候、斯而人心浮薄之世態ニ対してハ、

蘇張之弁は、却而疑惑ヲ生ずる媒と可罷成、兎角一致

充実之人〔を以、暴政 御矯直之外有御座間敷、乍去

初より兵器ヲ〔御破付と申候而ハ、天下之人心を為致

感動候程ニ〔行兼、且先年とは形勢相変シ、 闕下ヲ

致擁蔽候今日、万〔上と隔然仕候而は、 御味方

ニ奉与候人相少、義兵を被為拳道無之様罷成茂難計、

仍而御目前を被為 忍、善悪 御包容、憂国一〔御誠

実ニ而 御〔掛、 御趣意之条件

主上江十分相達、取舍之權被為握候様〔度、其上

は何様共 御趣意通可罷成奉存候、畢竟干戈ヲ不動候

而不相濟場ニ可立到候得共、不得止して 御決策と申

所ニ仕度、尤非常ニ被為応候程之御用意は備へ置申度、

当分御当地より上京之兵隊は、 御指揮通致進退候様

仕儀ニ〔事ニ御座候、何分方今模様〔と奉存候、

若シ只今ニ而〔何と被 思召、瓦解之節〔被為待御

事ニ御座候ハ、御沙汰之通、此佞之姿ニ而押移候

ハ、形勢一變、随而士氣靡頽仕義兵之拳様無御座可罷

成、仍而御前ニハ、何ク迄も当県ヲ御離去無之、

従容と御踏止り、乍恐(虫損) 従三位様ニハ東京之

御官職、御前ニハ当県之御主宰御奉命被為在、

御県内之人心一定之道ヲ預(子)メ被相定度、尤氣脈不相通

候而は情実茂通し兼、時機ニ相後レ可申候間、誰そ老

人思召ヲ以、東京江被差出置度奉存候、

一両参事 御前江被召出、御説諭不奉承様(虫損) 外ニ御

尽力之御次第可被為定奉申上候、(虫損) 可奉言上

御旨奉承知候、御沙汰之通御事ニテハ、断然と奸魁

之肝胆ヲ寒シ候程之決策立兼可申候、兎角一定不動之

兵威ヲ以、至理至当之公論を御主張有御座度、就而は

当時紛々不定之人氣ニ御座候間、御説諭不奉承知候

得は、家令江同段 御達シ相成度、家令之承知不承知

は其佞被為置、(虫損) 有志之有無 御質問、御答不申

上折は、乍恐 御前之 思召ヲ以、私共兩人 御沙汰ニ

而奉感動候処茂如何と奉存候、決而風輩(虫損) 事等ヲ憚り

奉申上候様之事ニ(虫損、而カ) 是更ニ無御座候間、前後之御次第、

深ク 御勘考被為遊(虫損) 奉願上候、

右は僭越不敬之至ニ奉存候得共、見込之佞ニ奉言

上候、誠恐誠恐頓首再拜、

未十二月八日

奈良原幸五郎(繁)

伊地知壯之丞(貞繁)

冊子原寸 縦二九・五種 横二二・五種 六枚

二九八 等象齋介石ノ時弊論 跌出上下(スゲンデ) 二冊

天賦遙隔。性工難レ做。等十四篇

一九一八ノ一

「(表紙) 跌出上」

スゲンデ 跌出序

爰に窃に憂ふる事あり、之を語らずんば国のために忠を
喪ひ、語て之を訟れハ政のために憚る所あり、此二ツの

際だに躊躇する事久し、之かために食して味を知らず、
寝て睡を忘る、^(宋損)□を思ひ之を思ふに、事眉を燃よりも急
なり、卵を累ぬるよりも危し、憚て言ハざらん人よりハ、
寧語て忠を致さん、遂に筆硯を執て、胸中に蘊畜する所
を紙上に載す、載て其十か一をも尽す事能す、其尽さざ
る所ハ口ツから之を語らん、之を草し闕て其稿を脱する
を俟に暇無く、之を大方老成の君子に訟告せんとす、其
戸を出るに及て、行檀を裹むに違あらず、足履を納るゝ
を俟す、題して既出と名の所以なり、

明治四辛未臘月念一日

既出上卷標題

一天賦 遙隔

コノ題意、日本ト西洋トハ、天ヨリ賦予スルトコロ、
鳥獸草木ヨリ衣食住ニ至ルマデ、水火ノ如ク異ナリ、
又人ノ形質ニモ十別アリ、之ヲ混
同セハ、必ス困ヲ誤ルコトヲ論ス

二量力 施術

コノ題ハ、五百年前ヨリ開化富強ノ洋人ト五百年開
化後レタル日本ト張り合ハセテ通商交際イタスハ、
裏店ノ貧商ト鴻池ト抗商スルガ如
シ、倒レシコト近カラシコトヲ論

三物産 貴工

コノ題ハ、舶来ノ品ハ悉ク人工ニ出デ、形チ小ニ
シテ価ヒ百倍ス、日本ノ品ハ形チ百倍大ニシテ価百

四性 工難 倣

倍賤シ、故ニ桑・茶ヲ以テ最上トスルヨ
リハ、早ク人工ヲ起スヘキコトヲ論ス
コノ題ハ、日本人ト洋人トハ、天稟ノ工才天賦ノ如
クナレハ、学デモ伝習致サレザルコト、ソノ数多シ
而ルニ漫リニ洋行等ヲ許サルハ、大
ニ人材ヲ誤リ、財ヲ費スコトヲ論ス

五後時 喪用

コノ題ハ、今日洋人御雇ヒ入レニテ、器械制作ノ品
ハ、外国ニテ久ク行ハレタル品ナレハ、外国ニアリ
テハ流行後レノ品ナリ、然レハ外国ノ金ヲ
取入サレハ、富國ノ術ニ非ルコトヲ論ス

六不行 不試

コノ題ハ、五百年前ヨリ開化盛大ナル外国ニテ、鉄
道ヲ施テ便利トスルニ倣テ、今日ノ日本ニ鉄道ヲ用
ルハ、蚤ノ陰囊ヲ屠ルニ象刀ヲ用
ルヨリモ甚シ、其害甚キコトヲ論

七洋学 目的

コノ題ハ、天下ヲ争ハシメテ、洋学ヲ誘ヒ玉フソノ
目的ハ、定メテ富強ノタメナルヘシ、然ニ語学ヨリ
入テ、富國ニ至ルト云ハ迂遠也、工産
ヲ起スニハ、語学閑ラザルコトヲ論ス

既出下卷標題

一商益 孰多

二計益 倍上

三金穀 難弟

四遠慮 与奪

五子備 日用

六策 先目的

七服外 無治

眺出上巻

一天賦遙隔

此天賦遙隔と性工難做との二題へ毎題の枢機なり

それ氣候に寄り地勢に寄りて、山川草木鳥獸人物それ
 〳〵の別を成すものハ、是れ皆天賦より生ずる処の別也、
 此天稟の別に寄て、同じ人類にもさま〳〵の種類の別あり、
 同じ草木の中にもさま〳〵種類の別あり、此天賦の
 本原を心得ざれハ、物の生命を損じ、人の生産を誤る、
 故ニ国家を治むる第一の心得とすへきハ、此天賦の別なり、
 たとへハ我日本にて北国の人ハ色白ク、西国の人ハ
 色黒し、又奥羽の語音ハ舌音より出て鼻に廻りて声輕し、
 西国の語音ハ牙音・齒音より出て声甚タ高クして又重し、
 独り西京の語音のミ多クハ唇音に出て、宮商角徵羽の
 五音に則り輕重の中を得たり、故に西京のミ独り言葉に
 訛リ無し 此れハ未ダ五音の学を知らざる人の説也、又大坂の
 富饒繁華なるも、是れ地勢の致す処なり、大坂を以て北
 国や西国に移すとも、彼の繁花に至り難し、又西京の婦
 人の腰の細きも、田舎の婦人をして倣ハしめ難し、又同

じ草木なれとも、薩州の葉ノ島の杉と飛驒の位山の杉と
 の如きハ、樺ケヤキの柰目モクに似て他の山の杉と異なり、又肥後
 筑後の堺に育テル鯛ハ形短ク、天草沖に育てる鯛ハ形長
 し、ケ様の類枚挙し難し、是れ皆天賦によりて此別を生
 ず、同じ此日本の内に於けるさへ如レ此天賦によりて別
 有る事に候へハ、万国の間にハ何ほどの天賦の別あると
 も數へ難し、今其少分を出さん、草木の如キも、彼西
 洋等に在て日本に無きもの何ほど夥き事に候や、鳥獸の
 内にも、同じ狐狸なれども、西洋の狐狸ハ人を騙ダマさず、
 日本の狐狸ハ能ク人を欺騙セリ 東本願寺へ元根穀殿と唱へし処あり、此処當時夷人館と相成れり、之を以見れハ、洋狐と日本狐ハ果して異也、又同じ犬なれども
 日本犬ハ黒眸怯面にして性尤モ愚鈍なり、洋犬ハ黄眼峻
 面にて性能ク物に忍耐して慧敏なり、是れ皆其地勢の然
 らしむる処の天賦の別なり、是れたゞ鳥獸草木のミなら
 ず、人も亦地勢に寄り氣候によりて、其別無き事能ず、
 其別多しといへども、今爰に其五別ある事を語らん、一
 ニハ形別、二ニハ性別、三ニハ衣別、四ニハ食別、五ニ

ハ住別、先ツ一に形別とハ、洋人の支体ハ膚白く、印度
南海の人の如きハ支体黒し、日本・支那人ハ少シ膚黄也、
又洋人ハ髪毛或ハ赤ク或ハ黄なり、支那・日本人ハ髪
毛黒し、又洋人ハ身量長大なり、日本・支那人ハ短小な
り、又洋人ハ髪毛鬢チンカマ、日本人・支那人ハ髪毛ハ直クして
長し、又洋人ハ鼻高クして長し、日本人・支那人ハ鼻低ヒカ
クして短し、又洋人の鼻ハ眉間より生し、日本人・支那人の
鼻ハ、眉下目間より生す、又洋人ハ碧瞳黄眼なり、日本
人・支那人ハ黒眸白眼なり、又洋人ハ大小二便別通し、
日本人・支那人ハ二便聯通す、又洋人ハ眼力尖明にして、
遼遠繊細の物を見る此事後の性工難、倣の下ニ詳ニす、日本人・支那人の眼
ハ鈍明にして、遐遠繊細を見る事能す、又洋人ハ寿稍短
し洋人にも百歳に及ぶ長寿者あれど、平均する日本人よりハ稍短し、日本人・支那人ハ寿稍長
し、已上ハ形に就て天賦の別ある事を挙ケたり、△二に
性別とハ、五帯の国の中に、寒帯と熱帯との両処の人ハ
性愚にして智無し、故に文字を以て教ゆといへども化す
る事能す、温帯下の処ハ両別ありて、北極出地四十七八

地以上六十度内外の人ハ、其智方にして圭角あり、圭角
ある故ヘ理を考る事端正なり、物の端正なるハ是れ圭角
より生ず、事の精密なるハ是れ端正なるより生ず、是れ
洋人精密を究る所以なり、智に圭角ある故ヘ心自然に峻
峻なり、心峻峻なるものハ必ず圭角有り、心に圭角有て
峻峻なる故ヘ自然に気短く、自然に残忍狡黠なり、是れ
洋人心峻シク気短き所以なり、又五十度内外より六十度
内外の国ハ、物に能ク忍耐強クして疲倦少し、故ニ事を果
し遂ぐ、是れ洋人忍耐強クして物に倦ざる所以也、又四
十度内外より五十度内外の人ハ、智円にして圭角無し、
故ニ理を考る事疎漏にして端正ならず、是れ日本・支那
人の物に精密ならざる所以なり、智に圭角なき故ヘ、心
も亦随て洋人ほどに峻シからず、是れ亞細亞人の洋人よ
りハ気緩ヤカなる所以なり、気が緩ヤカなるハ、是れ必ず
事に疲倦多クして懈怠生じ易スし、是れ支那・日本人の、
事に忍耐力弱き所以なり、如レ此土地の南北の別あるに
随て天賦の別ある仔細ハ、陰気ハ物を肅殺し、陽気ハ物

を哺育する道理より、自然に生ずる処なり、是れ北方の人ハ戦争を好ミ利を重ず、南方の人ハ仁を貴び義を重んず、五大洲中に堯舜周孔等の聖人を産し、耶蘇等の教主を生ずる事ハ、独り亜細亞而已にある所以なり、聖賢を生ずるハ、独り亜細亞に限れりと洋人讓て争ハざるハ、此故ならずや、是れ三十度内外より四十度内外の地ハ、氣候温和なる故へ、其氣候に化せられ、自然に人の心も温和に氣も亦緩ヤカなれり、是れ天賦より生ずる処の聖賢なり、△三に衣別とハ、赤道下前後の熱帯の国ハ多クハ裸体跣足すれども、其衣を用るに至てハ草木の皮を以て之を衣とす、又寒帯の国ハ専ラ獣皮を衣とす、温帯の国ハ是れ自然と二様に分れて、穀食の処ハ絹布或ハ綿布を以て衣とす、此れハ日本・支那の如し、肉食の国ハ毛織を以て衣とす其肉を食とし、其毛を以て、衣とし、其皮を器と成す、洋人等の如し、△四ニハ食別とハ、亜刺比亜等の沙漠の地と西洋等の寒湿の処との如きハ、五穀豊熟せざる国故へ、魚獸を以て食とす、日本・支那・印度等の如く五穀豊熟する処ハ五穀

を以て食とす、赤道下の国の如きハ、四時常ニ絶へざる果実ありて、天然に備へる処の食ある故へ、果実を以て食とす、是れ皆何れも天賦によりて食に替りあり、△五ニハ住別とハ、寒帯の地ハ寒氣甚しき故へ、穴居を以て家と致セリ、熱帯の地ハ熱氣烈しき故、樹木の空洞へ多ク栖めり、温帯の地ハ大略三様に分れたり、英国等の如きハ寒湿甚しくして、樹木の育チ難き故木材に乏し、因て石や鉄を以て家宅を造れり、日本や支那の如きハ樹木の能ク生長する国故へ、樹木を以て家宅を造れり、亜刺比亜の遊牧の地の如きハ、木材にも鉄材にも乏しき処柄故、帳幕を以て家と致セリ、是れ亦天賦より成す処の家宅の別なり、如^レ此形と性と衣食住との五事に於て、さまざまの別あるものハ、是れ全ク地勢と氣候とに依て此別を生ず、同じ一類の草木、一類の鳥獸、一類の人物に於て、右の如くさまざまの替りあるへき筈に非れども、地勢と氣候とに依て、天より賦子する処なり、故ニ天の賦子する処に隨て事を營むに非れハ、必ず永續し難し、水

ハ低きに降り、火ハ高きに升る、鳥ハ天に飛び、魚ハ淵に遊ぶ如き、是れ天の賦予する処の性の俛に從ふトハ申也、若し水を升らしめ、火を下らしめ、魚を陸に躍らし、鳥を水に沈めば、是れ天賦する処に背く、天賦の俛に從ふを理に從ふト申す、天賦に背くを無理トハ申也、無理ハ一時運ぶ様なれども、必ず末を遂ゲがたし、因て人の形と性と衣食住との此五事ハ天賦に背き難し、若し熱帶下の人を穴居致させ、獸皮を服せしめハ、必ず蒸死すへし、若し寒帶下の人を樹洞に栖マしめ、樹皮を服せしめハ、必ず凍死すへし、此理を推して見れば、人の形と性と衣食住の五事ハ、地勢に寄り氣候に寄りて天賦を犯すへからず、さすれハ五帶下の地勢と氣候とに依て、人民生活の職業も、矢張りそれ／＼の天賦ニ從ハざる事を得ず、其生活の道數ス限りも無けれども、今其一を挙て申さば、日本・支那の如きハ木炭柴薪を以て割烹の日用を弁し、英国等ハ石炭を以て割烹の日用を弁する如きを、天賦の生活の道とす、其仔細ハ如何ぞと尋るに、英国等

ハ寒湿甚しくして樹木の育チ難キ処柄故、天より能ク見量らひ、石炭を賦予して割烹の日用を欠ざらしめ、日本・支那の如きハ氣候暖和にして膏腴なる土地ニハ、樹木が能ク育ツ故へ、木炭柴薪を天より賦予して割烹の日用を欠ざらしむ、日本や支那にも石炭を産すれども、是れハ国倍々開ケ、人戸繁殖するに隨て、炭薪必ず欠乏すへき時來らん、其欠乏を補んためニ予め天之を賦予す、天ハ是、夫れ天の造物者と成りて万物を造り成すにハ余る処無く足らざる処無く、寒氣甚しき処ニハ其氣候に相応する物を産し、熱氣甚しき処ニハ其氣候に相応する物を生ずる処を、天賦吻合トハ名るなり、さすれハ穀に宜き処ニハ穀を産して之を食と成さしむ、因て穀を以て食と致すも是れ已れとして食する食ニハ非ず、是れ天の賦予する食なり、又肉に宜き國ニハ、山野に良草を生し、獸類を牧養するに便ならしめ、英國杯ハ寒湿甚しき故へ、五穀を生せず、因て其代りに天より良草を生し牧養を扶るなり、肉を以て食料と致サしむ、因て肉を以て食とするも天より英国等へ賦予する食なり、是れ洋人私として食する食ニハ非ず、又赤道下の國に於て果実を以て食とするも、是れ亦天より賦

予する食なり、此理を以て見れハ、木炭柴薪を以て日用を弁するも、石炭を以て日用を弁するも、己れとして致す事ニハ非ず、皆是れ天より賦予する処なり、さすれハ支那・日本の人が木炭柴薪を日用に費し、英人等が石炭を以て日用に費すハ、是れ天賦の理に従へるなり、英国の鉄を産し石炭を産する事ハ世界第一なり、英国ハ山野共に処として石炭ならざる処なし、処として鉄礦ならざる処なし、スコットランド英國の地名ハ六十里四方悉ク石炭礦にて、二千年ほどの費用を貯ふと申たり、さすれハ英国等にて蒸氣を用る法を盛にするハ、右様石炭沢山なる故なるヘシ、又英国ハ鉄を産する事沢山なる故ヘ、鉄を以て器械并家宅等を造れり、鉄船・鉄橋・鉄道・鉄筒・鉄梯・鉄桶・鉄瓶・鉄欄干・鉄垣牆・鉄門戸、此外さまざまの鐵造の品沢山なるものハ、たとへ我日本にて竹木を以て右様の品を造り出すに同じ、彼國ハ寒湿甚しくして日光を見る事一日ニ纒三時、竹木を産せざる故ヘ、鉄を以て竹木に換るハ是れ自然の理也、因て洋國にて製鉄場の盛ンなるハ鉄を

産する事多キ故なり、鉄に乏しく石炭に乏しくして、彼の英国の蒸氣の盛なるに倣ひ製鉄を盛に致すに倣フハ、是れ天賦に叶ざる故、國民必ず困窮を生すへきに至ルヘシ、何故ヘぞと尋るに、夫れ天下國家を治むる事ハ、遠ク万代不朽に及ぶへき事なれハ、十年二十年の末には國産の物品尽きて、民生日用を欠クへき事生すれハ、國斃れ民倒るゝハ必然なるヘシ、そも〳〵鉄や石炭の如きハ草木と同じからず、草木の如きハ年々生ヘ継クものにて尽る事無きものなれども、石炭や鉄の如きハ一尺掘り取れハ、其一尺丈ケハ二度ビ生繼つづといふ事無し、西洋ハ五行を取らず、別に四行を立ツ四行より生セざるもの無し、而して其四行に千差万別の替りあり、金石を生ずる四行ハ、火に焼ケども焚けざる四行なり、草木を生ずる四行ハ、火に焚ケ水に腐る四行なり、又金石や人の骨等を生ずる四行ハ、剪り取れバ剪り取に隨て跡より生繼といふ事無し、草木や人の髪の毛等を生ずる四行ハ、剪り取れハ其剪取るに隨て、又其跡より生繼クものなり、是れ金石を生ずる四行と、草木を生ずる四行とハ、本来四行に於て替りあるものなり、其鉄や石炭を生ずる四行ハ、一度ビ掘り取れハ、二度ビ跡に生繼がざる処の四行なり、因て用る事盛んなれハ減る事も亦盛んなるヘシ、たとへハ外國の蒸氣船と日本の河海の蒸氣船と諸器械蒸氣と製塩場薪灰底の如ヘ、塩を煮るに石炭を用ゆ・風呂屋石炭を用多し海辺柴薪不自

由なる処とに、毎日々々費る処の石炭を縦横の幅に直
し、五間四方の面積と致し候へ、一年に用る処の石炭の
面積三十九万〇六百二十五間（一丁）と成れり、さすれハ年々の
積モリ、日本の石炭尽るとき来るへし、況や日本の石炭
を産する処何ヶ処有之候や、尚又石炭を産する処海岸を
去る事三里以上なれへ、たとひ何ほど結構なる品を産す
とも、運漕の費へ夥く懸り候故へ、有れども無きが如し、
然に追々蒸気を用る法盛ンなれへ、必ず石炭不足する場
に至るへし、最早ヤ今日さへも辺鄙通ひの蒸気船杯へ、
石炭が思ふ假に手に入らぬ由、松木や雑木を用る事とハ
相成りし由、右様の訳にて炭薪迄大ニ一時に直上り致し
たる哉に承り及へり、已ニ兩三年前迄ハ石炭一万斤に
て拾七八兩内外の処、只今にてハ高島の方にて六拾一兩
余、唐津の方にて五拾七兩余、鍋島の方にて五拾三兩余
磐木の方にて四十八兩余に相成れり、右様追々直段張り
上ヶ候処より推下して見れへ、七八年以前よりハ余ほど
騰貴致したる事ならん、右様石炭追々用る事盛なれハ払

底致すハ必然なるへし、石炭払底致すに付ケ、其直段騰
貴致すハ必然なるへし、さすれハ石炭を用るほどの物へ、
何品に寄らず忽直上り致す事も亦必然なるへし、又石炭
払底に相成候へ、其響き忽チ炭柴薪に及び、木炭柴薪
の直段迄騰貴するハ必然なるへし、然に炭薪ハ民家日用
の大なるものにて片時も欠へからざる品なり、三度の飲
食ハ勿論、味噌屋醬油屋が豆を煮麴を製する、酒屋が酒
を造る、養蚕家か蚕を煮る、染屋が染具を煎すル、鋳物
師が金器を製する、陶器師が陶器を製する類、十に八九
迄炭薪を用ひざるハ無し、因て炭薪が払底ニ相成候へハ
諸物価共に朝日の立昇るよりも甚しく騰貴すへし、是れ
石炭払底すれへ、民の困苦を増す所以也、国の立ざる所
以なり、日本の石炭が尽きたれハ由、外国懸けて石炭迄
も求る事ニ相成候而は、日本が如何して立行可申哉、日
本の内に産する石炭さへも、海岸を三里以上離れてハ運
送の費夥しけれへ、勘定に懸り不申由に候処、外国より
万里の海上を運送致し来れる石炭を用ひてハ、日本何を

以てか富強の場に至るべき時節有らん、因て不得止事ハ蒸氣を御用ひに可相成事なれども、可相成丈ヶ石炭の費へざる様ニ御仕法御立替へ遊されざれハ、御国体ハ果して被為立間敷、天下を治め国家を治むる事ハ、十年ほども続き難き法にてハ治マルへき様無之、然に鉄や石炭の如きハ尽る時あり、又限り有り、人ハ是れ世界とともに限りに無く、又尽る時無し、因て限りある石炭や鉄を以て一時に用ひ尽してハ、涯り無き国と人とハ治め難し、さすれハ英国たりとも実を論すれハ、今日の如ク鉄炭を費すハ万代不朽の国民を治むる法に非ず、兎にも角にも天賦に背きてハ、国民を全ふする道に非るへし、

二量力施術

百凡の事、一として力と術と鈞合ハされハ事成り難し、若シ十石船に千石船の荷を載すれハ必ず沈ん、犬や猫に牛馬の荷を負ハせバ必ず倒れん、是れ其荷と力と鈞合ハされハなり、今日我此日本をして洋法に移し替へ玉ふも、亦国力と洋術と鈞合ハざるときハ、此理に異ならず、成

るほど洋法ハ富国の良法に相違も有間敷事なれども、彼洋人今日の富強に至る、五十年や百年位にて整ふたる事ニ非ず、遠クハ五百年近クハ三百年來、天造の産物人工の産物を製造する処の法に苦勵し、数十度の戦争に及び、夥キ属国を拵へ、加之万国通商を始め、日本や支那人ニハ夢にだも氣付ぬ時より、万国の利を聚めて己れが國を富マシ、尚英国の如きハ已ニ四十七ヶの属国を貯へ、其属国と本国との兩処より納まる税と、又万国より入り来る通商の益を以て富強の法相立候へハ、我日本の今日の微力を以て彼富国の術に則りを取り玉ハ、果して半途にだにも及ハずして斃れ玉ん、乍恐たとへハ裏店や借屋借り風情の貧商が、大丸・三ツ井の繁昌を羨ミ、たゞ一筋に大丸・三井の方のミへ眼が付て、己れが手許の微力を量らず、無理無体な借財を致し、大体ソコ／＼に大丸・三ツ井の店に似寄り候様に店形チを拵へ上ゲたり、然処新規店の事なれば、大丸や三井の如ク遠国より注文が俄に参るへき様も無く、又近国たりとも大丸・三井の

十分一ほどにも注文申来らず、さらば迎、高ク売れば客が来ず、低売れハ儲ケ無し、其内ニハ倉の品にハ鼠切りや沁^シものが段々出来、又店売の方ニハ、番頭が私慾致し、手代が使ひ込ミ、下女下男や日雇方の喰ひ込ミハ段々相累なり、尚其上へ未タ手馴れざる商売柄の事なれハ、目に見へざる処に無用の費が夥しく、又借りたる金ニハ日に増し利倍相累なり、とふく金儲ケと申処迄至り届かずして、夜逃ケ致さねばならざる事に立至るハ必然也、己れが力が倣ふ処の術と釣合ハざれば、果して此譬に類する場に至らん、業ハ病を治する法なれども、用ひ過れハ却て病を害す、食ハ命を持つべきものなれとも、用ひ過れハ却て命を損ず、洋法ハ富国の良法なれども、彼れ三百年・五百年の漸を経て今日の富強に至れる法を以て、之を一時に頓に用ひ過ぎてハ、却て国民ニツ作ラ困窮甚しきに至るへし、漸を以て整ふたるハ、漸を以て倣ふへきハ、是れ理数の常なり、事迂遠に似たるも、小を積て大に至る、却て是れ富国の捷徑也、

三物産貴工

今日の急務たる何をか富強に及ん、其富強を致すハ物産の外何をか有らん、其物産に二種あり、一ニハ天造、二ニハ人工、其天造の産物ハ、茶・桑・蠟・椎茸等の類にて、此れハ天然の俥にて人工を借らざる品なり、其人工の産物ハ、漆器・磁器の類にて、人工にて製し出す品なり、此二種の中に最も貴ぶべきハ人工にあり、其仔細ハ天造の如きハ何ほど貴き品たりとも、茶ハ四月を以て産し、蚕ハ五月を以て産する品にて、一年に纔に一度産の品なり、然に人工の品ハ、元日より廿九日迄毎日々々造り出すものにて、尽きざる品なり、尚其上へ人工の品ハ天造の品にくらぶれハ、品柄に寄りてハ其価ひ二百倍三百倍にも過たり、其仔細ハたとへハ懐中時計を製するに其地金の目方を百目とし、其百目の地金の代を式朱とし、造り上けたる時計の代金を拾兩とすれハ、地金の価に八十倍セリ、加之時計ハ茶・桑の如く一年一度産に限れる品に非ず、日々造り出す品なれハ、一年に産する事三百

挺に及ふと致して見れば、其益も二万四千倍余に及ぶへし老挺の時計にも二百人余の手伝の手を雇ふ由に候へハ、日々一人の製する数挺ニ及ならん、又陶器を造る如きも、土壱斤を以て陶器の數四十ほど造り出し、其土壱斤の代錢を壹朱とし其陶器一ツの代を貳朱とすれハ、土の価に八十倍セリ、又生糸の類も生形ヤサダにて洋人に渡すよりも、人工に製して彼れと通商セバ、我日本の益何ほど大ひなる事ならん、先第一ニハ生糸ササの尻にて売出すよりも、工製の利ハ数十倍に過るへし、二ニハ組織の職方を取立て貧民の活計を扶る益あり、三ニハ紡績の職方を取立て是れ亦貧民の活計を助る益あり、四ニハ組織入用の器械を製する職方を取立る益あり、五ニハ組織入用の器械を製する処の材具屋を助る益あり広ク天下ニ及ぶ事故へ、小事に似て実ハ大也、六ニハ染匠の職方を潤す処の益あり、七ニハ染具を製する職方を潤す益あり、右に就てハ此外にさまざまなる國益に可相成事あるへし、如レ此纔生糸の一ツを以て工製と致すさへ、数々の大益ある事に候へハ、此外万品何品に寄らず、生形ヤサダにて彼れニ渡すハ百倍の損たり、工製に懸

ケて彼れに渡すハ百倍の益たり、乍去今日の日本の組織の姿にてハ、彼れより競ふて求め可申様無之、又彼れに倣て工製致すとも、彼れ競ひ求むべき様も無之、何れ競ひ求むるハ己れに欠けて不足する処あればなり、因てたとひ彼れニ倣ふとも、工製と成して通商する用に供するに至てハ、換骨脱胎カネすへき事なり、

四性工難倣

性工とハ如何なる事ぞと尋るに、手近きたとへを以て申さハ、肥後の國に喜三郎といへる人形師あり、鳥獸人物の真容を写し取て形を製し成す事、さながら真像の如し、故に世上之を稱して生人形イノコといふ、今世にいふ処の生人形の名ハ此喜三郎に生まれり、東京・西京・大坂を始め広ク諸方へ數百人の門人あり、然れども一人として喜三郎が巧妙を學び得るもの無し、因て生人形といふ名ハ喜三郎一人に限て、其他の製するものハ皆死人形なり、如レ此學でも々々其巧妙が伝習致されざる処を性工とハ申す也、是れハ喜三郎が天授の性に備ふる処の独工才と

申ものなり、我日本の内にヌラ伝習致されざる事有之候へハ、洋人の工作に於て伝習致されざる事可有之儀ハ勿論に候、因て洋工を伝習致すに就てハ、先ツ第一に伝習致されるや否を知て学バざれハ、徒ラに財を費し暇を費す事に相成り申へき事故へ、其伝習の出来る状出来ざる状を心得分ケ置へし、就之先ツ性工と習工との別ある事を知らざれハ難相成、性工とハ其人一人に限りて備へる処の天授の工才にて、他人の学び得難きものなり、其習工とハ学で伝習致される工才なり、問て曰、伝習の出来る工才とハ如何なる事ぞ、答て曰ク、洋人の至極精細の工才と又新奇の事を発明致す処の工才とハ、是れ彼洋人に限れる天授の独工才にて、是ればかりハ支那や日本の人杯か、如何ほど苦でも伝習致される事に非ず、問て曰、何故に彼洋人には他の伝習致され難き性工の才を備へたるや、答て曰ク、彼洋人ニハ支那・日本の人の及び難き事凡ソ三有り、此訳にて洋人には伝習し難き工才を備へたり、其三とハ何ぞ、曰ク、眼と智と忍耐との三

り、先其他の及び難き眼を備へたるとハ、之に就て世の中ニ七種の眼ある事を心得置へし、其七種の眼とハ、一にハ暗中ニ於て見へざる眼あり、此眼ハ昼と無く夜と無く、光り無けれハ物を見る事出来ざる眼なり、故に日月や燈燭の照らしを蒙て能ク物を見る事を得る、是れハ日本・支那・印度等の眼なり、二にハ暗中に能ク物を見る眼あり、此れハ光明無くして物を見る眼なり、乍去日光や燈燭の光を蒙れハ尚倍々明に見へる故へ、光を借らざるニハ非ず、是れハ猫や鼠の眼なり、猫ハ真の暗に逃る処の鼠を遙に見て之を捕り誤らざるハ、是れ猫眼能ク暗中ニ見ゆる故ならずや、鼠ハ真の暗に遙に猫を見て逃るハ、是れ鼠眼能ク暗中ニ見ゆる故へならずや、三にハ日光のミ物が見られて、他の燈燭等の光にてハ見へざる眼あり、此れハ雀鳩等の眼なり、四ニハ日光を以て却て物を見る妨ケになる眼あり、此れハ蝙蝠・鴉・鷓鴣等の眼なり、故に此鳥ハ昼ハ潜伏して夜のミ飛行致セリ

昼絶へて見へざるにハ非ず、日中ニ近ツ、五ニハ昼夜眠らざる眼
クほどまばゆくなりて見へぬ様ニ成ル也

あり、それ何の眼であれ眠らざる眼無し、睡眠ハ是れ眼の食なれハなり、然に眼として眠らざるあり、此れハ魚類の眼なり 三才図説に古ハ鏡の形を魚様に造る、魚の眠らざるが如ク、此ノ鏡をして盗を防しむ、又門の鏡を門垂魚と同じふも、六ニハ能ク記憶する眼あり、此れハ一度見たる処を忘れざる眼なり、是れ則牛馬の眼の類也、齊の桓公軍行の節踏踏ミ迷ひしを管仲老馬の智を用ひたるが如し、七ニハ遠遠繊細なる物を見る眼あり、此れハ鳶・鷲・鷂類の眼なり、鳶の如きハ上ミ千丈の天にありて、下モ千丈の地上の食を求るに、一として見誤らず、仮初メにも綿屑ク杯を見て魚腸と見誤る事無きハ、是れ鳶眼能ク至微至遠の物に及ぶ故也、鷲や鷂類の眼ハ十里外の繊微のものと雖能ク明に見るもの也、洋人の眼ハ此七種の眼の中に、第二の暗中ニ見ゆる眼と第七の遠微なる物を見る眼とを並べ兼ねたり、斯重カキ宝なる眼を具へたる故へ、他方の人の及ビ難き精微の良工の品が製造致され可申、たとへハ懐中時計やセキスタント測量ノ器の如きハ、たとひ日本人や支那人が生れ代りて来るとも製造致される事に非ず、

其仔細ハ近来懐中時計の盛ニ流行して、世人の遊び初メしより十余年以來、三都よりして諸方へ懸ケ、時計師が毎日々々舶来の時計補ナホツを致す事而已に懸り果てたれども、只の一人も懐中時計が日本にて新製致さるゝ工夫仕たるもの無し 此事ハ三都の良工の時計師ニ問ひ尋て、試ミたりしに日本人にてハ出来ずと答、然に時計を製する事ハ、誰か時計師に及ぶものあらん、西京にてハ小西藤吉と申時計師が如キハ 尾州出生のものにて、数代の時計師なり、日本にて精細なる細工仕る事ハ、三都にても藤吉が右に出るものハ恐ク有間敷、而して此藤吉列のもの朝夕懐中時計を取扱ひ乍ラ、日本人にてハ決而製造致さるゝものに非すと申、然ニ負ケ惜ミの強き世の中なれハ、我職柄の事ハ大体の事ハ出来ぬ事をも出来ル顔したがる故へ、己れが口よりハ恥て出来ぬとハ申さぬものなれども、其時計師がどふ致しても、此懐中時計計りハ日本人の手にてハ出来ぬと申セハ、時計師を除て外に誰か此懐中時計の細工が出来るものあらん、蒸気船や六挺ガラミ・本籠メダイフル等の鉄炮ハ雛形を見て日本の大工や鍛冶が製造致される事

なるに、懐中時計やセキスタント等の如きハ何故に製造致されざるやと申に、是れハ別に仔細あるに非ず、粗大なる製造ハ日本眼にて致さるゝ事なれども、極微細なるハ日本眼にてハ難_レ製故なるへし、左様無之候而は、蒸気船・鉄炮等が做造致されて、独り密製織造の時計や測器等が做製致されぬと申理が相立がたし、因て右様の至微極細なる器械を製せんと欲セハ、先ツ眼から作り替へて洋眼と改めされハ難_レ相成_一、如_レ此日本眼にて製造致されぬもの、何ぞたゞ懐中時計やセキスタントの類而已ならん、此外做製致されざるもの定て多カルへし、さすれハ洋学さへ致セハ彼ノ皆伝が致される様にども心得てハ、徒ラに暇を費し財を費す事に至らん、性工・習工の別ハ可心得事也、已上ハ実ハ試論也、△ニニハ洋人にハ他の及び難き智を備へたるとハ、彼洋人の精密の器械を製する智と新奇の事を発明する智とハ、是れ他邦の人の及び難き智なり、其仔細ハそもく支那にて洋学の開ケたる事ハ明末にて、今日に先立ツ事已に三百年に近し、明の游子六

が天経或問の究理の論を見て知るへし、然れとも明末より今日に至る迄、西洋人の器械をも圧倒するほどの品の発明だも致したる者無し、又日本にてハ天明・寛政頃のより洋学開ケ初メて、司馬紅漢(正)日本にて地動の天文、此人唱へ究理の(思)曆象新書(吉雄南島)・志筑唯雄(思)の傑出の洋学者も有りて、今日に至り倍々開ケたれども、誰一人として洋人をも驚すほどの新奇の事を発明したるもの無し、諺にも梅檀ハ二葉より芬ばしと申事に候へハ、天明・寛政の頃より今日に至り洋学に入りし人の内ニハ、一人や二人位ハ洋人にも珍重致されるほどの新奇発明の出来る兆シが何処(どこ)に欵見ゆへき筈の事なれども、支那より日本に懸ケて、玩物にも必用の品にも新奇の事を発明したる人無けれハ、新奇発明と申事ハ日本人や支那人の及びも無き事なるへし、因て昔より今日に至ル迄、日本工製の品にて洋人より珍重致されるハたゞ漆器の一品の外に余品無し、支那工製の品にて洋人より珍重致されるハ陶器一品の外に余品無し、夫れ故へ洋人日本の漆器を称してジャツパ

ン日本名といひ、支那の陶器を称してチャイナ支那名といふ、洋人此漆器・陶器を世界中の二別品と称すと申されとも、実ハ是れ日本と支那とを愚弄するの称なり、彼の洋人の百凡の器物、何れも精密を究めたるに比するに纔此れ式の一品の産物を以て、彼れ何ぞ真に世界中の別品と詠むるものならんや、一国の智力を尽しても此一品の外ニハ采り用ゆへき工製の品無しと申趣意にて、一国の名を以て此一品に与へたるものなるへし、左様無之してハ国名を以て此れ式の品に名クへき理あらんや、之を以て見れハ、人工の品に於てハ此二別品の外ニハ支那・日本兩國懸けて外国人の珍重すへき発明の品ハ無しと見へたり、僕も不敏乍ラ、所謂下手の横好きにて新奇の事をも発明致さんと志し、年久しく苦ミし事もあれども、舶來の精密の器械を見し以來、新奇發明杯と申事ハ中々及びも無き事と明らめたり人力軍位の粗略なる事ハ、日本の發明もあれども、今申処の新奇發明ハ右様粗略なる發明の事ニハ、僕も先年写真・エレギテル・ガルハニ等の数十種の伝習ハ致したれども、右様の發明が出来るやと申さバ

是れ亦及びも無き事に候、さすれハ洋人の精密の品を製し、又新奇の事を發明致す事ハ、是れ洋人の天賦の別才なり、此れハ他方の人が学バんと致しても学バるゝ事に非ず、△三に洋人にハ他の及び難き忍耐を具へたるとハ、彼の洋人ハ一度志を發したる事ハ必ず果し遂ざれハ息めず、中途にて容易に廢するといふ事無し、故に一代にて遂ケざる事ハ二代をも三代をも受継て成功を奏するに至る、如レ此なるものハ是れ全ク事に忍耐する事強き故也、忍耐強きが故に勉強苦勵すれども疲倦せず、疲倦セざるが故ニ懈怠せず、懈怠セざるが故に志を遂ケ功を成す西国立志編に載する処の洋人の艱苦を凌ぎ、志を守るを見て、その忍耐する事の強き事を知るへし、支那や日本の人ハ忍耐弱きが故に事に疲倦を生ず、疲倦するが故ニ懈怠を生ず、懈怠するが故ニ進む事を得ずして退クなり、此忍耐力の強弱によりて洋人と日本人・支那人とハ日進と日退との別を生ず、洋人の術ハ日々に先に進むが故ニ初メ粗にして後ほど精密なり、支那・日本の芸ハ日々に後に退ク故ニ、初メ精にして後ほど粗なり、此の初メ粗

後精、初メ精後粗なる処の別ある由来ハ、彼西洋人ハ忍耐
力強クして物に倦マズ、支那・日本の人ハ耐力弱ク
して物に倦む故ニ此別あり、是れ本来天賦より生じたる
此別なれハ、今更ラ人力を以て之を改んとすとも改むハ
き事に非ず、今爰に試に支那・日本の人の技芸が段々後
に退き、初精後粗なる例を出さん、先ツ支那にてハ書ハ
晋の二王の後に二王に継ぐもの無し、懷素の後に懷素に
越るもの無し、子昂・徵明の後に子昂・徵明に越るもの
無し、次第々々に衰劣して今日の清朝人の悪書迄落降れ
り、画ハ晋・唐の後に晋・唐の画師に継ぐもの無し、
宋・元の後に宋・元の画師に及ぶもの無し、次第々々に
衰劣して今日の清朝人の悪画迄落降れり、文ハ左氏の後
に左氏無し、孟子の後に孟子無し、莊子の後に莊子無し、
(韓愈、柳宗元)
韓柳の後に韓柳無し、詩ハ唐の李杜(李白、杜甫)の後に李杜無し、宋
の四大家の後に四大家無し、兵学ハ孫呉(孫子、呉子)の後に孫呉無
し、智勇ハ三国の英雄の後に三国の英雄無し、此外文房
の具、器械製造、古へ精密にして後ほど粗略也、日本に

てハ、書ハ
嵯峨天皇・橘速勢(たちやう)・弘法の三筆の後に三筆無し、道風・
佐理・行成の三蹟の後に三蹟無し、画ハ元信の後に元信
無し、雪舟の後に雪舟無し、近來の画工たりとも蕪村の
後ニ蕪村無し、応挙の後に応挙無し、大雅の後に大雅無
し、呉春の後に呉春無し、俳偖ハ芭蕉の後ニ芭蕉無し、
茶ハ利休の後に利休無し、木の彫刻ハ左ササキ甚五郎の後に甚
五郎無し、金の彫刻ハ後藤祐乘の後に祐乘無し、和歌ハ
古体ハ万葉、是れ千載の龜鑑たり、古今ハ是れ後世の準
繩たり、和文ハ竹取・伊勢・紫式部等、是れ後人の楷式
たり、刀劍ハ国光・正宗等の後に国光・正宗無し、又今
日といへども、一家を成す人無きに非れども、二代三代
移り行ク間に段々其芸退くハ必然なり、如レ此諸芸共ニ次
第々々に尻細(ボゾリ)に相成ルハ、是れ日本・支那の天賦の性の
致す処なれハ、洋人の如ク日新して進む事の出来可申事
に非ず、爰が前に屢々語りし如く、洋人ハ耐力強クし
て、物に倦ざるが故に倍々苦勵して進む、支那・日本の

人ハ忍耐カ弱クして、物に倦む故に懈怠を生して退くものなり、如^レ此洋人にハ日本や支那の人に於て眼と才と忍耐との三事の勝れたるものある故へ、支那人や日本人の及び難き処の工製發明致セリ、之を性工と名クル也、時に洋人の工製に三種あり、一ニハ彼舶來の品を雛形とし、伝習に寄らずして製造致さるゝもの有り、鉄炮鍛冶が彼洋炮を製するが如し、二ニハ伝習して製せらるゝものあり、写真・エレギナル・カルハニ・ドンドロ・製鉄等の類也、三ニハ伝習致され難きもの有り、懐中時計・セキスタント等の類なり、因て此の性工・習工の別を心得て洋法を伝習致さざれハ、徒ラに苦勞する事あるへし、之を荒ラ目に詠めてハ、学で出来ざる事ハ有間敷様なれども、本来の石ハ何ほど磨クとも光を生ずるものに非ず、磨て光を生ずるハ元來珠の性を備へたれハなり、成るほど勤勞セバ其勤勞致したる丈ケの益ハあるものなれども、それハ己レに本来備へたる丈ケの智恵の顯へるゝ迄の事にて、天の賦子セざる処の智恵の顯へると申事ハ、如

何様学ぶとも有^(ハ脱カ)之^(ハ)き理に非ず、因て洋法を学べバ逆智恵が湧き出る様ニハ相成不申、此論旨洋法を学ぶ人心得置^レくへき事也、

五後^レ時喪^レ用

何事に寄らず、時候に後れ流行に後れてハ用るもの無し、西瓜ハ是れ暑中に用ひてハ避暑第一の品なれども、八月九月の冷氣に至てハ珍重するもの無し、又五年七年以前に歌ひ古^ズびたる流行歌を以て、田舎の人が珍らしそふに両国や日本橋にて売り弘めんと致すとも、誰れ一人も影覗き仕間敷、是れ時候に後れ流行に後れたれハなり、そもく外國の開ケたる事ハ、遠きハ五百年近きハ三百年なり、さすれハ彼外國の法を以て日本を開き玉ふ事ハ、彼外國より詠ムれハ遙^{フル}以前の古文句也、就之乍恐論を發すへし、今日洋法御弘め之物品ハ彼れより伝習の其俣にて御仕法立に相成候哉、將又則りを彼に取て、終に換骨脱胎して一家の日本様と成して御仕法立ニ相成候や、若し洋人伝習の其俣御用ひニ相成、悉ク彼ノ雛形通に産物御

製造ニ相成可申事ならバ、其産物ハ何処を御売捌きの目的と遊され候や、若し外国を以て其売捌きの目的と遊され候ハ、是れ恐クハ其目的通りにハ行れ申間敷、其仔細ハ外国ニハ数百年前より有り古れたる品にて、倍々人工の物品製造の道開ケ、盈チ溢れたる品を外国人何ぞ之を競ひ求むへき理あらんや、通商ハ互ニ欠ル処あれハ社ソ、彼有を取て我無を補ふものなれ、有り余り盈チ溢れたる品を貯へ、其品の売捌き処の狭きを心配致す処へ、日本より其同品を外国へ渡し候とも、彼れ何ぞ求むへき理あらん、たとへハ此五穀汎山なる日本へ外国人が五穀を持懸ケ候とも、外国人が益を得へき理あらんや、仮令又外国一時の時宜を計て求むとも、彼れ決而永続して求めざるハ掌中ニ指すよりも明なり、已ニ茶・糸計りが日本の類とすへき産物なれども、此両三年の間に茶と生糸と種子紙とにて、大家豪商より小商人ニ至ル迄、或ハ大損致し或ハ家産を失ひ或ハ脱走夜逃ケ致し、幾百万とも計り知れざる衰微仕り候や、此茶・桑さへ如^レ此況や彼

外国の手許へ汎山過ぎて持テ余すほどに同品を貯へたる処へ、日本より持懸ケ候とも、何ぞ永続して可求理あらんや、此趣意能ク／＼深御思惟被遊度事ニ候、外国に其品いまだ有らざる以前なれハ、彼れ珍しとして競ひ求むへき事なれとも、彼れより数百年の後に開ケ、後れたる品を以て彼れに売り弘めんとするハ、是れ流行に後れたるに非ずや、若し又日本へ御売り弘め可被遊思召ならハ、恐クハ鷄を割の牛刀にて、其術余り大に過ぎたるへし、其仔細ハ彼外国の製作の法ハ、器械を以て人手を省ク故ニ、一器械と雖其製し出す処万夫の職産を奪ふ、たとへハ農具の鋤鋤等の類も人手を以て製すれハ、天下に数万の鍛冶を置へし、若し鎔鉄場なれハ日本中へ一ヶ処にても事足るへし、此外紡績組織等の器械も皆同じ、一器械を以て万夫の職産を奪ふ、然に我日本ハ万国に比するに、国の幅の割合より人員甚しく夥きに過たり、加之貧民其十が九に居る事なれハ、可相成丈ケ人手を用ひて物品を製造するに非れハ立行ざる国柄に候、故に一器械を以て

万夫の職産を奪ふへき事ハ、尚いまだ国幼きが故相應セざるへし、仮令失産の者へ新産御授ニ相成候とも、今日の時節新産俄ニ折合難申、必旧職新産の替り目にて斃るゝ者多かるへし、

六不行_レ不_レ試

夫れ一国の俗を改め、之を外国の法に倣らハセ玉ふ事、実ニ未曾有の大事件、是れ輕からざる事也、因て屢々之を試ミ、国に益あるハ之を用ひ玉ひ、民に害多きハ之を省き玉ひ、漸く旧を改め、漸ク新を興させられ度、譬へハ庖人の割烹を成すにハ、鹹_レけられハ水を加へ、淡_レけれハ鹹を加へ、苦_レけれハ甘を加へ、屢々五味の加減を試て調和するに至る、其加減を試ずして其塩梅宜きに適すへき理無し、西洋の法ハ彼国にてハ屢々試ミたる法たりとも、彼国と我日本とハ万里の風土異なれハ、一々相應すへきものに非ず、況や我国と彼国とハ貧富遙異なれハ、富家の振舞貧家へ其俚用ひられ難し、如何ぞ、屢試を経て、而して後に之を實地に施し玉ハざる事を得んや、若し試

ざるを用ひ玉ハ、縦令ひ国を傾くるほどの大費を懸ケ玉ふ事たりとも、国に益無く、民に害あらバ、空ク廢セられざれハ難相成事に立至り可申、然に御変革の法、五三に非れハ、若し折角御大費懸りたる事柄が数々廢せらるゝ事にも相成候而は、乍恐 御国体の御成行きも如何可相成哉と深案勞仕候、万国御交際の今日に候へハ、非常の御変革可被遊儀ハ勿論之事ニ候へども、其御変革之御運ひの次第が前後致すに就て、利が却て害と變化する事にも可相成、先年西京にて荒松と申生洲店あり、最初三帖敷ほどの席にて店を開き候処、直段安ひ塩梅が宜ひと申、一時の評判にて大に流行出_レし、其席にて行ハれ兼る故へ、八帖敷ほどの席に立て広ゲ、夫れより倍々繁昌致すに付ケ、追々立添へ々々、終に百五六十帖の大席と相成れり、如_レ此來客溢れて、如何体にも元ト席にてハ行ハれ難き実効を見届ケたる上にて、追々に席を立広ゲたる故、三帖敷より百五六十帖の大席の処迄持チ届ケたり、若シ三帖敷ほどの席にて店開き致す風情の身代にて、百

五六十帖の大席から先に拵へ置て、其職を始めハ、其繁昌に至る迄の道中にて斃れ申へし、因て事を新に始むるにハ、別而其運びが前後セざる様に致さざれば難相成、若し後にすへき事を前にし、前にすへき事を後にし、前後の次第を乱すときハ、利となるへき事をも却て害と可相成、此事一家の小事なれども、之を推し広むれば、亦天下の大用に供するに足れり、洋法ハ富国の良法たるも、之を用る処の次第の前後に寄り、緩急に寄りて却て国民の疲弊を醸する法に変化すへし、時に近日道路の説を承るに、天下諸県に亘りて鉄道を布き伝信機を置せられ候由、此事実否ハ詳にせざれども、乍恐前後の次第緩急の次序錯乱仕りたる事にハ非る歟と、甚深ク驚き恐れ候事故、国家の御ためにも可相立処あらばと存じ、僕注意する処を爰に吐露仕るへし、そもく鉄道の能たるや、一ニハ衆人の労を省き、二ニハ急用を達す、此二能に過ず、然に我日本ハ人員甚しく夥きに過ぎ、其上へ殊ニ貧民多けれハ、一器を以て万夫の産を奪ふへき術ハ、尚今日迄

ハ時節熟せざれば恐クハ用ひられ難し、若し強て此法を御用ひニ相成候ハ、天下諸県に於て家職を失ふもの数百万に及ぶへし、先日本一体に船を以て家職と致し候もの何十万人に候や、又其船に付添て家職と致す処の水夫・船頭体のもの幾十万人の人に候や、又海岸筋の湊々にて、船を目的として商売致すもの幾十万人の人に候や、又三都より諸県に懸ケ荷物問屋を致し候者何ほど夥き事に候や、又馬方・車引・荷持人足・駕子昇等の類何百万の人に候や、又諸宿駅・道中筋の茶店・煮売店・菓物店等はれ亦何百万の人に候や、右等のものども此鉄道一ツにて、立処に産を失ひ家職に離れ申へし、たとひ右の者共へ新産新職御授に相成候とも、所謂興すハ難く廢するハ易き訳にて、旧産ハ一朝に廢せられたれとも、新産ハ中々五年十年にてハ、余多の家族迄安楽に養ふ事にハ至り難し、況今日の御変革ハ一郷一村の事と替りて、広ク天下ニ及ぶ事なれば、俄ニ活計が均合ひ可申場にハ至り難し、さすれば旧活計と新活計との替り目の間にて、一寸

も凌かれざる困窮を生すへし、素より外国の如ク盛に国家開ける場に至らば、鉄道をも無之して用事も弁せられぬ訳なれとも、今日迄の処ハ急用を弁する事ハ蒸氣船も夥しく、況や飛脚船迄も常ニ往来致セハ、急用を達するに欠る事有間敷、因て今試に日本と外国と懸ケくらべ、鉄道の用否を弁別すへし、彼外国にてハ、鉄道無けれハ一日も難相立仔細有之、其故ハ如何となれハ、洋人の如きハ海外万里の遠方へ出商致す事なれハ、万里を百里ニ縮め百里を一里に縮め、遠をして近からしむる様に工夫致さざれば日用を弁じ難し、故に陸にハ蒸氣車を工夫致し、海ニハ蒸氣船を工夫致し、急信を通するニハ電信機を工夫致す事とハ相成れり、さすれハ外国にて鉄道を敷き電信機を建るハ、是れ彼自国限りの便利のためニハ非ず、海外万里の遠方へ出商致すに就てハ、たとひ自国に在ても時々商用急報急送致さざれば弁せざる事多き故へ、朝に八千里の東に商用が出来、暮れニ八千里の西に商用が出来、因て是非とも彼自国に在ても、急送急報

の工夫を致さずしてハ日用が勤らざる処より、鉄道・電信機等の設ケある事とハ相成れり、此道理を推して見れハ、外国にて鉄道・電信機の設ケ、決而彼自国限りの便利のためニハ非ず、さすれハ鉄道ハ自国にあれども、其便利の帰する処ハ海外万里の遠商のためなり、素より自国にある故へ自国限りの事にも用ゆれども、元来此工夫の起る由来ハ、海外通商のためなり、因て鉄道・電信機を以て自国限の用事に用るハ鉄道・電信機の本意に非ず、因て今日日本にて右様の御設ケあるハ却て外国のためと相成りて、日本のためニハ損害あるへし、其仔細ハ大家ハ大家、小家ハ小家、それ／＼の分限あれハ、三井・大丸の家法を以てハ裏店・借屋借りの小家を治め難し、彼外国の大商人と我日本の小商人とハ其分限遙に異なれハ、彼外国の大商家の振合を以て此日本の小商家ハ治められ難し、外国人ハ万国を商ひ場と致し、日本人が日本丈ケを商ひ場と致し候へハ、万国と一国と異なり、故ニ日本の端から端迄の物価の甲乙が瞬息に明力なり過ぎてハ、

東国も西国も物価に低昂無き事ニ相成、出商の道塞がり可申、然ニ商法ハ^(券)奕道に同じ、初より^{サイノム}骸目が明に知れたらバ、却て奕道塞がり可申、商法も初より物価明力ならバ、誰遠方へ出商仕者有之候や、纔十里二十里の間たりとも物価明力ならざる処にて、互ニ商法是れ迄行へれり、今日ハ東国・西国の間たりとも物価明力に過たり、是れ商人の甚歎息する処、然ニ尚此上へ鉄道が出来、電信機が出来揃ひ候ハ、諸商売人弥々出商の道塞り、一寸も難立行困窮に立至可申、○又外国ハ其富国なる事、我日本と同日の論に非ず、故に英国の鉄道ハ一里の費用二十一万八千八百八十兩余も懸りたれども、定て日本にて少^ス丁寧なる道普請や橋普請致す割合ひよりも手輕き事なるへし、其鉄道の費用故へ、国の衰弱致すほどの弱ハ^ノしき国柄に非ず、然に我日本に於てハ、大造なる御国債も御貯ヘニ相成たる哉にも承及、若し自然日本一統へ外国同様に鉄道を被為施候事にも相成候ハ、尚此上へ御国債倍々相加ハリ遊さるへく、然に御国債を加へ遊

されてハ、たとひ鉄道より益が納るとも、其御国債の利息の償にだも足らざるへし、其仔細ハ如何ぞと申に、米利堅の^{ニューヨーク}新約克と^{オランダ}新英蘭との兩処の鉄道五百八十里にして、一日の納マリ一万四千八十二兩余、此内雜費六千五百六十七兩を引ケバ、残る処七千五百十五兩と成れり、此れ丈ケが一日の鉄道の益なり、此一日分の益を以て五百八十里の鉄道に割付れハ、一里分の一日の益が拾二兩三歩式朱と成れり、之を以て今仮りに日本の鉄道にくらべ見るに、たとへハ日本の鉄道一里分の費用を七万兩と試に相定め、其七万兩の利息を一分と致し候へハ、其鉄道一里分の金子の利息が拾九兩二歩三朱と相成れり、故に一里の鉄道の一日の益と一里の鉄道の一日の金の利息とくらべ見るに、一日の益が一日の金子の利息に足らざる事六兩三歩考朱なり、之を以て推して考るに、費用の金子の利息だにも及バすしてハ、鉄道より益が納まるへき様も有之間敷、たとひ又益が何ほどあるにセよ、前に語るが如く一の鉄道にて天下数百万人の家職を失ふ、是れ一

益のためニ百万人の益を奪へる其損益利害の間、何ほど遙ニ相異なり候や、○又英の倫敦にハ多クの車駅所有る中に、纒一ヶ処の車駅所より半日の間に取扱ふたる鉄道の乗客が二千五百万人と申たれハ、平日乗客の多キも推して知らるゝなり、因て外国にてハ鉄道設ケたる其甲斐もあるへし、然処我日本の如きハ何方も容易ならざる疲瘦に至り候処より、総而諸商売向き大ニ不融通ニ相成、夫れ故道中往来仕者も百倍減少致し、別而西京・大阪の如きも際ハ立て衰微の姿相見江、就而は諸商人の入込も従前の百分一にも至り不申、且又平日諸国より諸見物人の往来も右同断ニ相成、道中往来の人も甚稀、鉄道何の用をか成す、尚其上へ鉄道ハ三里や五里の乗客のためニ用ゆへきものニ非れハ、人力車位の乗客を以て鉄道の乗客の目的とも致され難し、何れ鉄道に乗るへき人ハ東京よりハ西京か大坂指して行クへき人なるへし、然に東京より大坂指して行クへき人なるへし、然に東京より大坂へ通ふ処の飛脚蒸気船に乗るへき客が何ほど有之候や、

一月ニ五六度通ふ処の飛脚船にて、東京・大坂の間の乗客の用事が事足るに非ずや、此見合ハせより詠むれハ、たとひ鉄道出来たりとも、日々の乗客が其鉄道の益にも可相成ほどに沢山ハ有之間敷、又此日本ハ工商ともに居商ひ居職仕るもの多クして、外国の如ク他国へ出商ひ出職仕るもの甚少けれハ、たとひ鉄道出来たりとも、外国の如ク鉄道に乗るほどの人ハ沢山有間敷、○又鉄道盛に行れ候ハ、死人・傷人必ス多カルへし、巴黎斯にてハ纒一ヶ年の間に、火輪車にて出来たる死人・傷人四百八人あり、又英国にても千八百四十七八、二年の間に鉄道にて出来たる死人・傷人凡八百六人なり、其死人・傷人の数左の如し、

一 乗客	死害	五十一人
一同	傷害	二百二十八人
一 火輪車駅 の日雇方	死害	二百六十二人
一同	傷害	百四十二人
一 鉄道の辺に遊へる子供抔或 ハ鉄道の傍に往来するもの	死害	百人

已上八百六人

今日ハ火輪車の用法が熟して、大に死人・傷人も寡ク相成り、鉄道五十里の間の乗客百万人にして、死人・傷人凡二十四人宛になれると洋書に論じたれども、若然らハ英国の鉄道ハ五千五百里なれハ、其百万人の乗客が五千五百里の鉄道を過るとすれハ、一日の死人・傷人二千六百四十人と相成れる故ハ、此レハ何れ誤りなるヘシ、左様沢山なる事も有間敷、乍去鉄道ニハ何れとも死人・傷人が沢山なるものと見ヘたり、英国杯にて廢人・跛子類の根關の多きハ、皆是れ火輪車の用法の失錯より生したる由、因て洋人に右様の根關のもの多キハ、是れ蒸氣を用る事の盛なる西洋の一失と彼洋書にも論置たり、○又鐵道に就てハ、百姓ハ田地を潰されて之を憂ヘ、町人杯ハ立除キ申付ケられ、夫れ故ヘ累代の家産を失ひ難渋に及びたるもの、大坂杯にてハ何ほど夥しき事に候や、尚神戸より大坂迄田地の潰れたる事凡ソ二万石余と承る、

若し広ク日本一統に及ぶ事にも相成候ハ、何十萬石の田地費ヘ候や、然処今日ハ從來不毛に屬したる荒蕪の処さへも御開拓ニ可相成御大挙遊さる時節ニ方り、建国以來の膏腴の良田を費させられ、不毛に屬したる開拓地に換へさせられてハ、其損益の間如何計に候や、前來の件々の訳柄に寄り、折角御成就に相成候とも、若し国に益無く民ニ害あらハ、御大費の懸りたる事乍ラ、空ク御量ミ置遊されざれハ難相成事ニ至るも計りがたし、因て仰冀、右荒松か店開の次第を御採用にも被遊、屢々試ミ漸に御開被遊候ハ、御実効速なるヘシ、

七洋学目的

今日の急務たる、何をか是れ富国強兵に及ぶものあらん、其中富国先に立て強兵其後に次ぐ、若し富国ならずんバ何を以てか強兵なるヘけんや、因て急務の中ニ最も急務たるハ、是れ富国なり、故ニ無用を省きて有用を取り、煩雜を省て簡略を取り、迂遠を省て捷徑を取る、是れ富国に赴くの良術なり、其富国の捷徑とハ何ぞ、曰ク、工

業に習ふ、是れより富国の捷徑なるハ無し、其工業ハ伝習する処の品柄に寄り、今日授りて明日已ニ富国の用ニ供せらるゝも有るへし、今月伝習して翌月富国に供せらるゝもあるへし、問て曰ク、其工業伝習するに就てハ、彼西洋の文学心得ずとも宜しかるへきや、答、然り、尤モ洋人へ相抗して新奇の発明をも致すほどの事ならバ、洋国の文字をも心得へき事なれども、新奇発明粗略なる新奇発明ニハ非と申事ハ、支那・日本の人の企及バざると申事ハ、前の性工難レ傲の論の下に已ニ語りし如し、さすれハ日本・支那の人にてハ、僅ニ洋人の究理発明の跡を学ぶ計リの事なれハ、一人の拔群の人有り、洋人より直伝習致し候へハ、其余の人ハ其直伝習の人より復伝習にて事足れり、たとへハ今マ日本の人が写真を製し、エレギテル・ドンドロ・ピストン等を製し、或ハ紡績或ハ組織或ハ縫裁等の器械の用法を伝習致す者、何れも洋書一字だも読めざれども、右様の伝習致される事なれハ、之を以て見るに、工業の事ハ強チ洋書の読める読めざるニハ関らざる

へし、又日本の洋炮を製する鍛冶の如キも洋書一字だも読めざれども、本籠メダイフル・六挺籠メ等の洋炮等が製せらるゝに非ずや、又たとひ原書に達し翻訳が出来るほどの洋学者たりとも、伝習せざる事ハ纔摺り付木ヤピストンの如き手軽き事たりとも、製する事能ず、さすれハ工学と文学とハ、日本人の手ニ渡てハ別と心得て稽古すへし、素より洋学に達したる上より工学をも学ぶへき事が本筋ホウネの事なれども、斯迄富国を急ク我日本の事なれハ、そふがそふに洋人の規則通りに次第して学バ、富国の道中にて斃れ申へし、其仔細ハ何の書を学ぶとも、之を専門と致すに至てハ一代の学たり、況万里外の異邦の学ハ、其方言より学バざれハ相成難し、実に易きに非ず、其精密を究め濫奥を竭すに至て一代を終へざらんや、然に其文字の学のミにて一代を終らバ、何を以て坎富国の用に使せんや、今日洋学致すといふハ、其目的とする処富強に非ずや、然に其目的とする処の富国の術に達せず、彼文学而已にて一代を終らバ、たとへハ一代韻字平

仄のミを学て詩が出来ず、一代手仁遠波(てにをは)を学て歌を詠まざるが如し、若し如^レ此人々文学の間に止りてハ、何を以て欵我日本をして富強の場に至らしめんや、乍去彼文学を致す事に至れハ、是非とも彼蟹行のいろは文字より学で、夫れより原書を読ミ翻訳致す処迄至らざれば難相成、尚其上へ當時ハ万国に交接すへき時節なれハ、仏学終らハ英学、英学終らハ独逸学、独逸学終らハ和蘭学と、先へへと段々進マざれば難相成事ニ至り、生涯洋学致しても学び足らざる場に可相成、然ニ限り有ル身を以て涯リ無き学を致さバ、弥々富国の術を失ふへし、因て彼西洋の文学の儀ハ拔群の人材御精選遊され、通弁仕るものと翻訳仕る者と両流に御分チニ相成、翻訳の事ハ其翻訳官にて之を司り、其他ハ若し洋学致さんと欲セハ、其翻訳本を見て洋学の理を究るに事欠ざるへし、之を彼ノ釈迦の法を学ぶものニ其類例を求るに、印度も同ク蟹行の文字なれハ、支那・日本のものハ翻訳の手を借ラざれハ釈迦の学を伝習する事能ハざるへし、其理ハ聊洋学に替

ル事無し、然れども支那にてハ後漢より明末迄千七百余年の間ニ、釈迦の書を翻訳仕るもの纔に五十余人に過す二百余人といふハ、翻訳場へ、其餘ハ翻訳本を以て、釈迦の教關係したる者を加へて数へり、我日本にてハ釈迦の教渡りしより千四百余年の間に原書を読ミ翻訳仕るもの一人も無し、然れども是れより三四百年以上に洩るに、支那・印度の僧を庄倒すへき者も多かりし由、是れ何れも支那にて出来たる翻訳本にて其理を研習致したるものなり、之を以て比例するに、今日の洋学と雖傑出の人材たるもの精選致し、翻訳を専門として天下衆人の翻訳の勞に代り、其他ハ其専門家の翻訳本を以て洋理を研究する、亦可ならん欵、此論を立る所以ハたゞ富国を急ク所以なり、其仔細ハ限りある身を以て涯リ無き事を学ぶ事なれハ、聊たりとも迂遠を去て捷徑の法を求めざれば難相成今日の時勢なればなり、故ニ其原書を読ミ翻訳に費す暇を以て工製の事に易へハ、是れ亦富国の大助たるへし、敢て原書翻訳の学を嫌ふニハ非ず、たゞ富国に至る事の後るゝ

事を恐るゝ故此論に及へり、時に今爰に閑へらざる事にて突出したる事なれども、因ミに問て曰ク、洋語を以て日本一体都鄙共ニ遍ク化セラレ候や、答曰ク、試に考るに此事甚難し、其仔細ハ古人も高山大川を隔レハ、語音も亦隨て替ると申されて、我日本の内にさへ一國々々に其語音が相替れり、たとへば薩州と肥後とハ、垣一重の隣り國なれども、薩州の人が生涯肥後に住居致すも自國の語音が改らず、又肥後の人が薩州へ生涯住居致すも亦同じ、如^レ此纔九州内でさへ一國々々に其語音も言葉も相替れり、先年奥州の人と終日咄し致したりしに、半バハ聞取られざりし事あり、同じ日本の内でさへ通辭が無ければ分り難きほど声韻言語が大に異なれり、尚又各國共ニ國訛^{オノイ}がありて、西國の國訛^{オノイ}ハ直ホセバ直ホれども、東國・北國の國訛^{オノイ}ハ直ホしても直ホリ難し、越中の人ハ越中をイツチウといひ、江戸をイドといふ、関東の人ハ菓子をかシといひ、觀音をカンオンといふ、火をシといひてヒといはず、右様の類多し、此等の訛ハ死に至る迄直

ホリ難し、因て日本の人が何ほど唐音に諳熟すといふとも、彼四声を弁し分くる事能す、況や日本と西洋とハ万里の大洋を隔ツ、其風土の異なる、何ぞ日本と支那との異のミならん、其声韻言語遙ニ異なる事ハ何ぞ論を俟ん、彼國へハ彼國に改め難き固有の語音あり、日本へハ日本ニ改め難き固有の語音あり、是れ何れも天賦の語音の別也、其天賦より別なる語音ハ、互改めらるゝものにて非ず、たとへハ我日本にて「ハン」と唱ふるもの三あり、箸^シと橋^{ハシ}と端^{ハシ}との三也、此三の別を西京の人ハ唱へ分くれども、田舎の人ハ生涯西京に住ミ候とも、唱へ分ケが出来る事ニ非ず^{箸ハ喉音にて唱へ、橋ハ唇音にて、端ハ舌音なり、三内の音異也}、此三別の音を言ひ分ケ聞分くる事ハ、是れ西京の天賦なり、天賦の固有の語音を改めて、事々の日用に活用するといふ事ハ、我日本内の事さへ容易ならず、況や万里外の語音ハ音韻二ツ共に異なり^{音ハ声也、韻ハ声、の後に引ク響き也}、如何ぞ之を日用に活用する事を得ん人材たる人を選んで洋学館に入れ、夷人より直伝習するさへ、たゞ彼の物品の名を覚へ、其助辭を覚へ、

虚辭を覚へる事丈ケが中々容易ならず、況や之を日本語の如ク洋語を自由自在に何の分別もせずして、人と對話するときスラ／＼と滞り無く活用する事ハ、たとひ人材たる人と雖、輒ク出来申へき事ニ非ず、其証拠ハ外国人が十五六年余も日本へ来て日本語の中ニ日夜にアブレ乍ラ、日本人同様に厘毛払も替らぬ様に日本語を遣ひ分るもの一人も無きに非ずや、日本の人をして彼洋語に移すも又此道理に同じ、況や辺鄙端々の愚夫・愚婦迄、遍ク洋語に化するといふ事ハ、千載を經とも行ハレ可申事ニ非ず、況や之を洋語に化して益あるに非ず、却て其害となるへき事凡ソ四有り、一ニハ簡を繁に易るの害、二ニハ易キを難きに易るの害、三ニハ益を以て損に易るの害、四ニハ智愚言を別にするの害、先ツ第一に簡を繁に易るの害とハ、日本人ハ本ト簡略を好む天性なる故へ、方言も亦隨て簡略を貴フ、因て日本語ハ多言を成ル丈ケ省略して少言とす、たとへハ地名に今石動イイシウゴキ越中のイイシウゴキをユスルギといひ、出雲をイツクギ「イツモ」といひ、初瀬をハツセ「ハセ」といへる

類少からず、然に洋言ハ一言にて済むへき事を五言七言より十言にも及へり、日本にてハ田ハタの一言なり、普語にてハタスアルトバルラントの十言也、日本にてハ火ハヒの一言也、普語にてハダスホイエルの六言也、日本にてハ酢ハスの一言也、仏語にてハヘナイクルの五言也、英語にてハウインニゴルの六言也、普語にてもテルエスノクの六言也、日本にてハ杖ハツエの二言也、英語にてハウォーキングステイツキの十言半也引言ハ韻に音に非ず、故ニ半、日本にてハ目鏡ハメガネの三言也、英語にてハエヘールオフスヘクテークルスの十三言兩半也、如レ此一言や二言で弁ずへき簡略の言を繁雜の言に易る、之を便利といふへきや、不便利といふへきや、二ニハ易きを以て難きに易るとハ、夫れ日本人ハ忍耐薄き故へ、難きを嫌て易きを好める天性なり、因て方言の上へに就ても、先ツ唱へ難きを省きて唱へ易きを用ゆ、たとへハ国名を唱ふる如キも、播磨をハヤマ「ハリマ」といひ、美作をミマサカ「ミマサカ」と唱へ、伯耆をハフキ「ハフキ」と唱ふる如キ、是れ拗音を直音

ニ転し、唱へ易から令るが全体の国性なり、然ニ洋音の如きハ、たゞ一言・二言が十言・十五言に多ク延るのミならず、其音の峻険吃屈して唱へ難き、我日本の言と難易遙ニ異なり、然ニ今日ハ何事をも簡便に致すへき時なれハ、難きをも易きに改めて、便利とすへき事なるに、易きを以て難きに易へハ如何ぞ、愚民に及ぼすへき便利ならんや、三ニハ益を以て損に易るの害とハ、夫れ生物知りの癖に兎角知りた顔したがる事ハ、古より今に及で世上に能クある習なれハ、若し洋語流行と相成候ハ、日用の至急の事を人と対話するに、語る人も聞人も未タ熟セざる事故へ、言ひ下手に聞下手にて双方の間に大なる間違が出来、生^{イカス}へき事をも殺すへき事ニ聞誤り、或ハ千両ほどの金儲ケすへき事を千両ほど損すへき事に可相成様の間違、果して生ずへし、四ニハ若し洋言を以て方言と改め成す事にも至らハ、智者や物識りの類に在てハ、物品の名を覚へるほどの事ハ日用にも活用致されざる事にハ非れども、愚考迄遍ク行届と申事ハ千載を経とも行

れ可申事に非ず、さすれハ智者の方言と愚者の方言とが二様に立分れ、日本の方言が友仙染^{ゼンシ}の如ク班ラに成りて、智愚の方言が遂ニ互ニ通セざる事ニ成行き、同じ日本人同士にも通辭が立ざれハ難相成事ニ至るへし、因固有の方言が、輒ク切に改むへき事に非ず、右様の事ハ有間敷事なれども、試ニ之を論して後來を防ぐ一端に備ふ也、冊子原寸 縦二四種 横一七・八種 四八枚

一九一八〇二

(表紙)
「既出下」

既出下卷

一 商益孰多

夫れ種^タの疑ハしきハ其果実に至て明に能ク顯ハるゝものにて、苗の時にハ稲欵稗欵の見分チ出来ざれども、其実を結ぶに至て、其別分明なるへし、今日外国と日本との通商の益の多少ハ、物品の輸出・輸入の姿にてハ見分チ

難けれども、我日本の甚しく疲弊に及び、彼外国人の甚しく富める処を以て懸ヶ比らへ見れ、其商益の多少へ問はずして知るへし、日本の商人裸体同様にて商法を始めたるものへ、俄ニ大益得たるもの無きにしも非れとも、大金貯へて外国通商を始めたる者、一人として大損致さぶるハ無し、甚しきに至而ハ家を滅し身を亡すに至る、加之近來商法を始めたる元ト諸藩、或ハ三十万或四千万或ハ五十万・七十万と申ほどの大損致されたる事何ほど夥しき事に候や、別而此兩三年の間に、江州・勢州・美濃・尾張・摂州・泉州辺より、東国・北国・西国筋の大商・小商のもの、茶・糸・種紙のためニ、或ハ大損致し或ハ身代潰されたるもの幾百千の人に候や、其中ニハ拾五箇ほどの倉を貯へたるものなれども、一兩年の間に、茶・糸のためニ分散致すほどに衰微致したるものも有之由、会津の山本加久馬と申人の著されたるものゝ中に曰ク、予曾て蘭人ポトドイン・英人ゴロマル等より承るに、彼れ日本へ始めて来りし時ハ僅々万兩ほどの貯なりしに、

今日に至り巨万の大金を累ね、蒸気船二十六七艘も所持致し、長崎・上海の間に商売仕り、一ヶ月に得る処の益拾五六万兩に下らずと^上、是れハ彼外国の一箇の商人の得たる益にして、其大なる事かくの如し、まして況英人にセよ蘭人にセよ、我日本へ来て通商する幾千百の人に候哉、商法ハ上へ、当時ハ定約の五ヶ国の外に、外国人追々相加ハリ、元日より廿九日迄得る処の通商の益、何ほど夥しき事に候や、伊斯波尼亞人抔も日本へ通商致す様ニ相成りし以来、俄ニ大富ニ成りしものも沢山出来哉にも承及、已ニ一昨午ノ正月、神戸一港丈ケの商金の出入を承るに、外国より日本へ入たる金ハ三万兩余にして、日本より外国へ出たる金ハ拾七万兩余に及たる由、如此神戸一ヶ処たりとも、一ヶ月にて外国へ渡し過たる金が十四万兩以上ニ相成候へハ、此正月一月份の出入金を大略の目的として、一ヶ年分の出入を惣計仕らバ、神戸一港たりとも、百六拾八万兩余も日本の金銭衰耗致すへし、加之此外横浜・箱館・長崎・新潟等の数港より出る金を

加へ候ハ、何ほど莫大なる事に候や、然るに通商ハ一ケ年限りに終る事ニ非ず、是れ永久の事ニ候へハ、毎入^{ゴモ}る事少ク、出る事多けれハ、我日本の金銀泉に非ず、如何ぞ斃れざる事を得んや、或日一人の商客来て曰、只今の日本の商法にてハたゞ疲弊を累ぬる計にて、富国と申事ハ夢にも見るへき事に非ず、因て其商客に問て曰ク、通商ハ双方共ニ益を得る筈の道理なるに、何故に日本独り疲弊致せるや、商客答て曰、夫れ商法ハ仁義の教と替りて、たゞ利を争而已の事故へ、聊たりとも狡黠に立廻る者に益を得らるゝものなり、況外国人ハ日本の商人に勝るゝ事数々有之、今其一二を挙て語るへし、一ニハ外国ハ五百年・三百年の昔より万国通商の法を始め、飽迄損益利害を経験し、其損あるを棄て益あるを取り、万国の物品の位を明にし通商の理に諳熟致し候へハ、中々新商の日本商人の及へき処に非ず、二ニハ外国人ハ財本の多き事、日本商人と同日の論に非ず、之を譬ふるに、実ハ其勝劣ハ譬フへきもの無けれども、今暫ク仮りに其譬

を取らハ、裏店と三井・大丸等との別あるが如し、其裏店と三井・大丸と相抗して商法を行ハ、其裏店のものハ商ひ負ケ致すハ必然なるへし、其仔細ハ如何ぞと申に、財本に富める者ハ安ひ品を買ひ^カ締め置き、十分直上ガリ致す処迄其品を休止め置ても、其手許差支へざる故十分の益が得られ可申、貧商ハ折角安ひ品を買込乍ラも、己れが手許の金子詰マリ故、損と知りつゝ其品を売放さねバならざる事に可相成、此理を推して見れハ、物価の低昂ハ金銀沢山貯へたるものゝために自由に致さるゝもの也、因て日本の今日の物価の権ハ外国人の手にあり、夫れ故ハ外国人次第にて日本の物価の低昂を自由に致さるゝなり、是れ日本商人大損致す第一の原由なり、尚其上へ外国人ハ数百年來商法に諳熟致したれば、譬へハ碁の手割なれハ、日本人と外国人とハ星目位の段違ひにてハ無之、実ハ二十五石^{モク}も三十五石^{モク}も段違ひ致したる事なれハ、日本商人如何ぞ商ひ負ケ致さざるへけんや、夫れ下手ハ上手を自由にすへき権ハ無けれども、上手ハ下手を

自由にすへき権を備へたり、夫れ故へ日本商人ハ彼外国人の調子に乗せられ、何処ドコで大損に成ると申処へ気が付す、覺へず知らず現ウツに成りて、今日の疲弊を致す事とハ相成れり、爰が外国人数百年商法に練磨苦勵致したる徴也、又其商客に問て曰ク、此答の如クならバ、日本人ハ損する計の理なるへし、然に英人ガラバハ日本人のために大損致したるニ非すや、商客答て曰ク、彼ガラバが損したる如きハ外国通商始まりし以來、前後に見合せも無き事なれハ常例とハ致され難し、況ヤ其節の商ひハ順路の事に非す、不意を計て得たる益なれハ、是れたゞ一度限りの事にて二度と有るへき事に非す、況ヤガラバが日本へ始めて来りし時ハ一箇の貧商なりしが、俄ニ富家となりしハ元ト日本の金なり、さすれハ彼ガラバが損ハ実ハガラバが損にハ非す、矢張り日本の金が日本へ帰りたる迄の事也、何ぞ之を日本の益といふへけんや、剩へ日本人ハ多人数申合せて一人のガラバを計り、ガラバハ万里の大洋を越て一人にて日本全国の利を計る、双方の力量同日

の論に非す、又問て曰ク、日本と外国との物品の輸出・輸入ハ格別出入の替り無き様に承る、さすれハ日本独り甚シク疲弊致すと申ハ其理聞へ難し、商客答て曰ク、それ商法の真味ハ、白人の目の子勘定にてハ知らるゝ事に非す、たとへハ下手碁と本因房（坊）との如し、本因房逆（手）ニ手するにも非す、二石置にも非す、矢張り一石と一石と互（ヒト）ニ手代りに盤上に並ぶる事なれども、本因房に勝負の権を備へたる故へ、勝負を自由に致す事なれ、日本人と外国人との商法も亦此道理にて、一品と一品との輸出・輸入なれハ、日本人が損を致すへき理ハ無き筈の事なれども、是れも矢張り外国人に損益を自由にすへき権を備へたる故へ、日本損して彼れ益を得る事なれ、是れたゞ日本而已ならず、支那も印度も外国のために開港いたしたる處、疲弊致さざる處無し、支那や印度ハ頑固にして開化セざる故へ、倍々疲弊を究むと申説もあれども、又他より之を論すれハ、若し天賦の理に背きて誤て開化セハ、尚今日の疲弊に倍すへし、東印度の如きハ、英領と

成て已ニ二百年の長き月日を経れとも、倍々疲弊を究むるものハ何ぞや、天賦違ひの法を以て印度を治る故なるへし、東印度の商社ハ他に比類無き盛なる商社なれども、倍々年増しニ疲弊を累ぬるハ、是れ商社より生ずる害なるへし、印度の広クして盛なる、彼れ一人も人無きに非るへし、而して開化セざるハ、二百年の間ニ彼法に懲るへき処を経験したる故ならん、然ラズんハ二百年英の属国と成て何ぞ開化の国に益ある事を知らざらんや、苟モ其益ある事を知らバ、人力を不_レ借して独り自ラ開クるへし、英人も何ぞ之を教て開化セざるや、之を以て見れハ、商社が相立候とも日本の力とし頼ミとすへきに非ず、東印度商社さへ如_レ此倍々衰弱を究む、我日本にても、近來元ト諸藩にて五十万七十万の大損の出来たるハ、何れも商社にて出来たる大損なり、因て或県の案書に、商法も釈迦の弟子とハ成りにけり、あちらもそんじや、こちらもそんじやして_後人釈迦の弟子を称_也、_後尊者某と申故也、_後實に世界の景況如此、仰冀ク我

皇國、支那・印度の覆轍を踏ミ玉ハざれ、

二計_レ益倍_レ上_ニ

計益倍上とハ、其意日本商人一倍の益を計れハ、外国人ハ其上へに又一倍の益を計り、又日本人其上に一倍の益を計れハ、外国人ハ又々其上に更に倍したる益を計り、如_レ此段々其上へに_レと、向ふ一倍して益を計り来る事也、今此理を語らんに譬を以てセハ、爰に一人の碁を好む人あり、其宅へ賭ケ碁商売するもの不_レ図参り来れり、因て其主人右の賭碁打へ星目置て数盤相累ねたりしに、互ニ勝チ互ニ負ケ、格別勝負の出入も無き様に見へたれども、終に其賭碁打が五拾両ほど勝越シたり、其後一兩年過て、又其賭碁打が参れり、然処其節ニハ其主人五石ほど手が進ミたる故へ、其手割にて数盤打続ケたりしに、互ニ勝チ互ニ負ケて勝負の出入も無き様に見へたれども、又其主人が百両余も負ケ越シたり、又其後一兩年にて右の賭碁打が来れり、其節ニハ其主人四石ほど進ミたる故へ、互先にて数盤打続ケたりしに、互ニ勝互ニ

負け無理ならぬ手割の様に見へたれども、其節ニハ賭高カを大造増シたる故、千両ほど又々其主人が負越シたり、又其後も度々其主人右の賭碁打と勝負を決したれども、毎度負ケル計リにて、終に万両持の身代を亡シたり、此れハ其主人負ケる筈の理なるへし、右の賭碁打ハ、実ハ本因房にも肩を並ぶるほどの名人にて、元来星目位の手割違ひにてハ無之、二十五石も三十五石も段違ひ致したる手割なれば、五石・七石手が上ガリたれハ逆、如何ぞ勝利を得へき理あらんや、外国人と日本人と通商致すも恐クハ此理に同じ事に至らん、夫れ下手ハ上手を自由にすへき術ハ無けれども、上手ハ下手を自由にすへき権あるゆへ、外国人我日本人へ程能ク調子を合ハセ、日本人が一時に懲りざる様に、十分の力を隠しじりくと、向ふ一倍に細長ク益を計る処が今日の姿に似たり、因て我日本にて茶・桑の益が百倍すれハ、彼れよりハ二百倍の益を計り、日本にて二百倍の益を計れハ、彼れよりハ四百倍の益を計り、段々其上へにくと、向ふ一倍に

益を計るハ必然なるへし、此理を以て見れハ、今日の商法改らずしてハ、たとひ何ほど茶・桑御植付ケに相成候とも、彼れより向ふ一倍に益を計れハ、日本如何ぞ立行クへけんや、古人の興ニ利不レ如レ除ニ害といふハ、此所以なるへし、

三金穀難レ弟

或説に、外国通商のためニ金銀が減るとも之を憂ふる事勿れ、金銀ハ何ほど貯へたるも凍餒の凌ぎになるへきものに非ず、衣食等の物品あれハ事足れり、金銀無クとも日用を欠ク事無し、日本より金銀が入れハ其代リニハ外国より物品が入来て、日本の物品が沢山に相成れハ日本の益少からずといふへし、愚案ハ少し此説と異なり、成るほど金銀の姿形にてハ直ちに暑寒饑渴の凌ぎにならざれども、金銀さへあれハ思ふ仮の衣食住が営まれ申へし、然れども物品にてハ事々の日用を悉ク弁する能ず、事々の日用一も洩さざるハ金銀のミに限れり、故に金銀にハ物品に勝れたる徳、其数多けれども、今爰に金銀の

三徳ある事を語るへし、一ニハ輕装して達レ遠の徳、二ニハ万方通用の徳、三ニハ万品叶レ需の徳、先ツ一ニ輕装達遠の徳とハ、たとへハ百五十里先へ用事ありて参る時、若し金銀が無き事ならバ、品物を以て路用と致さねバ相成間敷、若し品物を以て路用の代りと致す事ならバ、米や呉服杯を負ふて旅行致す事に可相成、然に人の支体と申ものハ大体其力に限りあれハ、百里外の遠方へ重荷が持るゝものに非ず、因て百五十里の旅行に米を耆斗五升ほど負ふて行とし、一日分の小遣ひ錢より旗籠代迄耆斗五升宛とすれハ、耆斗五升の米ハ片道中にて遣ひ切らし候故、先方へ滞留の間の入用と帰の路用と足らざれハ、旅行も止め用事も捨置ざれバ難相成、尚又壯健のものハ米にセよ呉服にセよ物品を負ふて道中も致され候へとも、老人や弱体ヨハカのものハ如何する、纔五丁欵七丁の間さへ、二斤・三斤の品物が荷になるほどの有り様マにて、重荷の物品を以て如何して道中致され可申や、然に金銀なれハ五十石の米の代金をも持参致され、剩へ道中すがら駕子

なりとも馬なりとも望ミに任せて用ひられ、老人でも足弱ヨハカでも自由自在の旅が致され、加之酒なりとも肴なりとも別品の娼妓なりとも、思ふ俣の楽ミをして道中致さるゝハ、是れ金銀に於て身軽く旅装致さるゝ値ある故ならずや、△二ニ万方通用の徳とハ、若し英国の如き鉄や石炭沢山なる処へ、折角遙々鉄や石炭を持渡り候とも、彼れ低ヤスクして我昂オカけれハ其品にてハ通用致し難し、又日本の如き五穀沢山にて、殊に豊熟致したる年柄の処へ天竺米や南京米を持渡り候とも、折角遙々持渡りし益も無く、又求る者も有間敷、如レ此同品と同品とハ通用致すへきものに非ず、然に金銀なれハ何ほどの同品たりとも通用セざる処無し、又造酒屋が酒が売れざる困窮致したる時、其困窮を救んために酒樽持懸ケ候てハ、之を救へれるものニ非ず、是れ品と品とハ通用セざる故なり、然に金銀なれハ万方何処に往として通用セざる処無し、是れ金銀に於て万方通用の徳あれハなり、△三ニ万品叶レ需ヨハカの徳とハ、若し世の中に金銀が絶て無き事ならバ、必ず品

と品にて日用を弁すへき事故へ、肴屋ハ肴一品にて日用を弁じ、豆腐屋ハ豆腐一品にて日用を弁すへし、因て大丸や三井の店に、六月の暑き盛りに毎日々々処々の肴屋が、千両以上の代金に生肴を以て突き合可申、又六月の暑き盛りに毎日処々の豆腐屋が五百両・七百両の代金に豆腐を以て突き合可申、右様相成候而は、如何なる大丸でも三井でも無困マリ可申、片時も時刻後れてハ腐り易き品を以て、日々千両以上の代に突き合られてハ、如何ほどの大家たりとも之に迷惑セざるものあらんや、左様相成候而ハ、豆腐屋・肴屋列のものへハ、大店の面々ハ必ず商ひ断り申すへき事ニ可相成、夫れでハ店商ひも断り可申者が沢山出来て、買手が少けれハ店も不繁昌に相成、又求るものも豆腐屋・餅屋・酢食屋の如き其日々に腐り易キ商売のものハ、品物が求められずして、嫁取婿取も出来ぬ事ニ相成、双方共ニ迷惑なる世の中と可相成、然ニ金銀さへ沢山なれハ思ふ低に万品が求められるものへ、是れ金銀に於て万品叶需の徳あればなり、因

て何ほど物品沢山なりとも、若し金銀無けれハ事々の日用を弁する事能す、又金銀絶て無き事ニ相成候ハ、外人何ぞ物品を渡さんや、外国人物品を渡すハ金銀がある故也、因て金銀尽る時ハ物品も亦随て尽るへし、又金銀無クとも国が立ッへき事ならハ、何故ニ万国共ニ金銀を争ひ求めるや、是れ金銀無けれハ国が立ざる故ならずや、夫れ金銀ハ国の支体、万姓の魂なり、是れ万国共ニ金銀を争ひ欲する所以なり、若シ衣穀のミにてハ前に申処の三徳が欠る故、天より金銀を賦予して日用を弁せしむ、ケ様の処を天賦吻合とハ申なり、又金銀にてハ衣穀の用を弁する事能ハざる故へ、天衣穀を賦予して万姓を扶く、是れ金と穀と共ニ難レ弟難レ兄所以なり、因て我日本たりとも金銀尽きるときハ、国忽亡びざる事を得ず、人之を亡すニ非ず、天の賦予を失へハ己れ自ら喪る也、爰に人ありて曰ク、金銀無クとも楮幣あり、何ぞ日用を欠ク事あらん、此説大ニ誤れり、是れハ楮幣中の宝たる所以を知らざるより出たる説なり、夫れ楮幣の物たる水に入れハ

爛れ、火に入れハ焚ケ、湿へるに置ケハ腐る、元来宝とすへき品に非ず、何れ宝とすへきものハ、万代不朽の品にあるへし、たとひ銅鉄たりとも、身より錆を生し、錆のためニ遂ニ腐消すれハ宝とすへからず、真に万国均く宝とすへき物ハ金銀而已、楮幣ハたとへハ人身の如し、魂あれハ動作云為の活用あり、魂去れハ忽斃る、楮幣も亦然り、金銀あれハ通用し、金銀尽れハ忽斃る、楮幣ハ是れ金銀を以て魂とすれハなり、金銀を以て楮幣の魂とする事ハ万国共ニ同し、因テ金銀尽る時ハ必ス楮幣の命ヲ永持チ難し、是れ自然の天理也、従来諸藩の金札・米札の崩るゝが如し、其国其藩の権力ある間ハ内輪疲弊致し乍ら表向きの通用塞からざれども、一朝蹶クに至てハ忽チ斃るゝ事、実ニ懸河の勢ひ人力を以て遏止すへき事能ず、先年筑前の銀札の斃るゝ二日半を出す、芸州の銀札の崩れたるも粗此類也、是れ皆金銀の魂の脱ケたれハなり、従来此例多し、枚挙するに遑あらず、

四、遠慮ニ与奪

或説に我日本の金銀減耗すとも、外国に金礦・銀礦汎山なれハ、彼レを取て我を補ふの道あり、万国融通の今日に至り、何ぞ一国の眼を以て狭ク之を詠むへけんや、此説を聞て、初メ大愉快の活論と喜びし事なれども、退て再思熟考するに、遠き慮り無きときハ近き憂ひ有りと申せし古人の戒め忽せにすへからず、大賊ハ必ず与ふる事を先にし奪ふ事を後にす、老子に、欲レ奪レ之必固与レ之といへるもの、実に千載の確言なり、たとへハ同郷に大富家あれハ、貧人の山林田地家倉屋敷迄、終に其大富家のめに奪はるものなれ、之を奪ふや、最初纔百目欵二百目ほどの金子を借し与へ、夫れより其家の出入と相成り、倍々親く成るに付ケ此節季が足らぬ借り、又其次の際ハ払ひが足らぬ借り、吉事に付ケ凶事に付ケ段々借り添へ〜〜、追々利倍相累なり、終ニ返済出来ざる事ニ成行き、とふ〜〜田地家倉迄引上ゲらるゝ事とハ相成れり、我日本若し彼れより金礦・銀礦を借し与る事にも至らハ、恐クハ此理に近かるへし、外国へ何ほど金礦・銀

鉱沢山たりとも、其金礦・銀礦ハ彼れ第一の宝とす、何ぞ日本へ之を施し恵んや、必ず日本へ渡すに至てハ其代金を取て之に易るへし、因て日本の金銀尽るときハ外人其代りと成るへき目的無クして、何ソ猥リニ金礦・銀礦を渡さんや、さすれハ縦令ひ彼れより金礦・銀礦借し与ふとも、借るものハ必ス利倍相累なるへし、若し彼礦山を借て造幣致すへき道有るとも、貧富ハ必ず其勢と並び立難し、況ヤ日本と外国との貧富の別ハ、借屋借りと三井八郎右衛門との間よりも甚し、富家より借し与ふるときハ、終ニハ富家のためニ奪るへき恐れ無き事能ず、況や外国人覬覦無きにしも非ず、与ふるニハ奪ふへき意無しとも申され難し、僖公二年の左伝に晋の荀息が屈産の乗と垂棘の璧とを虞に与へて道を仮らんとせし時、僖公其品を我宝として大に惜まれたり、因て荀息晝して曰ク、之を虞に餽るハ暫ク彼れに与ふる迄の事なれ、虢を伐已ラバ虞ハ公の所ノ領也、さすれハ今日之を虞に餽るハ公の外府に入置に同じ、外国人若し金礦・銀礦を輒々借

し与ふへき事にも至らば、我日本を以て彼れが外府と詠めんも亦量り知り難し、如レ此後來を先見して遠ク慮り、予め恐るゝ社ノ真に万世不朽の良図なるへし、たとひ外国人に奪ふへき意無クとも、親き中に垣をセよと申諺もあれハ、万里外の外国人へ国の身代を任すへき事に非ず、東印度已ニ彼の屬国と成て倍々疲弊を累ぬるに非ずや、たとひ彼れに属したりとも彼れ日本の疲弊を救はざるの先蹤ハ、東印度の疲弊の上ニ顯へれたり、因テ外国の金礦・銀礦を頼に致さんよりハ、我日本に固有する処の金礦・銀礦が減らざる様ニ護持致すより良策ハ無かるへし、己れに本来貯へたる金礦・銀礦迄も、悉ク減らし尽すほどに身代を持ち荒す事にも相成候ハ、たとひ何ほど外より金礦・銀礦が入込来るとも、又々同く減らし尽すへき事ニ至るへし、世に古より畜積致すものハ、己れが固有の金を減ラさぬ様ニ堅ク之を守り、其上に外より財を取入れ段々持添ゆる故へ、終ニ大金を畜積致す事とハ相成れり、己れが本来の金を減らし尽すほどの人が昔より

大富を致したる例無し、外国交際の今日、須臾も忘るへからざる心得として可也、

五子備日用

衣食住の三ツハ、民生一日も欠クへからざる必用の品なり、山林竹木の如きハ所謂其住所の具にて、是れ其必用の品なり、然に天地の変、人事の災、數ス限りも無ければ、明暦度の東京の大火焚死のもの十万人に及べり、天明度の西京の大火の如く、若し三都が一時に火災のためニ一家も残り無ク焼ケ尽シ、或ハ尾州の名古屋・加州の金沢の如き數万の人家の処柄、數ヶ処一時に焼尽す様の事有間敷トハ難被申、若し万一右様の災出来可申様の事あらハ、天下に何ほどの材木有之候とも足るへき事に非ず、さらバ、連竹木迄も外国懸ケて求むる事にも相成候而は、我日本如何して立行き可申や、外国より万里の大洋を運送致すニハ費用も大造懸り可申事故へ、材木の価も今日の相場に五倍七倍致す事に成行き申へし、若し左様相成候而は、貧民ハ勿論たとひ富家たりとも、家作致されざる事ニ成行

き、甚しきに至てハ雨露に晒らされる事に可相成、因て山林竹木の儀ハ非常の備へ天下一般に御手厚遊され度事に候、然処近來開拓の御趣意と称して、天下の山林竹木大略伐り尽し、材木并ニ炭薪の備へ迄大ニ手薄ク相成たる哉にも承り及、開拓の御趣意ハ、必用の材木や必用の炭薪迄伐り尽す様との事にてハ被為在間敷事なれとも、上下の間遙に相隔たり候へハ、隅々端々へハ御趣意届兼候処より右様相成たる事なるへし、然処土木の用に可相立材木ハ、小なるものハ三十年、中なるものハ四十年・五十年、大なるものハ七八十年より百年を経ざれば其用を成し難し、さすれハ材木の如きハ、たとひ金銀ありとも年限盈ざれば家宅の用に供せられ難し、又炭薪に用ゆべきハ、一本の樹木たりとも其生長する事ハ五年七年にして、之を炭と成し薪と成して費すに至てハ二三茶頃の間に出ず、故に費す処の炭薪よりも、育ソル方の炭薪の樹木を百倍仕立ざれば、人家日用の炭薪が不足する事ニ可相成、尚其上へ追々山海共ニ開けて人家繁殖するに付ケ、

炭薪の費へも以前よりハ倍増すへし、さすれハ山林の御仕立も、以前より尚倍々御手広く遊されざれハ難相成、然処万々一茶桑一辺に御手が届き過ぎ、山林竹木迄も段々御伐り開きに相成候而は、万姓日用の品欠乏し、弥々天下の困窮を相増す事ニ成行き可申、茶桑何ほど結構なるも炭薪の代りにハ用ひられ難し、況其茶桑を以て我日本の富国の具と相築居候処、其茶・糸・種子紙にて一兩年間に天下の大損何ほどに候や、さすれバ今日頼むへきハ日本長する処の人工と商法の開革とに在り、茶桑而已ニハ非す、又山を裸体に致してハ雨露の湿ひ乏ク可相成、雨露の乏ぎハ草木少きに、草木無けれハ土沙を留むへき者無き故、大雨毎に其土沙江河に入て船路必す塞かるへし、故ニ開拓も妄りにすへき事ニ非す、

六策先二目的^{ハトスヘン}

目的先に立て而後之を行ひに施す、是れ古今知識ある人の策を設るの通規也、乍恐今大変革可被遊儀ハ、満天下の旧職旧産を改め玉ふ事なれハ、万民富饒に至る事ハ、

何れ百歳の後を以て御目的と遊さるへき事ならん欤、古への人口ハ今日より百倍少ク、随而金穀富饒にして物価今日より廉なる事、米なれハ百文に三斗ほどの時節さへ新産新職の折合ひ可申事ハ百歳以上に及へり、然処今日ハ二百年前に比すれハ、人員の多き事数百倍に及ひ、金穀ハ倍々払底致し、物価ハ二十倍にも相成候へハ、古へ百年にて折合たる事ハ、今日にてハ二百年以上にて尚折合ひ難き割合ひなるへし、乍恐滿

朝ニハ、後年に至、富国ニ可相成御目的之儀ハ、如何様の深意可被在哉否之儀ハ、我輩之窺ひ知るへき事ニ非す、因て世上識達の論する処を以試に論するに、是れより百年の後迄持届けて富国に可相成と申儀、甚難きに似たり、法を頓に变革致して富国に至る事ハ甚難し、其難き者凡三ツ、一ツニハ、毎後ニ流行ニ利被ニ彼奪^{イソセシテハ}の難、二ニハ由古今^{イソセシテハ}別利有ニ厚薄^{イソセシテハ}の難、三ニハ万民悉斃誰能富^{イソセシテハ}国の難、先初に毎後ニ流行ニ利被ニ彼奪^{イソセシテハ}の難とハ、前に屢々論じたる如く、日本人・支那人にてハ新奇發明致す事の出来ざる国

故へ、日本にてハ人工の品ハ漆器の一品、支那にてハ陶器の一品より外ニハ外国人の珍重する品無し、因て我日本にてハ何ほど智を磨クとも、西洋と日本とハ天賦の工才異なれハ、毎も彼れが発明したる跡を逐ふて伝習するの外無之、故ニ新奇の物品の流行の先ハ、外国人に毎も取られ申へし、然ニ人の珍重致し争ひ求むるハ流行の初に社ソあれ、流行後れてハ誰か之を珍らしとするものあらん、さすれハ大ひなる益を得る事ハ新奇の品の先を取るにあり、たとへハ懐中時計等の如し、初メ渡りし頃ハ二十両・十五兩致したる品が、此節にてハ三兩・五兩位ニ直下り致したるハ流行の末なれハなり、因て日本人へ彼れより伝習致すときハ、万国大体行届きて流行過ぎたる後ニ相成候事故、甘味の大益ハ彼レに奪ひ取られ可申、因て流行過ぎたる品を以て如何ぞ富国の術と致すへき事を得んや、是れ日本にて洋法を以て其富国に至り難き一の理也、二ツに由古今別ニ利有厚薄とハ、外国の開化ハ遠クハ五百年近キハ三百年以前なり、さすれハ日本今日開化に

向フハ、洋人の開化に比するに其古今の別遙ニ異なり、故に洋人の開化ハ、今日の日本の開化に比するに其難易雲泥よりも甚し、其故何となれハ、是れ数百年前迄ハ亜細亞人杯ハ物品を工作して益を得る事を知らず、航海通商して利を得る事を夢にも知らざる時故へ、其時に方て利益を得るハ、実ニ濡れ手ニ粟の擲ミ取りするが如し、因て洋人其機会に乘し、処々に属国を拵へて税を取り、商益を納め、他方の利の絞らるゝ丈ケ絞り取て、今日の富国と相成りし事ニ候へハ、今日残る処の益ハ洋人の糟粕なり、物品が糟粕となるニハ非ず、利が糟粕と相成りたるなり、さすれハ今日我日本開化して富国ニ至らん事を求るハ、洋人の糟粕の中ニ益を求るといふへし、たとへハ立チ廻りの早き商人ありて他に先駆け、十分の商益を絞り取たる後に余の商人が参り候とも大益があるへきものに非ず、如^レ此他に先越して商法を行ひしものハ、其益が得易クして且ツ大なり、他に後れて商法を行ふ者ハ、其益得難くして且ツ少し、我日本彼洋人に数百年後れて其糟粕の中に益を求ると申ハ、実ニ以

て難き事也、さすれハ洋法を以て直チニ富国ニ至ル事豈容易ならんや、洋人と日本とハ其開化の年古今遥ニ異にして、其得たる処の利に厚薄難易の別ある事を思はずんハあるへからず、三に万民悉斃誰能富^ハ国之難とハ、国之立ツ所以ハ民あるを以てなり、故に国の利ハ民に由らざるもの無し、民無んハ誰国を利せん、其利とハ農工商の三なり、此三の外何をか国を利するものあらん、此三を以て民の支体とす、故ニ民斃れてハ誰富国を致すものあらん、問、万民何故ニ斃れ候や、答、先第一ニ從來買人と相成りし人が悉ク売人と相成候へハ、買人無クして売手計と成行き、尚其上へ是れ迄尠軒にても不足セざる商売や職方なるに、同職同商売のもの沢山俄ニ出来候故へ、新職のものが立行ざるハ勿論、旧商売のもの迄、其新商売ニ妨られて立行き六ヶ敷相成れり、是れ双方の民の斃るゝ所以也、二ニ西洋の物品日を逐ひ月を逐ふて倍々沢山入込ミ候へハ、夫れに隨て日本の物品自然々々と捌ケ口相塞がり、諸職諸商売共ニ不融通甚しく相成り、然ニ

自国の産物が倍々開ケ候社ソ自国の富むべき道理なれ、自国の品が追々衰微致さバ、何を以てか民斃れざる事を得ん、三ニハ我日本の奇品書画類、今日ハ多ク無用に属し、二足三文に相成候故へ、之がためニ疲弊致したる事義ニ候や、是れ又民の斃るゝ所以なり、其仔細ハ如何ぞと申に、我日本にてハ金銀貯へたる計を富家と申事ニハ非ず、万両の物品貯へたる人が其俣万兩持なり、然ニ万両の品が二足三文ニ相成候へハ、万兩持が立処ニ一箇の貧人と相成れり、之がためニ日本の身代何百倍ほど衰滅致し候也、今日ハ外国に相抗し、富国の御大挙可被遊時節なれハ、百両の品ハ二百両に相成、五百両の品ハ千両にも其位を進め候社ソ富国の大助たらめ、然ニ自国の力を弱めてハ何を以富国ニ至る事を得ん、外国の博覧会を承るニ、珍禽・奇獸・名花・異草を始めとして、奢侈ニ属すへきもの無用とせず、日本独り之を棄へき理あらんや、四ツニ外国通商に就てハ大家豪商常ニ損而已、益を得たる者無し、是れ民の斃るゝ所以也、其仔細ハ我国

の貧民ハ是れ大家豪商に因て立ツ故ニ、大家豪商斃るゝ
 ときハ貧民も亦隨て斃るへし、五ニハ百般の融通の路倍々
 々塞るに付ケ、百凡の諸職諸商売共ニ廢職仕る者其數知
 れず、是れ民の斃るゝ所以なり、已ニ摂州灘・伊丹杯の
 造酒家の如きハ、天下のためニ從來融通の道を開きたる
 事、其益ベネフィット少なからず、然処当冬の冬、灘四百軒の造酒家
 ニて造酒出来ざるもの二百五十軒有之由、伊丹杯も定て
 然らん、是れたゞ造酒家のミならず諸商売諸職共ニ右様
 の類夥しき由、如何ぞ天下の民遂ニ斃れざらんや、彼万
 国の中ニ開化第一等の英国さへも、貧人乞食等夥しく有
 之由、況や我此日本の元來の貧弱の上へに更ニ倍々疲弊
 を加へハ、民安ソぞ斃れざる事を得んや、然ニ國を利す
 るハ一として民の力ニ依らざるハ無し、因て民斃るゝと
 きハ國亦隨て斃るへし、今此上に挙る処の三件五事の理
 を以て推し見るニ、倍々疲弊ハ累なる勢なれとも、富國
 ニ進むへき理ハ聊見へず、如何ぞ百歳の永きを持届ケて
 富國に至る事を得へけんや、因て御變革ハ勿論可被遊事

なれとも、余り一時ニ急ニ廢立に相成候而ハ、右の憂を
 遁れさせられ難きに至れハ、漸を以て御処置ニ相成候ハ
 、却て速に御実効可被為相立候、

七 治政在服

國の治まるハたゞ民の服するにあり、民服して國治らず
 といふ事無し、其服するに二様有之、曰ク、断と伏との
 二ツ也、たとへハ草を刈が如し、其根を断除すれハ二度
 ビ芽を生ずる事無し、たゞ其枝葉を刈て其根を伏存セハ
 之を刈るに隨て其芽を生じ止む事無し、因て其芽を絶ん
 と欲セハ其根を断ツニハ如カす、若し其根潜伏する限り
 ハ芽の生止むといふ事無し、民の服するも矢張此道理に
 て、國民怨望の根を断除して中心より悦服するときハ、
 たとひ上に過チありとも、下之を過チとセざれとも、若
(符カ)
 シ兵威政權を以て強服するときハ外向治まるに似たれ
 ども、中心に怨望の根を伏存する故へ、たとひ聊なる上
 の落度たりとも、下一々之を數へて忘れず、故に屢々鎮
 定すれとも、屢々動揺を生して動揺止む事無し、因て民

の服するハ怨望の根を断除するニハ如カす、昔シ秦天下の兵器を奪て、悉ク之ヲ帝都に帰し、二世・三世より万世に至るの大挙を設ケたれとも、二世を持ツ事能す、殷ノ紂王八十万の大兵を貯へたれども、殷遂に滅たり、是れ天下の民の怨望の基を倍々増長致したる故へ、戈戟を逆にするもの多ク、却て自兵のためニ亡されたり、さすれハ兵の多キも兵の強キも頼むに足らず、因てたゞ頼むへきハ民心の悦服するにあり、天下の民悦服するに至てハ、鎮台を置ずして国治まるへし、其仔細ハ民集マリて社ソ国もあれ、又天下もあれ、民無んハ何を欽国と名ケ、何を欽天下と名くへきものあらん、天下の立ツ所以ハ民あるを以てなり、因て天下ハ一人の天下に非ず、是れ天下の天下なり、是れ民服せずしてハ国の治らざる所以也、民の服する所以如何、曰ク、民の服するハたゞ安民の一にあり、勞と貧と刑との三事を免る、之を安民と申、此中最上の苦ハ貧より甚しきハ無し、源義経四百四病の病より貧痛病無しと申されたりしも、実に理ハリなれ、貧

能ク善人を不善人と成し、治も亦乱と成さしむ、若し天下疲弊の極ニ至らハ、強盜滿天下に蜂起シ、明末の盜賊の如ク四方八方に屯聚を成すに至らハ、たとひ

天朝の力を以て鎮撫し玉ふとも、力難被為及事ニ至るへし、故に貧より恐るへきハ無し、然ニ事の変革するに至てハ、必ず民に傷む処あるへし、民の傷む処を恐れてハ変革ハ致され難し、乍去彼西洋の如きハ元來大富饒の国柄に候へハ、民の傷む処を凌ぎ負セ(符カ)せる大力あり、我日本の微力にてハ、恐クハ凌ぎ負せる事出来ざるへし、人世ハ纔五六十年なれハ、誰か百年の後の富饒を樂ミ、今日其日々々の疲弊の苦キを忍る事を得んや、諺にも、後の百より今五十と申て、たとひ二十年・三十年の後に如何ほどの大益ある事たりとも、眼前の凌ぎ難き貧乏を辛抱致し遂るもの、千万人の中誰か一人有之候や、況や生前の疲弊の辛キを辛抱して、死後百年の後の富饒を樂むに堪るものあらん、乍去天下の大改革と相成候へハ、是非とも其富饒ニ至るハ百年の後なるへし、因て開化遊ざる

へき候とも、民に甚しく損傷仕る処ありて、万民服せざる第一にて国家の治まり難き本なり、抑富国強兵と申事ハ韓非子初て唱たる事にて、彼れハ刑名を内にし、仁義を外にすれハ、彼れが富強ハ仁義を離れたる富強なり、然に仁義を離れたる富強にてハ国治まり難し、富国ハ是れ利也、仁義ハ是れ徳也、利ハ己れを益して他を損す、徳ハ己れを損して他を益す、故ニ此二ツハ相離れてハ国を治め難し、此二ツ相和して民を治むる宜きに適す、又富強ハ是れ武也、仁義ハ是れ文也、此二ツ兼備ハリて国治まり民安し、是れ民の服する所以也、

冊子原寸 縦二四種 横一七・八種 二九枚

一五九 奈良原幸五郎伊地知壮之丞ヨリ久光公へノ

上書

〔表紙〕
「上」

皇朝之 御体裁只今之通ニ御座候ハ、

国体 御維持永世之御基礎難被為立、至極危迫之御時節と被 思食、 御内々見込之程可奉献言旨 拝承仕、不肖謏劣之私共愚見之条件 御採用被下 候程之御事、千万有御座間敷奉存候得共、難有 御下問ヲ奉蒙黙止仕候も於臣子之分奉恐入候間、 存慮之趣左ニ奉申上候、

一廟堂今日之 御措置振乍恐大小体を得、本末順序を逐ひ、人々奉感佩候向ニも不被伺、浮説流説日々差起り、諸藩剪除洋説盛ニ成立候訳ニも御座候哉、人才を以御一人茂致擁立候こそ相当ニ而、必しも御血胤を奉継続ニ茂不及と申議論も御座候哉ニ承り、及 御採用相成事ニは万々有御座間敷候得共、瞬息之間ニ変遷仕候当世態、早ク確乎たる大体御立付不被為在候而は、行先キ 皇統連綿と被為立行 皇朝之 皇朝たる道可相立者ニ御座候哉と恐縮罷成事ニ御座候、

一封建郡県之説世上紛々ニ而、是非一定難仕、当時 朝廷当路之人々は都而郡県論ニテ、此制ならては衆力を

合シ根本を堅牢にし、海陸軍振起いたし、外国と抗衡仕候処難調と申見留ニ御座候哉、今般郡県之制ニ被召替、追々其向ニ御処置も相付申事ニ御座候得共、人氣折合之程も難計、結局之処如何相定り可申哉と乍蔭奉案事ニ御座候、私共存慮ニは、外患を引受候折は猶更封建之制ニ無御座候而は御維持難被調奉存候、尤是迄之封建は太平久敷引続キ、弊害も許多可有御座候間、時勢ニ応シ御変革有之、弊を除キ害を去り、純然たる良制ニいたし、本末共振興仕候道は可有御座と一筋ニ存込候得共、既ニ勅命を以御達シ相成、全ク無筋御事ニ候ハ、御取返ニも可相成候得共、郡県も亦一理有之、且綸言如汗と申事も御座候得は、大体ニ相立候重事件、直様御達替と申茂如何敷、人氣紛乱掃蕪無之基と奉存候間、差向大中小県之區別を立、旧知事様方其県之知事ニ被為立、参事辺之処も各其県内より被仰付候ハ、人氣も定り命令も被行可申哉と奉存候、拾万石以下之諸侯方は迄通各所ニ並列いたし

居候而は、夫丈役人も相重ミ別而煩敷、俸録入費も余計ニ相及、唐土封建之制ニも不相叶、実事用立兼可申、仮令封建之制ニ被召替候而も御変革有之度御事ニ御座候間、最寄を以三四拾万石ツ、合シ一県とし、其県内旧知事様之内より御人柄を以知事職被仰付可然奉存候、遂ニハ封建之制ニ被召立度奉存候得共、先ツ前文之向ニ被定置、朝廷之御基本嚴重相立候上、漸ヲ以被召替度奉存候、

一 宇内之沿革は人力を以難致挽回、鎖国独立と申事ハ万々出来兼可申、西洋各国之形勢情実は飽迄御探索、政体軍制及び器械諸具之類ニ至り、十分御採用有之度事ニ御座候得共、当分ハ所謂西洋数寄ニ陥り、外貌まても愛慕仕候風習ニ而、礼義忠厚之風地ヲ払無之様成立候、是等は時勢ニ応シ御取舎(捨)被為在、国体確立本末取舎之分は不取失様有之度奉存候、

一 兵隊之力を以掃蕪之功を奏シ、御当地より上京仕候兵隊は、元來本朝正氣之命脈相存スル所と奉存候、

然ルヲ仏国ニ準シ夫卒同様之御会釈ニ而は御無理ニ当り、随而士氣茂衰替仕、本朝之正氣消散仕候様可罷成、一帝國をなし候 本朝 我兵式と申者無御座、いつくまでも跡を追ひ仏式と申候は体裁も不立事と奉存候、兵ハ機變ニ応シ其制を改候ハ勿論之事ニ而、旧来之式通と申事ニは無御座候得共、英・仏・米・李何れ之式ニ而も良制を御採択、是迄通帯刀いたし、服制規則等少々相變へ、改而 皇朝之御軍制を被召建度、尤御会釈向茂今より御手厚方ニ有之度奉存候、

一御内沙汰通 朝廷之御取扱此假之御次第ニ御座候ハ、行々如何可罷成哉と、乍恐私共ニも奉案事ニ御座候、御傍觀難被遊 御尽力之 御決定ニ被為在候ハ、本朝中之大幸と奉存候、就而 御手元之人氣紛々仕候而は、一步も 御手相延申間敷、御成功之処如何と奉存候間、先ツ御県内之人氣被定置度、私共得と愚見仕候処、当時 朝廷江出仕之面々は掛而之事、何共難申上候得共、県庁初メ諸局殊ニ諸士以下ニ至り候而は、

猶更七百年来之 御鴻恩奉忘却候者曾而有御座間敷、是程之 御大業 御尽力被遊候ニ付而は、旧事を御督責、人を 御區別被為 在候様之御事ニ而は、御奏功無覺束奉存候間、至公至平 御滿腹憂国之御至情を 御目的ニ被召立度、左候而一日参事柱・大山兩人位 御前江被召出、極々 御打解 御懇切ニ御對遇、当時 朝廷之御処置振ケ様〳〵是々三ヶ条ハ思召ニ不被為合、此行成ニテハ迎も 御維持相調間敷 本朝之興敗ニ関り候、今日ニ當り 御傍觀被遊兼候ニ付、尤 御病体十分 御尽力被為在度 御決慮ニ候間、各之存慮無腹藏可申聞、重大之事柄故当座返答いたし兼候ハ、熟考之上明日否之趣可申出被 仰聞候ハ、十二八九は 御趣意ニ 御同意可申上、若哉 御内意不奉申上節ハ、外ニ 御尽力之道如何様共可有御座候、乍去 御手統之次第右通無御座候而は、衆心相定め一県一定之道相立間敷奉存候、乍恐 御挽回之御手統此之通ニ被為在候ハ、余人ニ而は千万相調訊

ニ無御座候得共、御前之御差はまりニ御座候ハ、
無疑 御成功可被 在と奉存候、

一御上京被 遊御事ニ候ハ、兵隊等被召列ニ不為及、
(被脱之)

平常之 御出立ニテ謙遜辞讓憂国一枚之 御誠実ヲ以
御尽力被為 在度奉仰望候、乍恐私共ニも御供仕度儀
と奉存候、若哉此道ニ而不相運折ハ、臨時之 御処置
振ハ如何様共可被為在奉存候、

一御家之 御盛衰は差当り今日ニ相臨、実以難奉忍御事

ニ御座候得共、御趣意之 御目的は徹底 朝廷之

御興敗ヲ大基本ニ被召立度、本朝之御制度相定り

御基礎相居り候上は、余は随而改り可申哉と奉存候、

一主上と 御隔離相成候ハ、順逆之御行違ニ罷成事も可

有御座候間、御見込之程内々 御献言 御動揺無之

所ヲ以 御処置ニ御取付被為在度奉存候、

一外国を引受候今日且極々 御大業之御事ニ御座候得は、

御当地は申ニ不及 本朝中一視同仁、皆 我子弟と
思食、彼我之 御隔不被為在、一人も棄才無之者と

御諒得、世上之人才邪正となく 御胸中ニ 御籠牢被
遊度御儀と乍恐奉存候、

一物事齟齬仕候上は人情疑心を生シ安キ者ニ而、乍恐泉
斤刃之所も互ニ行違ひニ罷成、実事ヲ過シ被 思召込
候御事被為 在候も難奉計、尤当分は 朝廷之 命令
ニ依り取扱仕事ニ御座候得は、無致方情合も時あつて
は可有御座、万事是迄之事 御容恕被 遊候様奉祈上
候、

一御自身 御上京 御尽力被 遊御事ニ御座候ハ、

本朝中之大幸時機相後れ候と申訳ニも至り間敷、却而
好機會 御成功相違無之事と奉存候、

一御所勞中 御上京難被 遊 御名代ヲ以 御献言と申

御事ニ候ハ、当分之形勢を觀察仕候ニ、迎も 御成

功之処無算束奉存候、差究難奉申上御座候得共、上下

紛々之人氣一兩年之内多分は外々より波瀾差起り、

御尽力之氣運到来仕事も可有御座欤と奉存候間、若哉
御上京被 遊兼候御事ニ御座候ハ、此涯 朝命 御

順奉 御時節ヲ被為待候方御宜敷可有御座哉と奉存候、

右は僭越不遜之至為差過条件も多々可有御座、恐懼

至極奉存候得共、

御内命ニ依り愚見之程無忌憚奉言上候、

御見合之御一端ニ茂罷成候ハ、難有仕合奉存候、誠

恐誠惶頓首、

未十二月

奈良原幸五郎(繁)

伊地知壯之丞(貞豐)

冊子原寸 縦一九・五種 横二三種 九枚

一五〇 奈良原幸五郎伊地知壯之丞ヨリ久光公へノ

上書

久光公奮起東上尽力ノ件

御達ニ基キ大山格(綱良)之助名前ニ而願書出来、大迫善右衛門(貞博)

相請取、先日発程出京仕、朝廷江願出候賦之由、不遠

内ニ否之一報可有御座奉存候、右故障之廉ヲ拳候ハ、

無涯事ニ御座候得共、御所勞中 朝廷之 御直勤は被為

調兼候と申訳ニ有之、天下之大功勞被為 在候

御前之御事ニ候得は、多分は相違シ可申哉と奉存候、就

而御挽回之 御大業私共熟考仕候処、御前之 御意中

□相発シ候ハ、内外共感戴、分而人心折合茂宜敷、殊

ニ当時東京上下紛々之人氣御県内より罷上り居候兵隊一

同憤激之砌ニも御座候得は、御成功無疑御事と奉存候

得共、万一趣意違ニ罷成、下より奉鼓動候向ニ人々引受

候而は、異説差起り、人心一定仕間敷奉存候、私共出船

も当年中之賦ニ御座候処、幸五郎足疾等ニ而延引仕、此

上何欵見合遅々仕候様被見受候而は、県庁辺乍ち致疑惑

先驅而屏障之策を施シ候も難計、又は上下行違之風評相

生シ、御尽力之御妨と罷成事も可有御座、現今諸郷は勿

論出府番兵中之人氣茂此假之御処置ニ而は、本朝難立

行私共を誘立一議論取起し度と申説も差起り居、半途に

して瓦解之懸念茂有之、旁苦慮仕候、依而一往県庁之命

ニ任セ、涯々渡海仕度奉存候、此節無訳御運相付候ハ、

御県内中之事 (金指)何篇 御掌握中ニ可有之、私共進退も

思召通ニ而、春中は蒸氣船茂下鳥仕事ニ候得は、御用筋

御座候折は右船便より罷帰り候様 御達相成候ハ、万

事關キ往来十四五日内ニハ屹と罷上り可申奉存候、私共

是迄之無役閉塞とは相変り、県庁之計ニ而名計ニ而も伝

事出仕相命候事ニ御座候得は、上国之上直様役儀差許候

場ニも立到申間敷、左候ハ、別段御擢用ニ不及行成ニ而、

御尽力之 御趣意ニ奉縁り、此涯県庁役人と不致隔絶奉

尽微力場合ニ罷成可申、右様御座候ハ、一段之都合と奉

存候、 御一条 朝廷役人奉拒候節は、大山再願出京仕

内評之哉ニ承り及候、此之御運ニ御座候ハ、成否共往

復二三月月は相過可申、私共下院仕候而も彼地御用向差

急キ三月中ニは引取候心組ニ御座候、何れ御成否之間相

決候上ならてハ、御尽力之御手初被為調兼可申哉と奉存、

前後之次第考合、右之通内評仕候間、内々奉達 御聴候

思食被為 在、 御指揮被下候ハ、何様共可奉畏候、誠

恐誠恐頓首、

未十二月

伊地知壯之丞
(貞盛)

文書原寸 縦一八・二種 横二三種

一五三 桑原正晟占ノ久光公十二月運勢

欽奉考

久光公十二月之

御運氣

一一一一一 遇晋之未済

当卦ヲ以、十二月中ノ御運氣ヲ奉考ルニ、日ノ水

上ニ升ルガ如キ意有テ、其御勢大ニ宜シ、時トシテ

ハ、少シ御心ニ齟齬スルガ如コトアレ共、追々解ス

ル意ナリ、冬分御腰下ノ御不例ハ、御慎アルベシ、

諸事少シ御ヒカヘアルニ吉、然ハ末ニ吉兆有ベシ、

未十二月

桑原正晟
再拜

文書原寸 縦一六・八種 横四〇・三種

奈良原幸五郎
(繁)

二三 海外視察記

〔表紙、巻〕
「海外視察記」

筆者不明

海外視察記

辛未ノ春四月海外視察ノ朝命ヲ奉シ、其過ル処各国形情一ナラスト雖モ、要スルニ文明ノ諸邦ニ於テハ、人民ノ往来交際殆ント同邦ノ形情アリテ、我カ各国ニ於ケルト同日ニ非ラス、然ト雖モ異形同心ノ旨ニ至テハ明火ヲ觀ル如ク、異形トハ何ソ、文明ノ度ナリ、富植ノ道ナリ、人民ノ位ナリ、此三者ハ日新月异テ、其形ヲ異スル天下耳ニ熟ス、亦不贅也、同心トハ何ソ、政治ノ得失ナリ、人情ノ機變ナリ、成敗ノ數ナリ、利害ナリ、但シ此心ハ古今宇内ヲ照ラシテ符節ヲ合スルカ如シ、此心ヲ知リテ此形ヲ制スル者ヲ名ケテ英主ト云ヒ、謀士ト云ナリ、是ヲ器械ニ付シテ維持スル国アリ、器械トハ何ソ、法制ナリ、故ニ宇内ノ列邦建國ノ種類多端アリト雖モ、法制ヲ以テ維持スルニ非サレバ、英主ノ方略ヲ以テ維持スルニ

不出也、蓋シ此二件ノ要ハ國ノ慣習ヨリ生シテ容易ニ變ス可カラサル也、英米是ナリ、是ヲ變スルハ独リ英主ニ存ス、初代烈翁（デボレスン）・魯主伯德兒（ゴットヒ）・李主非（フリドリヒ）的利等はナリ、且官制ニ治國アリ、興國アリ、二者ハ人智ノ開發建國ノ位置ニ從ヒ、自カラ其要ヲ異スル也、亦宰相撰擧ノ法モ官制ニ因テ異ナル也、因テ當時學者ノ評判ニ政治家ニ三種類アリ、歴史家ナリ、經濟家ナリ、法律家ナリ、仏國旧統領チエール・魯相コルチスコーフ等ハ歴史家ナリト云ヒ、三代烈翁及ヒ英相グラトストン等ハ經濟家ナリト云ヒ、然ルニ三代烈翁ハ經濟家ニシテ國主ノ任ニ當ル、故ニ商君ノ功業可見シテ終ニ其國計ヲ維持スル能ハサルハ、國主宰相ノ器自ラ異ナル有ル故也、是ニヨリテ國主タル者ハ歴史家ニ非サレバ兵家ナリ、兵家若シ國主ノ任ニ當レハ經濟家ヲシテ之ヲ輔ケシム可シ、抑仏國ノ如キ定律ノ名アリテ、独裁ノ実ヲ要スル國ニ於テハ、常ニ歴史家ニ非レハ兵家ナリ、只英米等ノ國ノ如キ法制ヲ以テ維持スルハ、國ノ慣習ナリ、人民モ亦所分ノ權利ニ安スル國

ニ於テハ、經濟家及ヒ法律家ニテ可ナラン乎、況ンヤ英ノ如キ宰相ハ常ニ大藏卿ヲ兼ヌルノ制ニ於テハ、最モ經濟家ヲ要ス、李魯ノ如キ事業ヲ勃興セント欲スル国ニ於テハ英主ノ方略如何ヲ要ス、何者物ニ本末アリ、事ニ終始アリ、先後スル処ニ從テ処分スル者ハ議事ノ制ニヨツテ是ヲ措置スルト同日ニ非サル也、固ヨリ此件々ハ国ノ慣習ニヨリ位置ニヨリ全ク其先後緩急ヲ速ル而已ニシテ、敢テ常理ヲ以テ国家ノ活動ヲ害セサル也、然レトモ此器用ヲ弁セサレバ国ノ趣向モ徒ニナリ、事業モ空トナル、故ニ政治学ハ其心ヲ知テ以テ時勢ノ形ヲ制セサレハ、遂ニ文化ノ糟粕ヲ食ハン、余見聞スル所ニ任セ尚其異形同心ノ旨ヲ概論セン、

英国論

英国ノ形タルヤ、法制ヲ以テ国是ヲ維持スルノ国ナリ、何者英史ニ速ル所法制ヲ以テ維持スル、其因縁久シク、是ヲ略言スルハ古代其種族八方ニ分レ、各其邑治ヲ成セリ、爾後統一ノ世ヲ望ムト雖モ、閩君交起リ内外ノ政務

伸ヒス、独リ人智ノ開發日新月進、事業勃々トシテ興リ、君主ヲ頼マスシテ事業ヲ經營セント、君民所分ノ權ヲ確定シ、英王暴君モ其欲ヲ逞スル能ハス、從テ人民ノ通義モ亦大ニ張縮有ラザル也、故ニ議院ニ於テ古法新法ノ二家其形ヲ顯シ、宰相ハ二家ノ權ニ因テ進退セラル、万事官制ナリ、彼法制ヲ以テ国是ヲ維持スルト雖モ、諸方ノ属地等ニ至テハ時世ノ君主ニ存ス、故ニ閩君ヲ看レハ其禍必ス至ル、英国ノ形情タルヤ諸方ノ属地ヲ以テ富メリ、故ニ国ノ規模民ノ目的一定シテ、属地ノ為メニハ国計ヲ以テ投スル也、英仏セバストボルノ役ノ如シ、然トモ属地ノ制ハ各方大ニ異ナリ、依テ明主ナケレハ是ヲ依控スル人ニ乏シ、彼若シ人ニ乏シケレハ其禍必ス至ル、且彼一旦諸方ノ属地ヲ失ヘハ、西班牙・意大利タルニ不過也、故ニ自国ノ道ハ法制ヲ以テ保護スルト雖モ、属地ハ英才ヲ以テ是ヲ治ムト云、

米國論

米國ハ本英屬ナレバ支配人交遷スル、殆ント共和政治ノ体ナリ、一郡一県ハ各方ニ於テ其郡吏官ヲ撰ム、其慣習亦変ス可カラサル者アリ、故ニ独立ノ際華盛頓等有名ノ諸老七年ノ間合議シテ其制ヲ精シ、其目ヲ明ニシ以テ興業ノ基ヲ開ク、其基トハ何ゾ、法制ナリ、法制ハ國ノ位置ヨリ生ス、彼草野千里人口稀少、故ニ駅通省ヲ設ケ道路ヲ四方ニ通シ、以テ通行交換ノ道ヲ便ニス、工芸省ヲ設ケ築造ヲ諸方ニ興シ、以テ諸港ノ要地ヲ開キ、保護税ノ制独リ其宜シキヲ得、高低意ノ如クス、其制ヤ百年ヲ不出シテ宇内ノ強國トナレリ、彼サンフランシスコノ地ノ如キハ、開港數年ニシテ既ニ鐵道ノ便ヲ通シ、自國ノ形勢固ヨリ一變シテ宇内ノ便利亦進メリ、實ニ興國ノ官制ナリ、且彼ノ法制タルヤ、能國勢ヲ審ニシ人情ニ合シ、時勢ニ処スル寬猛並濟ノ実アリテ、事業ノ勃興終ニ南北亞洲ヲ合一スル不難也、且南亞墨利加ハ凡共和政治ノ体アリト雖モ、未タ其制明ナラス、其目張ラス、故ニ民情ハ米利堅ニ付スル不難也、凡人ノ自主ヲ達シ、國ノ

安全ヲ計ルハ、印度地方モ英屬ヲ脱スルヲ不欲ガ如シ、是ヲ拒ミ是ヲ制スレハ、万世不朽ノ王統モ一敗地ニ塗ル、政家ハ能ク考量セヨ、故ニ右英米ノ形タルヤ、法制ヲ以テ維持スルト雖モ、國ノ情勢ニヨリ治國興國ノ制自ラ制ヲ異ニスル所有リト云、

李魯僂ノ國勢

李・魯・僂ノ國勢ハ然ラス、英主交起リ法制ノ上ニ立テ法制ノ下ニ不被制定、律ノ名ヲ假テ國民ノ情ヲ抑へ、國威大ニ伸ヒ信用亦貫ク、是李・魯當今ノ形也、假令愚闇猛烈ノ君ヲ見レハ、國勢必ス縮ム、是自然ノ勢ニシテ當今僂國ノ勢也、是時ニ當リ、人民甚タ法制ヲ以テ維持セントスルハ、抑政治家ノ難事ニシテ時勢ノ到来逃ル可カラサル者也、余僂國ニ留学シ彼ノ情勢ヲ察スルニ、當時大敗ノ後ヲ受ケ、法制ヲ以テ國計ヲ維持セントスルハ、其事實ニ難シ、是ヨリ僂國ノ歴史ヲ述ベ、政家時世ニ処スルノ難キ人情ノ變、成敗ノ數、始終ノ略、利害ノ要、夫レ果シテ如何ゾヤ、在朝ノ君子其理ヲ看テ其變ヲ察ス

可シ、

仏史ノ概略

八百年前仏ノ先王シャルレマンハ建国ノ英主也、其兼併諸國ニ跨リ、独逸・西班牙・意大利ノ諸部彼ノ付屬トナル、爾後騒乱自壞ヲ生シ、敵ノ奪掠ニ遇フト雖モ、仏人ノ独逸・西班牙・意大利ニ於ケルハ、其規模及慣習尚我朝鮮ニ於ケルカ如シ、次ニ二百年前セイエス^(マ)十四世英明ノオヲ以テ起リ、学士累出、文明盛挙、是中興之英主ニシテ、各國ノ境界ヲ議定シ、独逸ノ二州アルサス・ローレンモ是時仏ノ付屬トナレリ、然レトモ繼世十五世十六世愚闇ノ主ニシテ、先王ノ事業ヲ繼ク能ワス、亦彼ノ負債ヲ掃フ能ハス、信用日ニ去リ国威月ニ縮マル、遂ニ一千七百八十年ノ頃ニ至テハ独リ負債ヲ増ス耳ニテ、更ニ恢復ノ策ナク、且議院ノ制ハ先王ロイス十四世ノ廢官ニヨリ、未タ其制ヲ建テス、然ルニ一千七百八十九年負債ノ為メ民撰ノ議官ヲ設ケ、其事大壞シテ古今未曾有ノ沸乱ヲ生ス、其史長ク其訳書從テ多シ、依テ此ニ略ス、

○此時代有志ノ党法制ヲ以テ国計ヲ維持セントスレトモ既ニ破ル、ノ形勢ニ処シ、人情ノ變朝ニ令シテタニ變スト雖モ、共和政治ノ体也、抑當時此官制ヲ以テ維持セント欲スルハ、實ニ難題ニ属スレトモ、之ヲ捨テ、他道ナシ、何者撥乱実効ノ士累出百官徒ヲ結ヒ、党ヲ樹テ彼レニ連ナリ、是ヲ援ケ遂ニ治國ノ功業ヲ奏スル能ワス、幸ニ初代烈翁不世出ノオヲ抱キ、独歩シテ五人ノ支配人ニ挙ラサルト雖モ、百官同寮ト徒ヲ結ヒ事ヲ争ハスシテ、外意大利ノ遠征ヲ初メ国威ヲ遠方ニ輝シ、信義ヲ内治ニ務ム、嗚呼仏民ナル哉、先王シャルレマン及ヒロイス十四世ノ事業ヲ受ケ、累世不繼却テ数十年ノ反乱ヲ不幸ニ処シ、治安ヲ望ム者アレリ、英主ヲ望ム者アリ、弱勢ヲ恥ツル者アリ、物議洵々、當時ノ情勢ヲ云ハ、敵ヲ頼テ親子ノ乱ヲ平ケ、以テ國家ノ恢復ヲ謀ル、夫果シテ然ラシテ乎、不朽ノ王統モ容易ク匹夫ノ手ニ落ツ、政家ハ人情ノ變能ク考量セスンハ有ル可ラス、烈翁一世ノ盛挙天下耳ニ熟ス、亦不贅也、彼跡ヲ遠クシテ繼世復平庸ノ君ト

ナリ、内外ノ務亦止マル、既ニ仏民ハ烈翁所振ノ形勢有テ、当時仏人ノ考如何ナラン、自負自慢歐洲ノ首府パリースハ独リ仏人ノ都ニ非ス、歐人ノ都ナリト、其各国ヲ輕視スル、果シテ然ラン、人情空虚國威ヲ望シ、日ニ恢復ノ策ヲ建テ新奇ヲ好ミ、事業ヲ起サントスレトモ、凡君ノ時代ハ古今其情勢ヲ變セス、撰拳ノ法愈私党ニ落チ、千八百四十八年ニ至リ共和家ノ巨魁チエール等再度ノ共和政治ヲ建テ、国計ヲ維持セントスレトモ、事情混雜独リ覬覦ノ士ヲ招キ、既ニ初代烈翁ノ覆轍アリテ、此三代烈翁王族ニシテ四方ニ流落スル数年、且彼獄舎ヲ脱スル、遠カラスト雖モ平生覬覦ノ心勃々タレハ、当時反乱ノ世ヲ幸ヒトシテ財ヲ四方ニ散シ、厚ク民意ヲ求ム、民意トハ何ソ、撰拳ノ權ナリ、此權限アリ、則アリ、亦民權ヲ所有スルノ各人はヲ得ルニ非サルナリ、故ニ烈翁ハ其權ヲ以テ民ニ与エンコトヲ主張シ、民情ヲ鼓動セリ、國民以為ラク、彼ハ初代烈翁ノ末世ト云ヒ英主ニヨリ國威ヲ張ルノ旧史ヲ羨ミ、亦難得ノ權ヲ得ント当時ノ法制ヲ破

リ、彼ヲシテ万世不朽ノ帝位ニ即シムルハ、其故何ソ時勢人情ノ變、政家ハ察知ス可キナリ、

烈翁位ニ即クヤ、内治安ノ策ヲ施シ、外事業ヲ海外ニ興シ、安南ノ一部(コシヤン支那)阿弗利加ノ一部(セネカル)及ヒ豪斯太利亞ノ郡島^(群)モ多彼ノ所有トナル、遂ニ晩年セハストポール及ヒ支那ノ遠征アリ、セハストポールノ結局タルヤ、首府パリースニ於テ烈翁盟主トナリ各国ヲ引テ件々ノ事ヲ条約ス、天下ノ普ク知ル所ナリ、支那ノ遠征タルヤ、英仏ノ兵僅ニ一万五千ヲ以テ彼レガ七万ヲ破リ、遂ニ一千二百万フランクノ償金ト天津ト開港ト寺院及ヒ墓所等ノ地ヲ開クコトヲ約セリ、其他メキシコ等ノ各邦烈翁ノ為メニ凌轢セラレシ者不少、亦更ニ六十七年展觀場ノ盛挙アリテ其事諸州ニ冠タリ、夫仏民ノ情タルヤ、初代烈翁ハ歐洲ノ全形ヲ包羅シ、只魯ノ旧都モスコウニ一敗シ、三代烈翁ハ初代ノ業ヲ継キ、魯人ヲセバストポールニ窘メテヨリ各国拳テ彼ノ鼻息ヲ窺フニ至ル、仏民タラバ誰カ考ヘザラム、天子畏ル徒ナシ、憚

ル敵ナシト、何計ランヤ、李魯生ハ隣国ナリ、兵ヲ養ヒ武ヲ練ル、于此数十年、其王確々トシテ義烈、其將相亦智謀アリ、其方策常ニ始終ノ目的ヲ要ス、烈翁ハ既ニ預備スルノ李勢ヲ察スル能ハス、亦自壞ノ形情モ審ニスル能ハス、独リ陰ニ内治ヲ謀リ継続ヲ子孫ニ伝ヘント欲スルハ、抑英主ノ量ニ非ス、伝ニ云、烈翁即位ノ初共和党チエール等三十余人ヲ獄スト繫キ、以テ帝位ヲ布告セシヨリ、治国ノ術一時英敏ニ属スト雖モ、亦是ヲ統御スルノ術ニ乏シク、彼等ヲシテ常ニ不平ヲ抱カシメ、亦其不平ヲ修メテ彼等ヲシテ才能ヲ尽サシムル能ハス、其他姑息ノ政ヲ以テ寺院・学校及ヒ兵官ノ給料ヲ増シ、大赦ノ法ヲ行ヒ以テ民人ノ望ヲ求ム、果シテ夫然ラン乎、民情ハ烈翁ヲ思フコト父母ノ如シ、独リ識者ノ笑ヲ招ク而已ニシテ、遂ニ民情ヲ保ツ能ハス、謀士モ修ムル能ハスシテ千歳ノ汚名ヲ垂ル、実ニ彼ノ如キ人望ノ君モ今ハ齒牙ノ間ニ関スルニ足ラス、烈翁当一月跡ヲ遠クルノ後国人許ス、彼若シ李仏戦争間ニ在テ死セハ、三代烈翁ノ名ヲ

失ハス、今ハ無名無籍ノ一匹夫トナレリト云其人情景シテ如何ゾヤ、○烈翁在職中議員改選ノ時ニ当テハ、郡及ヒ県ノ首頭教師ヨリ富商大家ニ至ルマデ政府ノ密書到来シ、其郡其県ノ名代人ヲ指名ス、一郡一県ハ天下略同シ、無学無智ノ士多ケレバ政府ノ權ト云ヒ、富商大家ノ財ト云ヒ、首頭教師ノ勸ニ応シテ必ス密書ノ意ヲ表スルコト于此二十年、烈翁内党ヲ制センコトヲ知テ外敵ヲ招クハ何ソヤ、議者云、仏人何ソ李人ノ情ヲ考ヘサランヤ、答テ云、人情ノ変常ニ如此、不平ニ処シテ不平ヲ謀リ、得意ニ処シテハ得意ヲ謀ル、匹夫一旦高官ニ登レバ匹夫ノ旧情ヲ忘ル、己ノ位置ニ処シテハ己ノ位置ヲ謀ラントスルハ是全ク人情ノ自然ナリ、逍遙ノ迫ナル者独リ賢者而耳、是故ニ仏人而已馬鹿ニ非ラス、李人而已亦智者ニ非ラス、仏人ハ得意ニ処シテ得意ノ事ヲ謀リ、李人ハ不平ニ処シテ不平ノ事ヲ謀ル、利害ヲ交ヘテ謀ルハ只賢者而耳之ヲ能クス、余戦争後李仏ノ間ニ往来シ、土地ノ肥瘦ヨリ人民ノ貧富、所産ノ有無、技芸ノ巧拙ヲ見ルニ、

然ト異ナルアリ、実ニ李魯生ハ歐洲ノ瘠土ニシテ、仏蘭西ハ宇内ノ沃土也、仏民敢テ不憚ノ一端ナリ、嘗テ聞ク、李魯主ハ將師ノ教育ニ注意シ、仏蘭西ハ士卒ノ操練ヲ専務トスト、果シテ然ラン、戦フ所仏卒必ス強ク、衝ク所李將必ス当ル、且仏人ハ形勢ノ術ニ長シ、虚実ノ略ニ乏シ、李人ハ虚実ノ妙ヲ得常ニ不意ニ出テ行ク所必ス無人ノ地ナリト云、依テ歐人評ス、仏人ハ戦闘術家ナリト云、李人ハ將師術家ナリト云、故ニ李仏ノ事務タルヤ、一途ニシテ其旨大ニ異ナルハ、事業ニ本末有リ、先後スル所ニ從テ是ヲ能スルハ亦賢者ニ存ス、政治家ハ注意ス可キ也、是仏史李仏戦争マデノ大略也、

旧統領チエイルノ事ヲ論ス

チエイルハ素一寒士ニシテ、学ヲ校中ニ受ルノ財無ク、自ラ政府ノ書庫番トナリテ見聞甚弘シ、統テ新聞屋ニ投シ其時間陰ニ彼ノ論説趣意ヲ露布スル、亦他日ノ望ニ供セシガ、一千八百三十二年先王ロイスフリツフノ執政ニ推挙セラレリ、其名有名ノ学士ギソウ等ニ比ス、当時彼

等ノ功業確々トシテ明徴アリ、然ト雖モ王党跋躡シテ遂擯斥セラル、爾後一千八百四十八年再度ノ共和政治ヲ起ス、彼ヲ巨魁ト云ナリ、烈翁ノ時代ハ碌々トシテ只歴史等ノ著書ヲ見ル耳、李魯ノ戦争間モ只建白ノミニシテ、政府ノ採用ニ預カラスト雖モ国民ノ信用日ニ重ク、遂ニ二十八州ノ名代人ニ挙ラル、烈翁不得止之ヲ議員ニ置ク、実ニ議政行政ノ權分レ撰挙ノ法異ナレバ、闇主暴君モ其欲ヲ逞スル能ハス、實用ハ独裁ノ國ニ於テハ果シテ如何、尚チエイル時勢ニ処スルノ略ヲ述ヘシ、

千八百六十六年李人澳大利ヲ攻ムルノ時、チエイル云、此挙タルヤ歐洲ノ重事ナリ、自國挙テ李魯ノ兵ヲ解ク可シ、必ス李人我ニ抗スルノ形アレハ、則機會ナリ、以テ李ノ頭角ヲ挫カサレバ其害遂ニ隣國ニ波及セン、且李國ハ歴史親睦ヲ魯國ニ通シ、以テ南方ヲ窺フハ其要旨澳大利ニ止ルニアラス、必ス南方ヲ兼併スルノ略アラン、西班牙・意大利ハ論スルニ足ラス、且意大利ハ此頃李ノ尾ニ付ス、英吉利ハ歐洲ノ地方ニ求望少シ、只東洋諸方ノ

利ヲ占ムル而耳、其他憚ノ国ナシ、独仏国而已、李国已ニ武ヲ講シ産ヲ務ム、数十年ビスマルク相タリ、モロツケ將タリ、此ノ將相ハ国権ヲ維持シテ座視スルノ事跡ニ非サルナリ、故ニ国家恢復ノ策ハ此一戦ニ在リト建言スレトモ、烈翁ハ自負ノ氣ニ溺ル、カ、李人ノ間牒ニ落入ルカ、更ニ之ヲ用ヒス、彼云、澳太利ハ非理也、李国ハ順道也、名ニ於テモ亦李ヲ伐ツノ理ナシ、要之ニ兩國ニ援兵ヲ出シテ彼等ヲシテ奔命ニ疲レシメ、我其弊ニ乗セハ一拳兩得ス可シ、且我李人ニ求アリ、故ニ今李ヲ伐ツハ望ム所ノ地モ修ムル能ハサル也、依テ暫ラク是ニ援兵ヲ示シテ和蘭境ノリユクセンブルクノ地ヲ約ス可シト、是ヲ李人ニ談スレハ、李人笑テ之ヲ許ス、然トモ戰爭間僅ニ五十日ニシテ更ニ仏ノ援兵ヲ待スシテ澳軍大敗セリ、當時烈翁任スル所ノ智士ナク、拳クル所ノ議員ハ悉皆彼ノ意中タリ、依テ如此不明ノ甚シキ有リト雖トモ、烈翁固ヨリ之ヲ察セス、戰爭後其約ヲ達セント李人ニ迫レバ李人笑テ答エス、終ニ數回ノ談判ヲ経テ徒約ニ帰セリ、

成敗ノ數何故ニ起ルヤ、政家ハ深ク考量セヨ、于此李仏ノ争端ヲ開クヤ、チエール議員ニ在テ彼我ノ情ヲ述ル、信功著明ナル其事略前段ニ類スト雖モ、我ノ戰ヲ促スノ不当彼ノ備ヲ預メスルノ容易ナラサルヲ云、然リト雖トモ諸執政議員ハ歷年共和党ノ跋扈ヲ畏レ戰爭ヲ促スコト切々タリ、烈翁モ外憂ヲ以テ内患ヲ制スルノ常論ニ基ツキ、更ニ時勢人情ノ變ヲ顧ミスシテ戰ヲ布告ス、當時仏人一般ノ喜ヒ三代烈翁既ニ廢類セントスルノ形勢ヲ指シテ、四代烈翁ノ繼統勃興見ル可シト云、依テチエール議員ノ職ヲ辞スト云、

李仏ノ戰爭

仏將マクマホラン十二万ノ兵ヲ以テストラスホルクニ當リ、同シク仏將ハセン十二万ヲ以テメツツニ當リ、マクマホランノ兵善ク戰ヒ、李兵少シク挫ケテ退數里、ハセンノ方ハ李兵迫ラス、仏兵モ劇戰セス、独リマクマランノ方勝戰數回、(民) 仏氏果シテ評ス、李兵ノ弱キヲ、是時六万ノ援兵ヲ以テ烈翁ハセデアンニ於テ本營ヲ構ト云ト雖

モ、逆戦未タ彼等ヲ挫カス、只怠慢敵ヲ侮ルト雖モ、無識ノ將師ヲ熟察スル能ハサルハ如何セン、マクマホラン能ク捷ヲ奏スト雖モ、抑彼ニ当ルノ李兵ハ弱卒ナリ、真ニ仏兵ニ窘メラル、必セリ、ハセン敵ヲ見テ進マス、敵亦迫ラス、日ヲ重テ逆戦アラズ、豈ニ計ン、一夕李兵セデアン本營ノ後面ニ突出シ、其砲發疾雷耳ヲ掩フニ違ラス、仏兵鄂然ト驚愕シ、令シテ止マラス、進マントスレハハセン十二万ノ兵前面ニタゞヨヒ、六万ノ本陣ハ前後ニ乱レ散シ、ハセンモ己ノ一軍ヲ修ムル能ハス、敵ヲ衝動スルノ色ナク、敵軍急迫之ニ乗シ、士卒ハ將師ノ命ヲ聞カス、司令ハ干戈ノ前ニ立タス、ハセンハ召トモ来ラス、マクマホ^(ト)本陣トハ伝信機断絶、烈翁ハ手ヲ束テ謀計ナク、寧ロ李兵ノ手ニ落ンヨリハ降ルニ不如也、マクマホランハ未タ攻口ニ在テ戦勝ツコト数回ナリト雖モ、此新聞ヲ聞クヤ軍ヲ修メテ其後ヲ能セントスルニ、紛議囂々、乱軍以テ仏都ニ退ク、是時既ニ李兵ハ仏ノ西辺六里外ウエールサイルノ要地ニヨリ、五万ノ李兵ハ続

テ至リ、李帝及ヒ太子・ビスマルク、モロツコ等着セリ、ビスマルク令ヲ城門ニ掲ケテ云、カヲ以テ民権ヲ消スト題セリ、是民権トハ英人所謂ライトノ訳ニテ、自主自由トモ云ナリ、此語ハ当時訳書累出弁解セシ通り、支那ノ史地ニハ未タ多シトセス、且支那史中ノ所論ハ要スルニ多クハカヲ以テ民権ヲ消スノ手術而耳ニシテ、国民モ未タ民権ノ名ヲ知ラスシテ其実ヲ得サルハ其人民ニ於テ果シテ如何、歐人ノ常ニ支那・印度其他安南・暹羅等ヲ蔑視スル者ハ、畢竟民権ノ定限ナク、君民ノ約束ナク、国家ノ定律ナキヲ以テナリ、米民ノ民タル者ニ非サル也、当今土爾其・埃及等ノ国、歐人ノ条約ニ於テ未タ其權利ヲ充分スル能ハサルハ、必ス民権ヲ所有スル位置ナキ故ナリ、故ニ民権ハ文明ノ度ニ從ヒ、且国ノ慣習ニ依リテ張縮有リト雖モ、政家ハ考量シテ時勢ノ宜ヲ制セン、○ビスマルクカヲ以テ民権ヲ消スノ語ヲ発シテヨリ、段々猛烈ヲ以テ仏民ヲ処置スル、輕卒ノ誑誤ト雖モ免サス、軍費輜重ヲ土地ノ県官里正ニ命シテ是ヲ弁セシメ、聞カ

サレハ直ニ牢獄ニ下ス、其他残忍刻薄ノ処置、秦ノ白起
ニモ亦不讓也、或云、ビスマルクハ仏人ノ氣象ヲ吞メリ、
依テ仏人モ胆ヲ奪ハレ拒戦アリト雖モ、一発放テハ一歩
退キ、彼等ヲ衝動スルノ英氣ニ乏シク、交戦三月、遂ニ
和解ニ至レリ、其余ハ史家ノ論文アリ、訳書アリ、亦不
贅也、右戦争中ハセンハ謀反ノ罪ニ処シ、獄中ニ在ルト
雖モ未裁判ノ期ニ至ラス、何者彼カ任スル所ノ法士ハ仏
国有名ノ法士ナリ、且謀反ニ非サルノ証書三千紙ニ上リ
タリト、新聞紙上ノ評ナリ、

チエール諸邦ニ援兵ヲ乞

首府ハリス围绕ノ中ニ在ル殆ント三月、人民食ニ窮シ餓
ニ迫リ、チエール之ヲ見ルニ忍ヒス、自ラ英・魯・澳・
意・西等ノ諸邦ニ遊説シテ援兵ヲ乞ト雖モ、事甚難事ニ
シテ之ニ応スルノ国ナシ、遂ニ瑞西セネーニニ於テ各国
ノ会議ヲ催スニ至ル、是全チエールノ方略ニシテ、其能
弁四方ニ使シテ国計ヲ維持セント、既ニ破ル、ノ国勢ヲ
三寸ノ舌力ニテ既ニ勝タントスルノ李兵ヲ百方退ケント

ハ、其胆量強カラシヤ、其手術巧ナラシヤ、依テビスマ
ルク突然其会議ニ臨ミ、各国ノ使節ニ対言ス、最前我李
王戦ヲ布告スル所ノ事ハ各国ノ所知、而シテ烈翁其降ヲ
乞ヒ以テ李仏ノ恨ミヲ解カントスト雖モ、一揆騒乱彼命
ニ応セス、亦我ニ抗スル日アリ、依テ我今日一揆ニ所ス
ル力ヲ以テ民権ヲ消スルノ趣意ニ基ツクナリ、若シ一揆
ヲ援ルノ諸邦ニ於テハ是ヲ援ケヨ、我是ト交親スルヲ不
得ナリ、云テ其席ヲ立テ仏蘭西ニ帰レリ、故ニ各国ノ情
形断然ト是ヲ援ケント云モノナシ、其会議空トナレリ、
^(マ)鳴呼力ヲ以テ民権ヲ消スノ語果テ然ラン、然ト雖モ此語
欧人ノ耳ニ慣習少ケレハ、各国公法家其論頻ナリト雖モ、
其実果シテ行ハレン故ニ、当時黙許スルハ何ソ、公法ノ
要其人ニアリ、其力ニアリテ敢テ法制ニ非サルヲ証スル
ニ足レリ、チエールハ国難ニ処シ、国民ヲ保護スル名実
有テ、亦各国政府モ自ラ憚ル所アリ、国民モ彼ニ依頼ス
ルノ意愈々重シ、凡政家ノ時勢ニ処スル実ニ其機アリ、
其機ヲ察セザレハ事皆徒勞トナル、政家能ク考量セヨ、

○和解ノ日ニ至テ仏外務卿シユルーフカブルト宰相ビスマルクト談判ス、彼云、償金五十億万フランク也、且掃済ミ迄ハ三万ノ兵仏境六州郡内ニ止滯シ、其期五年ナレバ年々払ヒノ数ニ從ヒ孛兵ハ退ク可シト、其他二州郡ヲ割与ス可シ、アルサス・ローレンナリ、是時ニ当リ仏蘭西文明ノ国ト雖モ統領ノ任ヲ受ケ、其国計ヲ維持セント云モノナシ、独リチエール其任ヲ受、爾後内乱紛々ノ際ニ処シ、遂ニ諸党ヲ退ケテ独立ヲ以テ恢復ノ策ヲ述ヘ、五年ノ期末三年ヲ不出シテ償金ハ既ニ四十億万金ト残り一分ノ中二部半迄掃済シテ退職セリ、故ニ孛兵モ僅ニ二州郡内ニ滯ルノミ、残り七部半ハ当九月十五日ヨリ掃始ルノ約定ト其頃ノ新聞紙ナリ、

仏国當時ノ形勢

于此仏国当今ノ様子ヲ述レハ、二党判然トシテ殆ント水火ノ如シ、王党アリ、共和党アリ、王党ニ三党アリ、ポルボン家ナリ、ラルレアン家ナリ、ナボレラン家ナリ、共和ニ二党アリ、モデレート云ヒ、ラチーユウト云、モ

デレートハ中和熟練ノ謂也、旧統領始メ其時代ノ政府ヲ共和党中ノモデレート云ナリ、ラチーユウトハ其言來歴深シト雖モ、要スルニ和同ノ謂也、然ルニ世人是ヲ激徒ト云ハ、和シテ同スルノ論説ヨリ国ノ富商大家ハ亦大ニ是ヲ惡テ云フナリ、

議員ノ撰

孛仏和解ノ日新ニ議員ヲ撰ム、當時仏民ノ考ヘヲ云ハ、戦争ノ起リ畢竟共和党ノ不合ヨリ生シ、内乱ノ基モ共和党ノ暴論ヨリ始レリト、其來歴ノ史有リト雖モ要スルニ王党ノ讒言諸州ニ流布シ、貧民ハ大家富商ニ依頼スルノ情形アリ、何者敗北ノ際王党ヨリ四方ニ散財シテ貧民ノ情ヲ結ヒ、以テ他日ノ用ニ供ス、故ニ貧民モ其情富商大家ニ依頼シテ、彼等ヲ撰挙スルノ数多シト云、三代烈翁以來入札ハ民権ヲ所有スル各人は有スルナリ、米國亦同シ、英独等ノ國ニ於テハ不然、其権限有リ則有リ、此二件ハ其得失文明ノ度ニ從ヒ時勢ノ景況ニ依ルト雖モ、

政治家ハ能考量セサル可カラサル也、

旧統領奉職ノ事

チエールヘルドーニ在テ統領ノ職ヲ奉スル時約束スル如左、国体ハ不論共和政治ニモ非ス、王統政治ニモ非ラス、只仮リノ政府ニシテ其目的ハ償金ヲ掃ヒ、自国ノ独立ヲ謀ルヲ要ス、依テチエール其職ニ当リ千辛万苦国家多難ノ際ヲ全シ以テ其目的ヲ達ス、且最前所受ノレスホヤンシイビリチー（請合人）ノ重任アレバ、其權從テ重シ、依テ王党ハ彼ノ拔扈ヲ見テ常ニ王系ノ継カザランコトヲ恐ル、陰ニ統領ノ失策ヲ鑿リ彼ヲシテ其手足ヲ伸ベザラシム、

議院ノ評議

于此從來学校改革ノ議噉々タリ、改革トハ何ソ、貧富教育平均ノ法也、平均トハ何ソ、学費ナキノ謂也、学費ハ何ヲ以テ供セン、常税ヲ重ンスル也、是共和激徒ノ論ナリ、故ニ抗者云、常税ヲ論スルハ富者ニ奪テ貧者ニ与ルノ実アリ、貧富教ヲ受ル異ナルハ是其理也、答云、不然

富者ハ所産大ナリ、貧者ハ少ナリ、仮令富者ニ向テ外患有レバ彼何ヲ以テ外敵ヲ禦カン、必ス貧者ニ依ラサルヲ得ス、貧者何ヲ以テ報セン、抑貧者ノ情タルヤ、所産少ケレハ其生命ヲ脱スル亦不難也、是我李兵ニ窘メラルノ因元職トシテ是ニ依ル、富者ハ巨万ノ財ヲ積ミテ座視シ、更ニ国家ノ難ヲ顧ミス、貧者ハ数錢ノ利ヲ得テ力役シ、独リ和戦ノ役ニ当ル、我今日ノ形也、改革セスンハアル可ラザル也ト云、然トモ王党ハ貴族ニ非サレバ富商ナリ居シ、常税ヲ重セバ彼等ノ利少シ、是行ハレサルノ因縁也、且学制ハ宗旨ノ学校ヲ廢シテ芸学而已ヲ存セント、既ニ仏国ハ歴年府州郷里ニ至テ宗旨及ヒ芸学ノ二校アリ、故ニ之ヲ廢セント云トモ二党抗議紛論、文部卿ノ手ニ落ル既ニ一年有余、其他百般ノ會議悉皆左右二席ノ争ナクンバ定律トナルヲ得サル也、左席ハ共和二党也、右席ハ王党及ヒ宗旨家也、

王党及ヒ共和党抗立ノ事

去ル夏頃ニ至リ王党愈々統領ノ跋扈ヲ畏レ、陰ニ国家ノ

機密ヲ露布シ以テ統領ノ人望ヲ欠カントスレトモ、其力敵セス、然シ日ニ積ミ月ニ重テ国家ノ難題増長セリ、當時閉院ノ期ニ望ミ議員ハ休暇ヲ得テ、或ハ各州ニ歸リ或ハ諸邦ニ遊フ、此際各党方略ヲ四方ニ施スノ時ナリ、王党素ヨリ四方ニ散財シテ其声援ヲ張ル、共和党カンベツタハ諸州郡ニ周遊シ、郡吏・県官等同志ノ諸士ヲ集テ場所毎ニ会議ヲ催シ、自ラ立テ自國ノ利害ヲ弁シ、共和政ヲ以テ此政府ヲ貫カント欲セバ、議員ヲ新撰スルヲ以テ上計トスル云々ト弁論シテ、國民ノ情ヲ鼓動セリ、國民之ニ応スル者日ニ増長セリト云フ、

統領チエール開議院ノ事務章程ヲ論ス

開院ノ日ニ當リ統領常ニ一書ヲ持テ開議ノ事務章程ヲ論ス、其ノ章程タルヤ、當時國計ヲ維持スルノ本ハ共和政ヲ以テ始終ヲ貫カント云、漸々其利害ヲ弁シ掛ケ、王党ハ其席沸乱シテ、統領ハ約束ヲ欺クノ國賊ナリト云者アリ、狂氣ト云者アリ、馬鹿ト云者アリ、其時限去テ別ニ分科ノ一局ヲ設ケ、共和党ヨリ十五人、王党ヨリ十五人

互ニ抗論三ヶ月ヲ越テ、遂ニ一夕統領ノ弁論ニヨリ亦元ノ旧約ニ歸リ、チエール発セシ共和政ヲ以テ始終ヲ貫カントノ言モ今ハ空トナリ、償金掃済迄ハ國体ハ議ス可カラスト云ニ止ル、右三ヶ月ノ抗論ニヨリ王党モ既ニ計リ成サントスルノ陰謀モ一敗地ニ塗リ、共和党モ議員新撰行ハレサルハ暴論モ消シテ復旧日ノ政府ニ歸レリ、同時開院ノ際王党ヨリ論白ス、カンベツタ四方ニ周遊シ、郡吏・県官ヲ集メ議員新撰ノ說ヲ唱へ、其他國事ヲ害スルノ徵候ヲ挙テ統領ニ迫レリ、其日カンベツタ笑テ一言ナシ、統領大ニ彼カンベツタノ不直ヲ怒リ、明ニ断シテ裁判省ニ下サントスレトモ其同僚聞カス、翌日カンベツタ自ラ立テ当今國家ノ委曲ナル事情ト王党ノ陰謀ヲ露布シ、國民互ニ信用セザルニ至ル、新聞評ニ云、八十歳ノ老翁ハ身ノ丈ケ四尺、智量狭少ナラント察スレトモ、政家中ノ歴史家ハ其器量測ル可ラスト歎美セリ、

王党跋扈ノ事

統領件々ノ成功ヲ奏スト雖モ、王党ハ彼ノ計略ニ落入ルヲ怒リテ、常ニ彼ノ難題ヲ探リ、機会ヲ得テ彼ヲ斃サントスレトモ、事亦難問ニシテ容易ニ論破ス可キノ形勢ナリ、当春ニ至リ其禍ヒ議長グレウキニ波及シテ、終ニ退職セシム、彼ハ抑共和党ノ徒ニ非スシテ中和家ナリ、依テ其ノ人望モ厚ク、其所置モ偏頗ナラザルヨリ、統領チエールノ後ハ必ス議長グレウキ代任セントノ風評アリ、然トモ其和党ノ部分ナレバ、王党ニ於テ彼ヲ任用セサルハ独リ己ノ私謀ヲ達スル能ハサル故ナリ、故ニ統領ヲ斃スノ本ハ先ツ議長ヲ斃スニアリト、数多ノ失策ヲ挙テ議員ノ信用ナキヲ云、其事入札トナリ、議長破レテ代任ヲ命ス、王党ナリ、是当春之形也、

首府パリースノ名代人撰挙ノ事

当四月首府パリース名代人ノ欠員アリ、其撰挙ニ当ラントスル、凡五人アリト雖トモ、要スルニ二人也、外務卿レエムユザナリ、同シクリランノ旧知事バドレーナリ、外務卿ハ統領ノ親友ニシテ博識多才且事務ニ練熟スルノ

評アリ、故ニ政府ヲ始メ国内ノ諸老外務卿ヲ挙ント云、然トモ共和激徒ヲ始メ都民ノ情ハ旧知事ヲ挙ント云、彼最前リラン知事タリシヤ、前件所述学校改革ノ事未決議ニ至ラサルヲ、彼自ラ專断シテ宗旨ノ学校ヲ廢シ、無費ヲ以テ貧富平均ニ教育ス、然トモ不日ニシテ專断ノ罪ニ処シ免職セラル、然ルニ此度首府ノ名代人トシテ推挙セント云ハ、最要用ナル事件、將ニ到来セントス、何者償金当九月迄ニ其結局相付テ、李兵愈仏境ヲ去レバ国体評議ノ期至ル、亦議員ノ改撰同シク至ル、然ルニ王党当時ノ拔扈ヲ見レハ、三種合シテ一トナルノ形アリ、且此度開院ノ始ハ学校ノ事也、此件ハ前篇所述既三年有余、文部卿ノ手ニ在ルヨリ事甚難題ニ属ス、依テ都民ハ必ス旧知事ヲ挙テ共和党ヲ増シ、以テ王党ノ跋扈ヲ挫キ、共和政ヲシテ始終ヲ貫カント、且学制ヲ定メ速ニ事業ヲ起サントス、實ニ此頃仏民ノ情ヲ云ハ、燒ケルカ如ク、飛揚ノ形勢ヲ望ムノ狂者ナリ、然トモ統領ハ持論ヲ云ハ、兵備ヲ大ニシ、恢復ヲ謀リ宗旨ヲ斃シテ芸学ヲ専務トスル

等ハ、今日ノ策ニ非ラス、今国民タラハ己ヲ顧テ己ヲ修メ、己ノ学識ヲ増シ、己ノ富殖ヲ務メ不羈独立スルハ、必ス興運ナリ、戦ハスシテ敵ヲ屈スル近キニ在リ、仮令当今百万ノ練兵有リト雖モ、興國ノ事業ニ非スト云テ共和党ノ論ニモ与ラス、亦王党ノ陰謀ニモ関ラス、巍然トシテ独歩ス、是故ニ僂民既ニ厭クノ情勢顕ハル、然ルニ旧知事ノ持論ハ、統領チエールヲ退ケ新ニ議員ヲ改撰シ、以テ王党ノ欲ヲ絶チ、自由ノ政体ヲ立ント云、此際ニ当リ幸ニ都民ノ名代人アリテ物議噉々、依テ兼テ禁スル所ノ首府各区ノ評議所ヲ開キ、一周間衆議討論ヲ許ス、車夫モアリ、傭夫モアリ、婦女モアリ、外国人モアリ、講談ノ席ニ臨ム者ハ其町有名ノ数輩、自党ノ利害ヲ弁白シテ抗人ノ論ヲ挫ク、仮令外務卿ヲ拳シト云ハ亡國ト云モノアリ、馬鹿ト云モノアリ、旧知事ヲ拳シトヲ論セハ逆賊ト云モノアリ、狂氣ト云モノアリ、各党ノ情勢粲然トシテ殆シト仇敵ノ如シ、遂ニ一周間ノ末ニ至リ、外務卿ヲ入札ス十三万有余人、旧知事ヲ十八万有余人、外務

卿大敗シテ亦外務ノ職ヲ辞セントスレトモ、統領許サス、統テ王党ハ共和党ノ日ニ憎長スルヲ畏レ、愈他日ノ私謀ヲ達セント、王党ノ三種合シテ一トナリ、文部卿ニ迫リ、既ニ論スル所ノ学制ノ措置ヲ聞ク、文部卿ハ時勢ノ宜シキヲ取り中和ヲ制セントスレトモ、時勢ノ景況モ亦常然ノ常理ニ非ラレハ、開院ノ十余日前退職ス、其代任ヲ命ス、亦統領ノ旧友ナリ、

王党ハ統領ヲ斃スヲ目的トスル事

王党ハ愈統領ヲ斃スヲ目的トシテ彼曖昧ナル事務ヲ斃ル事務トハ何ゾ、当時意太利關係ノ事アリ、意・仏ノ教門同シケレバ、仏ノ僧徒歴年羅馬法皇ニ朝覲ス、且其交深ケレバ法皇彼ニ領地ヲ与へ、寺院・学校ヲ建テ長ク仏國ノ所有トナル、然ルニ去年意太利政府法皇ノ地ヲ修メシ時、仏地モ亦意地ニ帰セリ、此件意太利政府ヨリ仏政府ニ通スルノ機密有ル可キナケレトモ、畢竟時勢ノ難事故ニ統領是ヲ秘シテ洩サス、且意太利ハ歴年宇魯生ト情好甚タ密ナリ、諺ニ云、李ノ後援ヲ頼テ此件ヲ断セントノ

評アリ、王党ハ是ヲ取テ外務卿ニ責メ、国民ニ信用ナキヲ論ス云々、是一件也、亦統領先頃文部卿ヲ免職シ、且其代任ヲ命スルノ際、其公平ヲ得サルヲ論ス、是二件也、其他種々ノ機密ヲ引出シ、政府ノ信用国民ニ貫カサルヲ論ス、王党ハ生涯中ノ一議トシテ奮論三日、是当五月二十一日ヨリ初メテ二十三日諸執政退職ヲ統領ニ乞ヒ、終テ翌日統領自ラ立チ国事ノ艱難ヨリ任用ノ重キヲ論ス、朝九字ヨリ喋々弁シ、初メ一杯ノ水ヲ飲テハ弁シ、弁シテハ飲ミ、晚景五字ニ至ルマデ只八十歳ノ老翁也、其事明確ニシテ正史ノ基本タリ、余是ヲ訳セント欲スレトモ未閑暇ヲ得ス、不日ニ之ヲ成サン、統領五字席ヲ退テ直ニ辞表ヲ送ル、議者之ヲ入札ス、王党ノ数アリ、共和激徒ノ数アリ、退職ノ数十三多シ、其代任ヲ撰ム、将師マクマホランナリ、旧統領退職以來諸州郡ヨリ被招請、人民彼ノ功業ヲ賞シテ云、我等明公ノ力ニ依リ敵ノ殘虐ヲ脱シテ独立不羈ノ民ニ帰セシムル、万世不朽確乎シテ正史ニ銘セント、大ニ酒宴ヲ開テ彼ノ健康平安ヲ祝ス、且当

時新聞紙ノ評ニヨレバ、改撰ノ日ニ望メハ旧統領ノ復職可期ナリト、亦王党ノ評ニヨレハ、チエール退職ノ事情ヨリ悉皆共和党ト連合セリ、

新統領代任入札ノ事

新統領マクマホンハ正直樸実ニシテ数十年ノ実効アリ、彼レ代任ノ数ニ当ルト雖モ、是ヲ受ルヲ肯セス、何者身ヲ兵陣ニ埋ム既ニ数十年、嘗テ政治ノ得失ニ達セス、統領ノ任ハ更ニ政黨ノ任スル所ナリト云テ抗論數刻ニ及テ決セス、是畢竟不意ノ成果ナレバ、更ニ人望ノ代任ナク、王党ハ強テ彼ヲ拳ントスルノ際、稍内乱ノ萌シヲ見ル、余此頃政府ノ所在ウエールサイルニ居留セシ時分ニテ、其夜ノ景況ヲ見レバ、数千ノ都民ウエールサイルニ集テ議スルモノアリ、奔走スルモノアリ、夜既二十一字ニ及テ政府ノ前後人民郡集スル、其数ヲ不知、其景況甚タ危険、夜既二十二字ヲ過テマクマホラン其任ヲ受ケリ、彼素ヨリ純粹ノ功士ナレバ、内乱ノ萌シヲ見ルニ忍ヒス、且償金掃済ノ期明ナレバ其任ヲ受テモ亦僅ニ一年ヲ不出

ナリ、然レトモ旧統領ノ職任レスホランシイビリチー
 (前ニ出ツ)ノ職ニ非ラスシテ更ニメジヨリチー(衆多
 ニ決スル謂ナリ)ノ任ヲ受ク可シト、彼ノ請合人ノ職ヲ
 受ケザルハ其情果シテ己ノ短処ヲ顧テ措置スル乎、或幸
 兵退境ノ事變ヲ憚ル乎、亦各党内乱ノ萌シヲ見ル乎、更
 ニ宰相ビスマルクノ目的ヲ察セシ乎、其目的トハ何ゾ、
 兼併ノ略也、彼今日償金ヲ修ムルニ在テ、既ニ修ムルノ
 日果シテ如何、彼仏人ヲ敗テ安スルニ非サル也、二州郡
 ヲ得テ飽クニ非サル也、彼歴年意大利・西班牙ト情好甚
 タ密ナリ、今西班牙ハ内乱未タ平ケス、共和党政權ヲ持
 スルト雖モ、李政府未タ之ヲ見認メス、彼若シ王党ヲ援
 ケハ王党立タレ進退意ニ任ス、是宰相ハ西班牙ニ処スル
 ノ情ナリ、李・仏和解ノ日モビスマルク云、仏国先ツ仮
 リニ政府ヲ設ケ、兩國ノ約ヲ結び、以テ国民ノ安全ヲ謀
 ル可シ、故ニ政府ハ共和及ビ王系ノ名ヲ下ス可カラスト
 云テ、チエール職ニ就ケリ、其他件ニ国家ノ難事有テ、
 新統領マクマホラン全權ノ任ヲ去リシ乎、請合人ノ任ハ

仮令議院ノ決議ト雖モ、是ヲ再議セシムルノ權アリ、該
 ニ云、合衆國歴代ノ統領等此任ヲ受テ、四年間三度及ヒ
 四度ヨリ不出ト云ナリ、先ノ統領アンデルジョソン
 ハ十三度ニ及ヒ、遂ニ議院ノ拒論ニ迫リ退職ス、然ルニ
 仏旧統領チエール僅ニ二年ヲ不出シテ再議セシムルコト
 幾十度ナルヲ不知、素ヨリ從來ノ良制ナケレバ、國民モ
 亦合衆國ノ慣習ニ非サル也、然シ國人チエールヲ指シテ
 一時ノ小帝ト云モ、或ハ抛ル所有ルニ似タリ、

新統領マクマホランノ時代

マクマホラン衆多ニ決スルノ任ヲ受レハ、是ヲ再議セシ
 ムルノ權ナシ、爾後國民ノ信用薄シト雖モ、彼レ事ニ処
 スル敵正、諸執政ヲ命スル王党ヨリ撰ムト雖モ、其論常
 ニ公議ニヨル故乎、共和党モ強テ是ヲ争ハス、只暫時ノ
 平穩ヲ頼ミ、以テ新撰ノ議員ヲ待タント欲スル故乎、國
 債手形ノ価大ニ騰シ、百フランクノ手形ハ九十一ニフラ
 ンク也、八十五ハ兩替屋ノ標準ニシテ、百ニ五ハ利足ナ
 リ、旧統領ノ時代ハ其価常ニ八十五六フランクニ出サル

也、是此度五十億万フランクノ国債也、

議事ノ事

諸執政職ニ就キ、内国執政ヨリ新聞紙検査ノ法ヲ設ケン
ト云、依テ共和家カンベッタ・シエルーファブル等抗議
シテ、彼ハ通義ヲ奪ノ国賊ナリト云テ、其事破壊シテ再
ヒ議ス可カラザルニ至ル、且又寺院・学校及ヒ兵官等ノ
給料ヲ増サントスレトモ、共和家はヲ肯セス、是畢竟三
代烈翁ノ故智ニシテ、姑息劑ヲ以テ一時ノ民望ヲ修メン
トスル王党ノ手術而耳、

仏国将来ノ形勢

当九月十五日ヨリ残り七部半ノ償金ヲ払ヒ始ルノ評アリ
シ、果シテ然リヤ、未確報ヲ得ス、仮令償金払ヒ尽シ、
李兵仏境ヲ退ケハ、独立不羈也、天下未タ李相ビスマル
クノ方略如何ヲ察セス、居シ果シテ退兵セハ、議員改撰
ノ期直ニ至ル、故ニ王党ハ在職中国体ヲ王系ニ議定セン
ト、八方手ヲ尽シテ其堂ヲ預備セリ、然ルニ当今王統ヲ
建サレバ英明ノ人無ク、且三党屹然トシテ分レ、尚旧統

領チエールヲ斃スノ時、共和二党ノ離散スルガ如シ、各
黨其情ヲ曲テ從フハ独リ英主ノ方略ニ存ス、敢テ公議討
論學士巧者ヲ待ツニ非ザル也、政治家ハ察セヨ、件々所述
凡仏国当時ノ景況也、仮令英主ヲ看レハ興業ノ術何難カ
ラン、地位ハ歐洲ノ中央且沃土也、嗚呼初代烈翁・魯主伯
德尼等、今日ノ地位ニ居レハ彼等ノ事業亦可見、智者謀
士ハ切齒セント、新聞紙上ノ評、当時歐洲學者ノ評判多
ニアリ、仏国ハ文明ノ極処ト云モノアリ、或ハ文明ノ糟
粕ト云モノアリ、英人ハ仏人ヲ指シテ狂氣ト云ヒ、仏人
ハ英人ヲ指シテ鈍シテ埒明カスト云、互ニ相看ノ情勢有
ルニ似タリ、是ヲ要スルニ文明日新スルノ際ニ当リ、物
議ノ少カラシム欲スルハ抑自然ノ情ニ非サル也、只英主
謀士ノ国ニ於テハ、仮令物議嗷々アリト雖モ、其威伸ヒ
其信貫ク、故ニ亦成敗ノ數ニ関ラス、李魯生是ナリ、依
テ歐人論ス、政治家ノ要ハ仇敵ヲ集テ統御スルノ方略如
何ヲ顧ミヨ、然シ三代烈翁ハ己ノ方略敵ノ謀計ヲ察セス
シテ、内憂ヲ外事ニ転スルノ故智ニ憤フ勿レ、亦万事ノ

改革ハ人民ノ慣習ト文明ノ度ニ從テ改正スルノ軌範ニ習テ姑息ノ政ヲ布ク勿レ、尚又英雄ノ智量ナクシテ兼併ノ略ヲ施ス勿レ、微弱ノ国ヲ看テ微弱ノ人ヲ侮リ、富強ノ威ヲ看テ富強ノ術ヲ慣フ勿レ、此件々ハ政治家ノ要務也ト云、

文明遲滞ノ国ヲ論ス

歐人文明遲滞ノ国ヲ論ス、此国ニ於テ政治家ノ最注意ス可キハ独裁ノ実也、此実ナケレバ始終ノ国計貫カス、人民ノ目的交々變遷シ、去月ハ法制ヲ以テ制シ、今月ハ独裁ヲ以テ改正シ、只全其弊ヲ看ルノミニシテ、興業ノ期不可見也、然シ止ムヲ得ザルノ形勢アリ、何者、假令門戶貴族ナケレバ戰士・猾者アリ、亦彼等ヲ要セスンバ更ニ撰挙ノ道ナシ、撰挙ノ法何ヲ以カ立ン、文明ノ諸邦ニ於テハ学校ノ順序ヨリ事務ノ階級ニ至リ粲然トシテ混セス、其才其器ニ從ヒ、凡相応ノ効能書明瞭トシテ存ス、其例ヲ云ハン、仏統領マクマホロン数十年ノ実効有リト雖モ未政治ノ才略ニ達セザレバ、其失策ヲ以テ既往ノ功名ヲ

穢スニタル欵、全權ノ職ヲ辭セリ、且李將モロツケモ更ニ政治ノ事ニ預カラス、断然トシテビスマルクニ讓ル、然シ文明遲滞ノ国ニ於テハ、英主ナケレバ実効ノ士ヲ要ス、効士亦政治ノ方略ニ達セザレバ、必ス国家ノ衰難ヲ来ス、何者、彼等己ノ才ヲ顧ミテ以テ謀士・識者ヲ撰ム能ハス、亦其国民ハ兼テ撰挙ノ順序階級ナケレバ絶テ是ヲ論セス、茫然タル兒童ノ如シ、当時支那人及第ノ法ノ如キハ既ニ徒法トナルト雖モ、目三丁字ヲ知ラサレバ彼ノ官人タルヲ得ス、居シ撰挙ノ法不明ヨリ私党交々其徒ヲ撰ムノ日ハ、必ス国家ノ衰難ヲ招ク、其衰難ヲ招ク幸アリ、不幸アリ、幸トハ何ゾ、内憂ヲ以テ外敵ニ移スニ不若也、外敵トハ何ゾ、建国ノ規模ナリ、人民ノ目的ナリ、其例ヲ挙ン、李相ビスマルク登用ノ初議院ノ抗議噉々アリト雖モ、澳太利及ヒ仏蘭西ヲ破テ李国ノ物議絶テ声ナシ、亦英・仏ノ間兼テ嫌疑ヲ生スト雖モ、セバストポールノ役ニ至テハ互ニ一致同心スルハ国ノ規模也、民ノ目的也、然カシ三代烈翁内憂ヲ以テ外敵ニ転シ自壞ヲ

来スハ國ノ規模ニ非サル也、民ノ目的ニ非サル也、此規模ト目的トヲ失ヒ、兄弟牆ニ闢クハ実ニ不幸ノ甚シキニシテ、仏蘭西・西班牙・支那今日之形也、國民ノ情ハ実ニ流水ノ如シ、流テ止マス、転シテ滯ラザレハ草廬ノ匹夫モ帝位ヲ占メ、不朽ノ王統モ一朝ニ廢ス、故ニ文明遲滯ノ國ニ於テハ、賢者ヲ撰ムテ独裁ノ実ヲ要ス、

國ノ事業ハ其目的ヲ定ムルニヨル事

右独裁ノ國ニ於テ政治家ノ目的ニアリ、一ハ國ノ慣習ヨリ人智ノ開發ニ從テ其緩急ヲ取捨シ、以テ國家ノ遠計ニ妨ケス、李魯生ノ如キ是ナリ、貴族合議シテ人民ノ通權ヲ削リ、敢テ充分ノライト(自主自由ノ謂)ヲ与ヘサルト雖モ、人民ノ位置我本邦ノ形ト同日ニ非ラスシテ、常ニ民撰ノ議院有レバ亦民意ニ於テ大害ヲ招カザル也、是其一ナリ、独リ魯西亜ノ如キニ至テハ不然、人民未野蠻ノ風ヲ脱セス、只独リ貴族富商而已、其權ヲ占メ以テ政治ノ得失ニ関ス、人民ハ力役奔走、只全其員ニ備ル而耳ニシテ、更ニ固有ノ民權ナク、以テ國家ノ成敗ニ関セザル

也、彼草野万里経國ノ方策是ヲ捨テ他道ナキニヨル欤、是其二ナリ、其他君民共治ノ國ニ於テハ、英ノ如キ貴族富商而已政治ノ權ヲ取テ、敢テ国主貧民ハ其得失ニ大関セサルハ、畢竟國ノ慣習ニヨル欤、只仏ノ如キ君主独裁ニ非サレバ、貧民必ス跋扈シテ政治ノ得失ヲ批評シシ(裕カ)以テ國家ノ成敗ヲ問ハ、國ノ慣習ヲ變シテ是ヲ能クスル能ハサリシニヨル欤、然則我本邦ノ如キ独裁ノ慣習有テ是ヲ容易ニ變シテ議事ノ制ヲ開キ、文明ノ度ニ進メント欲シテ、不學無識ノ洋人ヲ雇フ等ハ、室ヲ路傍ニ築クノ罵リヲ不免ノミナラス、終ニ國家ノ廢類ヲ看シ、答云、不然、景ヲ變スル二道アリ、今政治ノ目的ニ於テ文明ノ位置ヲ進メント欲スル乎、兼併ノ事業ヲ起サント欲スル乎、先文明ノ位置ヲ進メント欲セバ、君民定律ノ政ヲ以テ英國ノ形可慣、何者、各人ヲシテ議政ノ任ニ供セシメ、以テ國家ノ法制ヲ持ス可シ、其初ヤ、紛議討論多ハ不用ノ議アラン、然シ若シ是ヲ用ヒテ漸々州議或ハ郡議ヨリ國議ニ至ルマテ其順序ヲ經、其階級ヲ踏テ撰挙ノ法ニ從

ヒ、是ヲ参与セシムルニ至テハ、人民初テ政治ノ得失ヲ知リ以テ困苦勉励其事ヲ思慮問学スルニ至ル、然シ此目^マのヲ以テ勉スレハ、万国并立ノ位置ハ凡五十年ヲ要ス、五十年トハ何ソ、人世ノ事務ニ奔走スル、其困苦勉励ヲ厭ハザル二十五年ト云、是日本中人ノ位置ニシテ、五十年ハ人世ノ二周ヲ云、依テ今ヨリ歳入ノ半ヲ以テ学芸及ヒ工産ニ当テ、富殖ノ業ヲ興シ、貿易ノ利ヲ謀リ、航海ノ便ヲ通シ、初テ商君ノ功挙リ、文明ノ位置亦歐人ニ不讓也、是凡二十五年ヲ期スルト謂也、是時ニ当テ州郡郷里ニ至ルマテ凡国政ノ大意ヲ解シ字内ノ形勢ニ彷彿タリ、而シテ人ノ品位漸々人ノ品位ニ当リ、四千万ノ人口ハ二千万位ノ実ニ当ラン、依テ議事制初テ備ハリ、會計ノ源自ラ立ツ、是又二十五年ニシテ都合五十年ニシテ凡文明ノ国ト云テ可ナラン乎、其時間ハ兵官ハ内治ヲ謀ル丈ニシテ、外務ニ至テハ国辱ヲ忍ヒテ其目的ヲ失ハサランヲ要スル也、若シ夫兼併ノ事業ヲ起シ以テ人民ノ智識ヲ一變シ、國ノ規模民ノ目的ヲ此ニ定メント欲セバ、魯國ノ

形可見、李國ノ制可取、何者、事業ヲ諸方ニ起^マセバ人民ノ耳目一決シ、既ニ鎖國ノ陋習モ革マリ、万国共和ノ規模備ハリ、各人其才能ニ従ヒ以テ事業ヲ海外ニ伸ルヲ得、其初メヤ、素ヨリ歐人ノ為メニ冷却セラルコト不容疑也、然シ是ハ進テ笑レ退テモ笑ル、進テ笑ヲ来スハ限り有テ、退テ笑ヲ来スハ限り無シ、実ニ不知國家ノ位置ハ政治家ハ論セン、盤石ノ安キト、曰、不然、諸葛亮表ヲ劉禪ニ奉シテ云、曹操ハ方策既ニ四方ヲ包羅シ、孫權ハ規模既ニ一隅ニ割拠ス、蜀ノ形タル戦モ亦亡ビシ、不戦モ亦亡ビシ、座ナガラ亡ビンヨリハ戦ニ不如ナリト云々、是素ヨリ同日ノ形ニ非ザレトモ、歐人ハ事業勃々トシテ兼併ヲ事トスル、于此日アリ、就中魯西亜ノ如キニ於テヤ、依テ政治家ハ常ニ此心ヲ知ラザレバ、外患必ス至ル、故ニ事業ヲ海外諸洲ニ起シ、人民ノ陋習ヲ破リ、方策ヲ遠大ニ求ムルハ、是迂直計中ノ直ナル者ニシテ、攻守ノ要自ら存スル在ルヲ云、左ニ其略ヲ述ベシ、

○政家時勢ニ勉シ外務ヲ張ルノ要ハ、國ノ慣習ヲ广大ニ

シ、民ノ目的ヲ張ル可シ、今我國支那・魯國・米國・豪斯太利亞及ヒ南洋郡島ニ四隣シ、四戰要領ノ地ニシテ、實ニ織田信長ノ形地也、然ルニ豪斯太利亞南洋郡島ハ未タ英仏ノ轄セサル者数多有リト雖モ、國人未是ヲ論セサルハ何ソ、是國ノ慣習ニ非サル故歟、独リ朝鮮ノ如キハ近頃世人是ヲ論スル頗煩噉々タリトノ風説ヲ聞ケリ、蓋シ是昔日神后及ヒ豊臣氏ノ余計ニ慣習セシ故歟、故ニ英主謀士ハ國ノ規模ヲ張リ、民ノ目的ヲ定ム、魯主伯德兒ノ事跡粲然可以徵、今其規模ヲ張リ其目的ヲ定ムルハ、在朝ノ君子其任ニ当ル、今我國家内外ヲ經營スルノ方策ヲ述ベン、

事業ノ本ハ彼我ノ情ヲ審スルニヨル事

今我國ノ形タルヤ、官制ハ独裁ノ慣習アリ、賢者ハ門地ヲ不問是ヲ拔擢ス、土地ハ三十度内外ノ沃土也、人民ハ四千万ニ近シ、何ソ数千里外ノ歐人ヲシテ我亜西亞及ヒ豪斯太利亞等ノ諸邦ニ跋扈セシムルヤ、豈ニ我國民是ヲ制スルノ術ナキヤ、若シ果テ是ヲ制スル胆量ノ人ナキニ

至ラハ、必ス外國ノ患至ル、此勢不足怪也、強者ハ常ニ弱者ヲ制ス、時勢人情ノ自然ナレハ也、今各國ノ情形ヲ論ス、觀者宜シク彼等ノ位置ヲ察セヨ、○英國ハ諸方ノ屬地ヲ以テ國內ノ富ヲ計ルニ止ルハ、畢竟議事ノ權ヲ以テ治ル故ナリ、然シ魯人若シ土耳其ヲ窺ハ、国力ヲ以テ是ヲ挫ト云、是國ノ規模也、^印印度ハ成敗ノ数知ル可カラスト云、其他カナダ・豪斯太利亞等ノ諸州ハ、各國ノ覬覦無キヲ幸トスト云、是凡彼ノ国情也、○米國ハ國勢未若カント雖モ、法制能人情ニ適ヒ、土地ニヨリ其便ヲ通シ、歐人ノ区々タル氣象ニ習ハザルハ其制度ノ寬容ニヨル歟、且彼ハ國ノ位置異ナレバ、亜西亞諸洲ニ求望少シ、其要南北亞洲ヲ兼併セン歟、○仏國ニ於テハ前段述ル通り、大敗ノ跡ヲ受ケ未外事ヲ謀ルニ遑アラス、且仏民ハ土地豊饒ニシテ氣候亦冠タリ、依テ兼併ヲ諸方ニ事トスルハ民意ニ非スシテ、威名ヲ落スハ國怒ナリ、英・仏交々諸州ヲ併スル略粲然、可以徵、仏人ハ艱難ヲ破テ威名ヲ求メ、英人ハ威名ニ依テ利潤ヲ求ム、其國勢自ラ

異ナレバナリ、○李国ハ去年独逸全州鉄道ノ輪ヲ同シ、一車ヲ以テ四方ヲ縦横セシム、且此頃ノ新聞ニハ、和蘭ト其輪ヲ同セントノ問題ヲ聞ケリ、依テ和蘭政府ハ甚当惑ノ風評アリ、彼和蘭ハ戦ヲ蘇茂太羅ノ一部亜部亜珍ニ起シテ敗軍シ、再興ヲ促カスト雖モ和蘭ノ議院拒論スルハ右独逸ヨリ難題有ルヲ以テナリト云、是等ハ僅小事件ニテ、独逸ノ国計ニ大関セサルト雖モ、彼兼併ノ方策ヲ推考スルニ足レリ、只仏ノ償金終テ李兵悉皆仏境ヲ去ルノ時機ニ当リ、ビスマルクノ意果シテ如何、亦仏人ノ国体ヲ議スルニ当リ、彼ヲ援ケ、此ヲ挫キ、以テ仏人ヲ凌轢スルノ術果シテ如何、彼修ムル所ノ償金ハ僅武備ニ供スル而已ニシテ、未更ニ費用ヲ見サル也、彼当今亜西亞諸州ニ方略ヲ下サントノ風評アリ、然シ是ハ虚説ニ近シ、何者、李仏和解ノ日ニ於テアルサス・ローレンノ二州ヲ求テ、敢テマルサイル及ヒニスノ港口ヲ要セサルハ、其目的海軍ヲ起シ東洋諸州ヲ包羅スルノ術ニ非サル也、然シ彼ハ歴年意太利・西班牙ヲ望ム、甚切ナリト、英雄

ノ事変ニ処シ時機ヲ制スルハ、又常然ノ常理ニ非ザレハ其方策モ敢テ輕卒ニ論ス可サル也、識者ハ鑑セヨ、○魯国ノ目的ハ天下ノ所知、兼併ノ実アリト雖モ亦是ヲ制スル不難也、彼草野万里其民未野蠻ノ風ヲ脱セス、只全祖先ノ規模ニ順習スル、我国人ノ朝鮮・琉球等ニ於ルカ如シ、識者彼ヲ指シテ腹心ノ病ト云、答云、不然、国家若シ規模ヲ失ヒ目的ヲ失ハ、兄弟モ牆ニ闔カン、敢テ魯人ヲ不待也、若シ是ニ反シ國論ヲ定メ、賢ヲ擧ケ能ヲ使ハ、歐洲ノ全国兵ヲ擧テ迫ルト雖モ更ニ憚ル所ナシ、亦歐人モ迫ル能ハサル也、只今日ノ事ハ時機ニ先ナルヲ要ス、先ナルトハ何ゾ、彼若シ鉄道ヲ支那ニ通シ、往來交換僅ニ数十日ナレバ、支那ノ禍ヒ必至ル、支那一旦彼ノ禍ニ罹カレバ其拒ク能ハサルハ勿論、西北ノ諸部必ス魯有トナル、若シ支那ニ於テ魯有ヲ生スルノ日ニ至レハ、亜西亞ノ全洲モ日ヲ追テ其勢ヲ變セン、是時機ニ後ル、ト云ナリ、是ニ因テ此ヲ觀レハ國家ノ方策ハ当今忽ニス可カラサル也、依テ左ニ述之、

万機ノ基ハ我ノ方策ヲ定ルニヨル事

今我国家事業ヲ支那諸部ニ起サント欲セハ、深ク魯西亞ト結ヒ其交情殆ント兄弟ノ親ヲ得テ、互ニ国情ヲ通シ、国事ヲ計テ以テ時勢ノ変ニ応セン、是ヲ施スノ術ハ、国家柱石ノ人ヨリ魯國及ヒ支那ニ在留シ、彼等ノ政治家ト交情其信ヲ得テ互ニ交際ノ情ヲ全シ、其堪忍猶織田氏ノ今川ニ於ル如ク、且英・仏・李ノ交際ハ信玄・謙信ニシテ、米國トハ必ス北条氏康ナラン、是我今日事業ヲ支那ニ起スノ概略也、○若シ又事業ヲ他方ニ転シテ豪斯太利亞及ビ南洋郡島ヲ包羅セント欲セハ、于此十万ノ精兵ヲ備ヘント幼年ヨリ能ク検査ノ法ヲ設ケ、武ヲ練リ学ヲ講シ以テ二十年ノ期ヲ待ツ、二十年トハ何ソ、人生レテ二十歳ニ至ハ少壯一人ノ役ニ供スルヲ以ナリ、我國民ノ陋習菜食以テ身体ヲ養ニ足ラス、怠惰以テ操練ニ堪ル能ハス、耳目以テ四方ヲ窺フ能ハス、依之格段其制ヲ設ケ数人ノ柱石ヲ撰ミテ是ヲ統御セシメ、以テ国家ノ大要ト定メ、歳入ノ半ヲ以テ是ニ供ス可シ、且今ヨリ十年ノ期ヲ

立テ、凡給料ヲ与ヘ豪斯太利亞ニ殖民セシムル、猶蝦夷ニ於ケルカ如シ、十年トハ何ソ、凡人ノ生計ニ就クヤ其土地ノ形状ニヨリ緩急有リト雖モ、假令十年ノ期ヲ待テ生計ニ就サル者ハ亦本国ニ帰ルヲ得ス、亦外國ニ出ルヲ得ス、一生其土地ノ力役ニ充テン、然則十年間ニハ往來交際甚繁ク、当時英屬ノ地ウキクトリヤハ彼南辺ニ當リ、航海凡二十日程ナレトモ、其他ノ郡島及ヒ彼北辺八十日ヲ不出也、土地ノ膏腴ナル、天下耳ニ塾ス、独リ英國ノ情ニ於テハ、鐵路・風車等日新月進其便ヲ極ムト雖モ、彼ノ国政ニ於テ英國ヲ以テ豪斯太利亞ニ移スト云コトハ未聞也、彼レ印度アリ、カナダアリ、国計煩煩以テ豪斯太利亞國力ヲ尽ス能ハザル明々タリ、況ンヤ魯人ノ如キ東洋ニ望ミ有ルモノニ於テハ、英人ニ抗セントスルノ日久シケレドモ、英・仏ノ合力ト土地ノ不便トヲ以テ是ニ屈スル日アリ、然トモ去年來黒海ノ条約破レ、既ニ魯ノ鐵道黒海ニ通シ、当処ニ依テ魯ノ海軍ヲ開カンコトヲ議定セリ、且仏人ハ前件述ル通り威ヲ諸州ニ施スノ

日ニ非ス、只益英ノ形勢縮テ魯ノ方策張ラン、爾後十年ヲ經ハ英人東洋ニ航スル甚難ク、魯人独リ東洋ノ利ヲ擅ニスルニ至ラン歟、英人一旦諸方ノ属地ヲ失ハ、五百艘ノ海軍ハ立所ニ饑渴ニ迫ラン、倫敦ノ三百万ハ減シテ百万ニ至ラン、是只当然之理ヲ述フル而耳ニシテ、時会ノ到来ハ政家ノ考量中ニ存スト云、此件ハ凡外務ヲ措置スルノ方策ナリ、

治國ノ件々

今我國家内治ヲ謀ルノ方法如何ヲ論セバ、先迂直ノ計ヲ要スルニ如クハナシ、直トハ何ソ、其例ヲ挙ケン、李國是ナリ、國王ハ智謀方略拔群ノ人ニ非ス、國民ハ瘠土ノ産ニシテ奇枝巧工ナク、彼若シ^(我)僂國ノ形ニ慣ヒ、國民ノ富ヲ起シ、貿易ノ利ヲ謀リ、海軍ノ備ヘヲ求メ、枝芸ノ巧ヲ争ハ、百年ヲ閱ト雖モ、國勢未可知也、是迂計也、彼元老院ヲ設ケ貴族門地ヨリ富商大家及ヒ有名ノ戰士學者ヲ拔擢シ、帝王親ラ是ヲ命ス、僂國初代及ヒ三代烈翁

等元老院ヲ設ケテ己ノ方略ヲ助ケシメ、以テ議政ノ一助ニ供ス、且行政官ノ道ヲ便ニス、何者、行政ノ諸卿其力ヲ均シク其權同シク、宰相ノ任其器ヲ得ルニ非サレバ、政治ノ衰難ヲ來ス、抑行政官ノ職ハ各人ノ活動スルカカク、耳目以テ其變ヲ見、精神以テ其要ヲ察ス、手足以テ其術ヲ施スカ如シ、則宰相ノ任ハ精神ナリ、依テ英・李及ヒ魯ノ如キ門地其權ヲ取り、富商其撰ニ當ルト雖モ、行法官ノ一局ハ巍然トシテ独歩敢テ門地ヲ問ハス、亦効士ニ関ラス其器量必ス事ヲ謀ル明確、其処分亦時勢人情ニ適スル人ヲ舉ルト云、彼等今日ノ宰相ハ果シテ如何ソヤ、其事ヲ聞テ其実ヲ察セヨ、○宰相ビスマルク行政ノ職ニ當リ、議院ノ抗議噉々ナリト雖モ、是ヲ顧ミスシテ前段所述ノ元老院ヲ設ケ、公議討論ヲ許ス、故ニ行政ノ職トシテ内外ノ事務ヲ經營スルハ、手足ヲ運動スルカカク自在自由ナルハ、必ス其本末ヲ明ニシ其始終ヲ定メ、事務ノ先後スルヨリ其処分明確公亮ナルニヨルト、賢ヲ舉ケ能ヲ使ニ依ル也、其職タルヤ十年ヲ不出シテ李ノ瘠

土野人ヲ以テ澳・仏ノ強敵ヲ挫クハ、天下ノ人目豈意外ニ非スヤ、固ヨリビスマルクノ智眼ニ屬スト雖モ、抑官制ノ其適宜ヲ制セシ故ナリ、独リ議政ノ職ニ至テハ各党抗論スルヲ善シトス、且下院ノ制ノ如キハ會計ノ源ニシテ、全ク民撰ニ屬スレバ、固ヨリ紛論抗議スルモ妨ナシ、政治家能此二形ヲ弁セザレバ國ノ趣向モ不立、民ノ目的モ不定、然シ我國人未其制ヲ弁解セサルヨリ是ヲ処分スルノ法モ亦甚タ是ヲ難シトスル也、

國ノ興廢ハ政治家ノ識量明達公亮ニシテ而シテ処置

一ニ其時機ニ中スルニ在ルヲ云フ事

今居シ右件々所述ノ難題ニ反シ、時勢ノ景況ニ從ヒ、只西洋丸写ノ風ヲ擬セント欲セハ、其是ヲ擬スル能ハサルハ勿論、世ノ輕スル意太利・西班牙ト其國勢ヲ争フ能ハサルニ至ルモ不可知、況ンヤ東洋ニ威ヲ逞スル英ノ如キニ其勢ヲ抗スルヲ得可ンヤ、苟モ人智有テ學識有ル者ハ切齒憤慨セサランヤ、然シ前段所述李仙ノ形勢アリ、李

人ハ不平瘠土ニ処シテ、仏ノ強敵豊饒ナルヲ惡シテ処シ、仏人ハ得意沃土ニ処シテ李ノ野風瘠土ヲ顧ミス、且三代烈翁ノ失策ハ百端有リト雖モ、畢竟其因ハチニエル及ヒゴソウ等ノ學士ヲ忌テ不用ニヨル欤、宰相ビスマルクノ方策ハ益シ此仏情ヲ察知シテ、能是ニ処シ、加之治國ニ先國情ヲ審ニシ、賢ヲ擧ケ能ヲ使ヒ、能ク是ヲ備整セシニヨル欤、而シテ旧統領チエールハ敗乱ノ余燼ヲ集メテ頽廈ヲ一木ニ支ヘ、終ニ今日ノ仏勢ニ返ス者モ、彼我ノ情形ヲ明ニシテ是ニ処スル明確ナルニヨル欤、然則各人位置ニヨリテ情ヲ異ニスルヨリ、以テ成敗ノ數、人情ノ變、時勢ノ得失ニ至テ最モ政治家ノ識量明達公亮、而テ処置一ニ其時機ニ中スルニ在ルト云、

紀元二千五百三十年第十月草

冊子原寸 縦二四・三釐 横一六・三釐 四一枚

二三 山階宮晃親王ヨリ島津従二位公へ

年賀状

(包紙ウツ書)
「島津二位殿 晃

壬申正月二日

(黒印)
〇

猶々余寒御用心希候、西郷丹誠、高崎洋行ニ候、乍
蔭伝承悦伏候也、

新春之吉兆不可有際限候、御全家御揃御万安御越年奉恐
賀候、晃無事加寿、乍憚御休意被下候、此品蠹末赤面候
得共、芽出度年書之印迄ニ令進上度、尚期永日候也、

壬申

正月二日

晃

島津二位殿

文書原寸 縦一七・三寸

包紙原寸

縦三二・五寸

横 四九寸

横四三・七寸

二四 伊地知正治ヨリ大久保利通へ

県治条例修正ノ件

(封紙ウツ書)
「大久保利通様 伊地知正治

要約御直披

御多祥奉珍重候、然ハ此中辛未十月御達相成候県治条例
致拜見候処、偏ニ大蔵省支配中之儀ニ候、自然此度ハ御
体裁も可相変トハ存候得共、例年国内一揆流行も実ハ不
面白儀ニも御座候処、此度内務省被召達候ト云計ニ而茂

余程地方ノ人氣宜敷相成候由、尤地方官事務上内務省掌
管ノ事件居多候故、従前条例之御体裁之似ニ而如何と
存候故、先日ハ伊藤参議ニ成行伺出候処、先ハ同意ニ相
聞候付、直ニ調査ニ取掛り昨日迄ニ而草稿出来、別ニ致
改正候趣意ノ件々書綴リ相添へ、今朝松岡・戸田ニ相廻
し両子潤色之上、速ニ掛り両参議ニ相伺具候様頼遣置申
候間、何卒先生ニも此旨御心得置被下度、私ニは此両日

例之病氣引入中ニ付、乍疎儀書中ニ而御願申上候、以上、

一月十五日

文書原寸 縦一六・八極 横六五・七極

一三五 三条実美卿より島津從二位殿へ

久光公鹿兒島県令不許可の件

(包紙ウツ書)
「島津從二位殿 実美

メ
「

春寒料峭之候益御安泰御起居可被成令大賀候、爾来尊恙如何御座被成候哉、厚御保衛專祈仕候、陳今般御分家被仰出候ニ付、為御礼態々貴价被成下、御念入候御儀ニ存候、扱大迫氏上京、大山大参事(綱良)より貴君県令

宣下之事懇請有之、猶貴君御誠意之程も委曲承知仕、乍

御病中茂御奉職御尽力被成候御心情、千万不堪感佩、猶

遂

奏聞候処、

御感悦被遊御事ニ御座候、然ル処昨冬以

勅使被為召候

御趣意柄も有之、御所勞不得止御上京御猶予被

聞食御義ニ被為

在候得共、頗御遺憾被

思召、聊ニ而も御快方候へ、御上京御座候様御待被遊

候程之義ニ付、県官ニ被

任候事御不本意之御儀ニ御座候、折角大参事よりも懇願

之次第御許容不相成段、不本意之義ニ候得共、前文之旨

趣宜御諒知有之候様仕度存候、猶大迫氏江申答候間、委

細は同氏より可申入候間、御聞取給度候、仍右得貴意度

一書呈上如此御座候、謹言、

正月

実美

島津從二位殿

二伸、時下春寒折角御保養專念候、尚以此節御国産

之品々御恵投被成下、御懇情不堪感荷奉厚謝候、大

乱書御判読可被下候、不備、

文書原寸 縦一九・二種 包紙原寸 縦 二八種

横 一〇九種 横四〇・五種

二六三 三条太政大臣より大山鹿兒島県参事へ

久光公鹿兒島県令不許可之件

(包紙ウツ書)
「三条公ヨリ大山参事へ遣シタル書面」

今般大迫氏江申含候旨趣委曲致領承候、島津(久光)從二位殿儀
此節高五万石下賜分家被仰付候処、尸位素餐之場ニ当り
惶懼罷在候次第ニ付、出格之御評議ヲ以、從二位殿江県
令

宣下懇願之旨趣、從二位殿恭謹誠実之志情神妙之次第、
且其許懇請之趣も無拗義ニ候得共、從二位殿義ハ既ニ昨
冬以岩倉大納言為

勅使被為召候処、病痾未被相勝、情実不得止状態ニ付、
上京之儀も御猶子被
聞食候得共、甚御遺憾ニ被

思召候義ニ而、聊ニ而も快方ニ趣候ハ、扶病出府致候様
御待被遊候御儀ニ有之候、抑大政復古遂今日之盛業ヲ被
為開候義も、從二位殿父子之尽力其功不容易、益以天下
之大政前途之事業をも御詢謀被遊度

御深慮ヲ以被為召義ニ付、一県之令ニ被為任候義は御不
本意之御義ニ有之、且は方今廢藩置県被仰出、旧知事ハ
総而免職之場合ニ付、自然一般ニ關係も致候間、旁以折
角之懇願其志情難默義ニ候得共、御許容ニも相成兼候御
都合ニ付、前段之次第柄篤と諒解有之、猶從二位殿江も
可然被申入候様致度候、尤從二位殿誠意之忠情は重疊上
通致候様遂

奏聞置申候、仍右報答如此ニ御座候、以上、

正月 実美

大山鹿兒島県参事殿

文書原寸 縦 一九・二種 包紙原寸 縦 二八・三種
横 一三二・五種 横 四〇種

二三三 大山格之助ヨリ桂右衛門へ

尚々、井戸堀ハ漸々手ヲ付候得共、何方も成就致候所も水勢無之、遺憾之至ニ御座候、就而は一往其元江差上可申候間御試有御座度候事、

昨今春暖相募り候処、弥以

賢台御健勝被為成御奉職奉賀候、於当県も至極之平穩追々廃官ニ取懸り、少々は過當之致方と御見込も可有之候得共、何分行懸り、色々

鶴丸江山彦之響キ意外之人氣、折合も如何と案勞之次第も不少、不得止所分相付申候間、左ニ御承知可被下候、
(清盛)
扱昨夕又々開拓判官黒田了介より弓削孫兵衛等差下シ、

夫千人註文相成、其内營繕方人足之内、大工・金物師等取交式三百人も差出可申相決、大ニ幸之至御座候、先便ニも銃棄其外ハトロン玉等過分御買入之註文申来、尤船も御雇之筈ニ御座候、都合帆前蒸氣三艘ならてハ乗間敷、
実ニ富県之瑞相御歎可申候、

一蝦夷開拓方紙札振出シ相成、引当次第ニ而は一朱利付

ニ而、何方ニ而も差出候段申来候間、御買入被成間敷哉、

扱当県産物之儀、彼方江一切振向候ハ、東京ニ而引請相立定約取組候方、別而之上策と愚考ヲ付、尤黒田等より十分世話致度申越候間、右ニ付不日白石・有川差揃東京江差出度、右ニ付兩日間より其御元江差出、万事御依頼申上度御座候間、左様御舍居可被下候、近比は大經濟道ニ差心得、御笑流可被下候、

去ル廿八日より軍局江転遷、一同一円リニ相成、万事容易決定ニ相成仕合之至御座候、
先は右之形行而已申上度、匆々如此候也、

二月廿日

大山格之助

桂賢台

閣下

追而、東京丸は此廿八日方東京ヲ発し箱館へ航海、夫より秋田へ相廻り米積入、夫より肥前唐津へ廻り石炭積入、而して当港江夫迎ニ参り候筈なれば三月下旬ニも相及候半、好キ比合ニ御座候、

文書原寸 縦一六・四釐 横一七八釐

一六 等象齋介石ノ時弊論 跳出拾遺上下 二冊

富国論。治国論。二十四篇

一九二八ノ一

〔表紙〕
「跳出拾遺上」

跳出拾遺上巻標題

一大用不覚ノ論

三無用難廢ノ論

五小塞礙レ大ノ論

七儉奢ト弁別ノ論

已上富国試論

同下巻標題

一經權並行ノ論

三為レ愛弛憎ノ論

五智守レ愚行ノ論

七富強前後ノ論

九集為大成ノ論

二興廢難易ノ論

四富累小利ノ論

六富仇ト智ト學トノ論

八出レ已ト返レ已トノ論

二政要吏行ノ論

四欲救却害ノ論

六政兵難レ並ノ論

八為レ大閣レ小ノ論

十不善屢改ノ論

十一都鄙互扶ノ論

十三婦ニ農商ニ難キノ論

十五吏責世祿ノ論

已上治国試論

十二県立ニ常主ニノ論

十四無ニ物ト不レ用ノ論

十六計ト民別治ノ論

跳出拾遺上巻

国家の事件議すべき事多シといへとも、一々枚挙するに違あらざれハ、今爰に略して富国試論と治国須知との二件を設けて之を論すへし、先其富国試論に八題を立て、之を弁せん、

一大用不覚の論

世の中の事何に、寄らず小事ハ忽人の目に留マリ易スケれども、大ひなる事ハ兎角人の氣の付ざるものなり、たとへハ一寸先キも見江ざる眞の暗夜に若し人が提燈一張借シたる小恩ハ永ク忘れぬほどに有り難がる事なれども、天下の大暗を照す太陽の恩ハ、誰ありて知るもの無し、又霜朝乘輿を以て川を渡したる恩ハ生涯忘れぬほどに難

有思へども、橋を懸けて渡す処の大恩ハ誰一人として気の付もの無し、然ニ提燈借したる恵ミハ一人に限れる恩にて、万人に遍ク及び難し、其大陽の毎日大暗を照す恩ハ天下の人悉ク蒙らざるもの無し、又乗輿を以川を渡す如きハ、人々ニハ遍ク及び難し、橋を懸て渡す如きハ天下の人に遍ク及ぶ事なれども、天下の人其恩を恩と覚知するもの無し、其覚知セざるハ其恩最モ大なれハなり、因て天下の人が大恩と知て有り難がる処の恩ハ、却て是れ小恩なり、故ニ真に大といはるゝものハ二事を備へざれハ大とハ云ひ難し、其二事とハ、一ツニハ広く遍ク行キ渡り、二ツニハ己れに用ひ乍ら其用る事を覚へず知らざる上に在り、乗輿を以て霜朝の川を渡す如きものハ、孟子に之を小恵にして政とハ名ケずといへる所以ハ、其恵ミが一人ニ限て遍からざればなり、天下に大用を成すものハ此二事必ず備へし、今富国の大用を成すも亦此理に同じ、右から左に手渡し致すが如ク、俄に人の目に見ゆる益ハ真の大利に非ず、衆人の目に新に見ゆる益ハ

一方一隅に及ぶ益にて、天下ニ必ず遍ク行き渡り難し、又天下の大貧となるも此二事備りて、而後に天下の大貧に到れり、故ニ天下の大貧ハ何処と無く大瘦セに瘦する故へ、其疲弊する姿が俄ニ衆人の目に見江ず、因て天下の大貧ハ覚へず知らずじり／＼と疲弊致し、立も這もならぬ場に到て、天下の人涙泣して始て臍を噛むへし、今此論を立ル所以ハ、何のためぞなれハ、天下の大用ハ世人の目に見江難きものなれハ、其大用を却て無用として漫りに廃する事あらんも計り難し、此恐れあるがためニ此論を立ツ、老子ニ大盈如レ沖ウツシヤカ 大成如欠といへるもの大用の大用たる所以を知る誠ニ妙味あり、此意を味ハ、すすん(マモ)ハ天下の大経済ハ成し難し、

二興スゴトハク 難廢スルゴトハ 易ノ論

天下の百事廢するより易きハ無し、興すより難きハ無し、廢する事の易きを見て興す事も亦易しと詠むへからず、喻へハ十年を経て漸ク成就したる楼閣たりとも、之を碎くに到てハ一日を出ず、又生涯の力を究めたる千金の良

器たりとも、之を破るに至てハ僅に一瞬の間に出ず、天下万民生活の職業も此理にて、興す事ハ百倍難く廢する事ハ百倍難し、さすれハ百年以上折合ひ来る天下万民の産業の道を頓に廢せらるゝ事余り数累なりてハ、其代りの新産業の折合可申迄の間に産を失ひ、生活取続き難クして斃るゝもの多カルヘシ、外国交際の今日に到てハ、新産業も興すへき事なれとも、御一新以来の如ク、旧産旧職を盛ニ一時ニ廢せられてハ、三五年ならずして一寸難立行疲弊ニ到るヘシ、

三 無用難棄の論

老子に三十輻共ニ一轂ニ當_ニ其無_ニ有_ニ有用_一といへるもの、誠に方今の心得たるヘシ、其意、轂ハ車の軸を受ル穴あり、其穴ハ虚無なる処なり、若し轂に虚無なる穴無ければ、車ハ循環セざるヘシ、車の循環するハ其虚無ナル穴あればなり、此理を以て見るに、天下に一として無用の物あるヘからず、たとへハ田地に五穀を植る処ハ僅に十が一也、其余の九分ハ是れ隙地なり、一畦毎に一溝あり

て、其溝ハ穀を植ざる処也、其畦と雖穀を植るハ五分一にして、其余ハ皆隙地なり、其隙地ハ是れ穀の無なる処也、若し田に隙地多きハ無用として溝を廢し畦を止め、満田に隙間無ク穀を植江たらば、一粒も熟セざるヘシ、然ニ穀の熟するハ是れ其隙地あれハなり、隙地ハ穀の無なる処也、是れ無ハ有の用を成す所以也、又人面に両耳両目両鼻一口の七竅あり、竅ハ是れ無なり、其無なる処あるを以て耳能ク声を聞、目能ク色を見、鼻能ク香を嗅キ、舌能ク味ふ、若し人面に無なる穴なければ、何を以て坎耳目鼻口の用を成さん、是れ無ハ有の用たる所以也、人の室に座し道を往来するハ空ナル処あれハ社ソ動作云為の用を成す事なれ、此理よりいへハ、無の用を成すハ有の用を成すものと其功並ビ立ヘシ、五本の指の中ニ無名指独り無用なるもの逆無名指とハ名ケたり、然れとも無名指を無用なるもの逆之を斬て除ケたらば、屹度余の四本の指の隙と可相成、四本の指の働クハ是れ無名指あるを以てなり、余の四本の指に力を与へて最も働クハ是

れ無名指なれども、無名指の用ハ大用なる故ヘ其用隠れたり、是を以人其有用なる事を知らず、此理を以て見れハ、無用として廢すヘき物無し、故ニ漫に事を廢してハ知らず、大用大益を廢する事ニ到るヘし、大用の有用たるハ隠れて見ヘざれハ、世人恐クハ無用に属すヘし、たとひ又無用の品たりとも取て之を用るに到てハ、棄ヘき物無し、昔シ陶侃竹頭を貯ヘ木屑を取む、世人之大に笑ひしも陶侃之を大に有用とするに到て、笑もの大に恥たり、之を用ゆるに到て無用の品も千金の品と變ず、之を棄るに到てハ千金の品も二足三文と成る、茶人の玩フ古切レ古器の類も、之を用ゆれば、社ソ千金の宝たれ、茶道廢するに及ふ時ハ、真に無用の品たり、たとへハ竹ノ籜の如きも、其赤皮ハ広クして長けれハ、物を包ミ笠を縫ふヘき用をなセども、其末皮ウツ枝皮に到てハ狭クして短けれハ、包ミ皮とも難被致、又笠をも縫ハれ難し、薪とすれハ火却て消ゆる故、竹の末皮枝皮社ソ実に無用の品たり、然ニ之を雪駄の表と成し、之を下駄の表の草履

に用るニ到て、末皮枝皮却て大皮の価に五倍七倍致セリ、又鼈甲・鹿角・水晶・瑪瑙の類ハ、饑寒の凌ぎに可相成品に非れハ実ニ無用の品たり、然ニ之を櫛と成し筭と成し、さまざまの飾りと成すに到て有用の宝たり、又砥石の如きも鳴瀧・名倉ナナクラ・対馬杯と申品凡ソ拾五六種あり、是れ又衣食の具と可相成品ニ非れハ、実ニ無用の品たり、然に鉄器・刀劍を研磨するニ到て一日も欠ヘからざる有用の品たり、家宅・舟・車・耕具・家具より衣服の裁縫・肉菜の割烹に到る迄、砥石の磨研を経ざるもの無し、又木皮・木実・草根・草葉等染屋の道開ケて不可欠有用の品たり、若し染匠無クして之を染具に用る法開ケずんハ、実に無用の品たり、然ニ木綿・絹布等の日本服を染る処の法古よりハ百倍開ケたる故、右様の木皮革葉を摘て生活を成すの道開ケ、之がためニ産を成すもの幾百万人に候や、其染色にも百段の別有之候故、同じ藍にも百段の甲乙相分れ染匠にも巧・拙・蠱・細の別相立チ、活計の道倍々広く開ケたり、爰が日本の文明開（餘説）□と申者也、

今之を洋服に改る時ハ、右様の活計の道塞がり、一時之ニ代ルの道興し難し、又洋髪に変するも此理ニ同く、古來結髪に就て生活を成す処の方一時ニ棄たれ可申、恐クハ是れ一利を興さんとして百害を生すへし、其故ハ僅櫛一品たりとも廿一職に關係する故、櫛若シ無用と相成候ハ、忽廿一職廃すへし、然ニ男女の結髪に關係仕もの其数多し、其廃産廢職となるもの左の如し、

- 櫛
- 一 漆産所 二 漆屋 三 塗師屋
 - 一 金産所 二 箔師^(箔) 三 箔屋^(箔)
 - 四 蒔絵師
 - 一 籠甲産所 二 籠甲屋 三 籠甲細工師
 - 一 水牛産所 二 水牛屋 三 水牛細工師
 - 一 柘産所 二 柘材木屋 三 柘櫛細工師
 - 一 鉄産所 二 鋸鍛冶 三 鑪子鍛冶
 - 四 小刀小斧鍛冶 五 金物道具屋
- 并一 廢物廢職櫛ニ准シテ知ヘシ、
- 一 銅産所 二 金物屋^{デカボ} 三 細工師

- 簪
- 一 玉産所 二 玉工 三 玉商
 - 一 鹿角籠甲産所 二 角甲屋
 - 一 蚕糸産所 二 織屋 三 染屋
 - 四 染具師 五 染具商 六 呉服屋
 - 一 檀実産所 二 蠟製師 三 蠟商
- 本結
- 一 楮皮産所 二 紙工 三 紙商
 - 四 本結造り 五 本結商
- 鬢付
- 一 檀実産所 二 蠟製師 三 蠟商
 - 一 菜種 二 油 三 鬢付造
 - 四 鬢付商
 - 一 楮皮産所 二 紙製師 三 紙商^{是レハ包紙入用ニ費ル紙ナリ}
 - 一 玉産所 二 玉工 三 玉商
 - 一 楮皮産 二 紙工 三 紙商
 - 一 蚕糸 二 織工 三 染屋
 - 四 染具師 五 染具商
- 根卷
- 油
- 一 男子ノ髪ニツクル油アリ、婦人ノ髪ニツクル油アリ、中ニ於テ婦人ノ髪ニ用ル油ニ数種アリ、モシ

油ヲ髪ニ用ルニ日本油ヲ費サスンハ山茶花実ナド
ハ無用ノ品タルヘシ、

髪飾リ

一紙紋 二楮皮産所 三紙工

四紙商 五髪飾師

一切レ絞 二糸屋 三織工

四染屋 五染具職 六染具商

七具服屋

一紅花造リ 二紅花商 三紅工

四紅商

一移シ紅ノ器或ハ紙或ハ箱或ハ陶器等天下中ニ用ル

モノ太タ大ナリ、

一粉草 二粉工 三粉商

粉 膩粉ヲ入ル、箱或ハ紙是レ亦天下ニ用ルモノ大ナ

リ、

右の如結髪の一事相廢れ候にも、僅一品の職さへ数十職、
数十品の障と相成可申、況日本一統ニハ髪具を以て職と
致すもの何百万の人に候や、尚其上へ一職毎に数十職と

障を生し候へハ、たゞ此髪具の一ツたりとも結髪廢たる
に到てハ、天下の融通塞かる事何程大なる事に候や、況
近来に到り洋服・洋傘・洋冠・洋履・洋酒・洋書・洋器
等のために、我日本の職産の障りと可相成事算数の及ぶ
処に非ず、然に今を以古へにくらぶれハ、土地の開ケ人
民の殖へたる事幾百倍に過きたれハ、夫れニ応して民生
職産の道も倍々手広ク盛に興ざれハ難相成事故へ、廃
たれたる品を興し無用の品を有用に相化し、悪品を善品
に相転し、物品の甲乙百段に相分れ、製作の職業万派に
相立候へハ社ソ、古よりハ幾百倍に過ぎて人民繁殖致し
たれども、活計の道相応々々に相立てり、然に百工の職
の盛に起れハ之を費し用る道も盛ニ相立ざれハ難相成、
抑物品製造の事ハ其買求人を目的とすへき処、若シ其
物品を買求人少ク相成、日本一統売手計りと成行候ハ
、天下の活計何を以立行可申哉、今日日本ニ有り古た
る品ハ、外国人の求むへき品に非れハ、日本ニ製する品
ハ日本内ニ売捌き可申仕法不相立してハ日本難立行、又

日本の百職を廢して人力車引を殖し候儀ハ富国の法トハ申され難し、

四富累小利の論

岷江の大船を並へ浮る大流も、元是れ一滴の水の積り也、滴々之を小水として侮り棄てハ、何ぞ大江の水あらんや、天下の大富ニ到ルも此道理にて、小利を積ミ累て必ず大利と成る、若シ大利ハ小利の上へハ無きものと詠め、小利を軽々しく廢セハ、必ず天下の大利を失ふへし、たとへハ花簪や髪飾りの切レ絞リ杯に用る程の呉服ハ、天下の大利に障る間敷理ニ似たれども、広ク日本一統へ及サバ数百万両以上の融通の大用を成すへし、先年越中ニ參りし時、大に仰天致したる事あり、彼方に井波・城が端申両市あり、何れも千軒余の市街なり、此両市ハ絹を織を以て職とす、此両市より織出す処の絹布ハ、何に用るとなれハ、富山の売葉の目葉の包切レに費へ可申由、然ニ目葉の包ミ切レハ纔一寸四方に足らざる狭きものなれども、日本一統に及ぶニ到てハ其費る事如此夥し、

一事を挙ていへハ微少の事なれとも、広ク天下ニ及サバ塵積りて岡と成る理なれハ、己れが目先キの事而已を詠めて軽々敷ムザ／＼と御一新以来の如ク天下の百事を廢せられてハ如何ぞ、今日の如ク天下の不融通ニ到らざる事を得んや、

五小塞礙大の論

金錢融通の理ハ、経絡の人身に弥満するが如し、世界中処として通セざる処無し、故ニ乞食の貰ひ溜メたりとも三井・大丸の金庫の内迄融通の縁が相通へり、此理より推して考れハ、小融通の道が塞がれば必ず大融通の障りとなるへし、其仔細ハ金錢の循環する理ハ、たとへハ時計の車の循環する理ニ同し、小車の旋りが止マレハ大車も亦随て止マレり、然ニ御一新以来百般の旧産旧職を廢せられ、此事其一事を挙げハ、小事なるもあれ共、従前の封建と替りて一方一隅ニ限らず、天下ニ遍ク及故実ニ大融通の障たるへし、

六富仇ニ智学ニの論

西洋と我日本と富国の道相異なる事万を以て数ふへし、

故ニ日本ハ日本丈ケの富国を行はずんハ日月倒出するとも富国の期無し、因て我日本の富饒を成す、其本源を古今ニ亘り実地上ニ経験するに、智巧ミに過キ学深キニ到ル者一人として富を得たる者無く、剩ハ外国通商ニ就て累代の富を失ひ産を破ル者、悉ク智巧ミニ過キ学深キニ過キたる人なり、日本の長者鏡ニ載セたる大富家の祖先を尋るに、何れも智を磨き書を学で巨万の家産を起したるもの一人も無し、此理ハ古へ而已ならず今日と雖聊之ニ異ならず、さすれハ一家の富を起さんと欲する者ハ、先ツ幼童より己れが業とする処の商職の物品の位と、損益利害の事ニ慣習セざれハ難相成、如何ほど書物学問の上ニ智を磨キ候とも実地ニ施テハ行ハるゝ者ニ非ず、故ニ商法の儀ハ日本人ハ日本固有の古人の商跡を尋ね、今日の新商も仕るへし、今日我日本人彼洋人五百年以来の富強を羨ミ、俄ニ小学校を設ケ候儀ハ弥々日本を故^ヲと急ニ倒すの所為也、

七奢侈弁別の論

世上にて得て節儉と奢侈とを取り誤る事間々有之、因て試に其別を弁すへし、抑々世上大方^{オホカタ}の心得る処の儉約と申ものハ、貧富貴賤押ならして衣服・飲食・居宅・器具の類可相成丈ケ大を小ニ縮め、多キを少ク仕り、百万兩持も裏店も同様ニ暮し、蠱抹手輕ク致す事を儉約と心得るが当時一体の風習なり、此れハ節儉と申ものニ非ず、国を疲らす大悪法なり、夫れ節儉と奢侈との別を語らば、貧富貴賤丈ケ〳〵相応の分限を守りるを^{た脱カ}節儉とハ申、己レが分限ニ^ウ迦れたる事を致すを奢侈と名ク、其貧富貴賤丈ケ〳〵相応の分限を守るとハ、百万兩持ハ百万兩持相應の分限あり、一万兩持ハ一万兩持相應の分限あり、千兩持ハ千兩持、裏店ハ裏店丈ケ〳〵相応の分限を守るニ依て、上品と中品・下品と同じ品にも百段の甲乙相立てり、たとへハ天子ハ錦を用ひ玉ひ、三公方ハ綾を用ひ、奏任以上ハ羽二重、判任以下ハ岸縞・紬・綿服と申如ク貧富貴賤の別ニ応して用る処の法相立申へし、此別立ずん

ハ天下の物品好悪の位を失ふへし、若天下の物品好悪其位を失ハ、立処に産物融通の路塞がるへし、其仔細ハ物品の好悪の位百別を成す処にて、天下の活計の法相立申へし、其物品の好悪の位百別を成すものハ、之を用るに其貴賤貧富の百別あれハなり、又裏店・借屋借りハ酒ハ一合買ひ、着ハ切り身を求め、万両持ハ酒ハ樽にて求め、着ハ丸身にて求むへき法行ハれ候へハ社ソ天下の物品が貧富等ク平均して融通の道行れ可申、如^レ此貧富貴賤の別ニ応して丈ケノ相応ニ己レが分限を守ル処にて、節儉の節たる所以相立可申、其仔細ハ節トハ是れ竹の節の事也、竹の根節ハ大にして末節ハ小なり、幹節ハ大にして枝節ハ小なり、又枝節ハ大に条節^{ユエダ}ハ小なるが如ク大小の分限定る処を節と名ク、如^レ此貧富貴賤の分限定て天下の物品用ひらるゝ故へ、天下の融通致す事トハ相成れり、己レノ分限を守る処を奢侈と致し、之を省略してハ、富国の法ハ何を以て相立可申や、然処今日世上一般の習ひ 天子たりとも綿服召され、食味迄も大省略

遊され候儀を以、之を天下の節儉と賀し奉る如きハ、以ての外の心得誤りなり、右様成行候而は下々のものハ裸体跣足にても暮サざれハ難相成釣合となるへし、夫れでハ天下の物産売捌キ可申道忽相塞がり可申、たゞ天下の貧を増す而已、富国杯と申事ハ夢にも見るへき事ニ非ず、因て物品の美悪共ニ並べ用ひらるゝ真の節儉の法ニ非れハ、富国の良法に非るへし、問、奢侈トハ如何なる事なりや、曰ク、下として上を学び、貧として富めるに倣ひ、己レが分限に迎れたる振舞を致すを奢侈と名ク、たとへハ千両持の身代にて万両持の振舞致し、下賤として高貴の暮らしを致すを奢侈と名、そもノ奢も侈も其字の形を成す、何れも分限はづれたるを戒むる意あり、先ツ奢の字ハ大者の二字を合ハせて奢に作るもの、己レが身小にして己レが分限はづれて大なる振舞を致すの意なり、侈の字ハ多人の二字を合ハせられハ、己レが分限ニはづれて物を多ク貯へる事なり、

八出^{タル}己返^{ヨリ}己^ユの論

古人出_三於爾返_三於爾といへるもの実ニ確論なり、其仔細ハ如何ぞと尋るに、三都ハ是れ天下の貨幣物品を融通するの源也、田舎ハ貨幣物品を融通すべき支流なり、たとへハ銅産の国より銅を三都に送り、其代金を田舎へ持帰れハ、三都にて其銅を器に製し、之を又田舎ニ送り其代金を三都へ持帰る、又田舎より生糸を三都に送り其代金を田舎へ持帰れハ、三都にて其糸を以て綾と成し羽二重と成して之を田舎へ送り、其代金を三都へ持帰る、又田舎より米を三都へ送り其代金を以て三都の呉服や器類を求む、如此三都より出たる金が又元の三都へ帰り、又田舎より出たる金が又元の田舎に帰り、ケ様ニ己れより出てムハ己れニ帰り、彼れより出てムハ彼れニ帰る事実ニ車の循環するが如クなる処にて、天下の融通の道相開ケたり、若し出たるものハ帰る事無く、入りたるものハ出す事無んハ如何ぞ、融通の道塞がらざる事を得んや、故ニ三都と諸県との間ハ物品貨幣の往来須臾も相塞がり候而は、融通終ニ必相止マリ、天下の大疲弊を生すへし、

然ニ御一新以来の御処置悉ク東京而已ニ天下の貨幣を集る事ニ力を尽し玉ひ、田舎の事を顧ミ玉ハざるニ似たり、冊子原寸 縦二四・五釐 横一八釐 一六枚

一九二八ノ二

(表紙)
「既出拾遺下」

既出拾遺下卷

二 治国試論

一 経難_レ忘_レ權の論

手仁遠波に鳴ルものハ、真淵_(眞澄)・契沖_(本徳)・宣長_(本徳)・義門_(本徳)・無涯等なり、而して其詠歌に於てハ、秀吟と称すへきもの無きハ是れ何故ぞ、此れハ其規矩に拘泥する故也、筆法に鳴るものハ書博士なり、而して書博士に能書無きハ何ぞ、是れ其法則に泥メル故也、法則ハ是れ死物、歌と書ハ是れ活物也、死物を以て活物を制セハ、歌安ンぞ死セざらん、書も亦死セざるへけんや、是れ秀詠無き所以、能書

無き所以也、さらば逆法を離れてハ歌も詠むまじき、書も筆まじき理なれども、規矩準繩を以て芸を嚴制してハ死物ならざる事を得ず、故ニ芸を以て規矩準繩を制すへき事也、民ハ是れ活物、政ハ是れ死物也、故ニ民を以て政に合ハセハ民死すへし、政ハ糸竹の如し、民ハ調べの如し、調べを糸竹に合ハせてハ其調べ整ふへき理無し、糸竹を調べに合ハせて而後に其調べ能ク五音に適へり、民を以て政に合ハせてハ、民治まり難し、政を民に合ハせて而して後に国治まり民安カルへし、民有て社ソ国もあれ、民無んハ何を坎国と名クへきものあらん、其民を治むるに就て政と申す名もあれ、民能ク治らずんバ其政ハ政とハ名ケ難し、扱其民にさまぐの別あり、古今の別あり、都鄙の別あり、山海の別あり、古の民を以て今日の民を治め難し、都會の民の振合を以て辺鄙の民を治め難し、又其都會の中にも東京の民の振合を以て西京や大坂を治め難し、又其辺鄙の中にも城下の振合を以て郷中を治め難し、又東國の振合を以て西國ハ治め難し、又

一國の内一郡の内たりとも一概に治め難き処多し、因て國を治め民を治むるニハ、たゞ經道の一ツにてハ塞る処多クして行ハれ難し、其仔細ハ經道ハ万古不易の常法なれハ、時に応し処に應して変改すへきものニ非ず、因て國家を治むるニハ是非とも權道無き事能ず、痢ハ是れ下劑の症に非れとも、其病症によりてハ下劑を用ひざれハ治し難き症あり、是れ所謂醫の權法なり、民を治むるも亦然り、たとひ法に迎れ理に背きたる事たりとも、其法にて民も治まり亦融通の道も可相立事ならバ、其法の假に任せ置処是れ政の權法也、医ハたゞ病を治するを以て貴とすへし、其議論の巧ミなるを良医とすへからず、政ハたゞ民の治まれハ事足る、何ぞ名分の正否と条理の立否に泥むへき事ニ非ず、然ニ御一新以来条理名分相立に付ケ民倍々苦むハ、是れ經道而已ニテ權道を用ひ玉ハざるに似たり、

二政依ニ吏行ニの論

弊の生し易き事ハ、たとへハ惡草の如し、佳草ハ手入れ

を厚く致し候ても其種ね絶へ易し、悪草ハ刈れども／＼
除き難し、古より治世の永ク持ち難き所以爰にあり、弊
ハ事を損傷するの本也、一弊生すれハ百弊随て生ず、因
て弊を治むる事ハ必ず事の始めに在り、仮初メにも一弊
生すれハ衆弊随ひ易き故、創業の時に方りてハ衆吏其行
ひを慎ミ正クセざるへけんや、弊ハ行ひの正しからざる
処より生ず、且ツ吏の行ひ厳正ならざれハ民侮り軽んず、
是れ法令の行ハれざるの本也、法令の行ハれざるハ是れ
国の治らざるの本也、故ニ吏ハ民の畏敬を生ずる様ニ行
ひを正クすへし、然ニ人の行ひハ先形ニ始マル、形正し
からざれハ心必ず正からず、堯舜垂衣裳而天下治ものハ
是れ形を以て心を制す、因て吏たるものハ形を正くすへ
き事也、

三為^メ愛弛^メ憎の論

賈誼が語に、投^レ鼠忌^レ器といへる事あり、此れハ千金の
珍器の辺に悪鼠往来する故へ、物を投けて之を打んと思
へとも、若し物を投^{ナゲツ}ハ恐クハ其珍器を碎ん故に、其珍

器を愛するがために之に抛ツ事を忌むといへる意なり、
今日の形勢より詠むれハ、従前の旧弊ハ実に悪むへき事
なれども、其旧弊が其假万民の活計と相成来り候へハ、
今其旧弊を一時に改るときは万民悉ク斃るへし、たとへ
ハ刀劍の身に甚しく錆が喰ひ込ミたる故へ、若し其錆を
奇麗に研ぎ落さバ、刀劍の身が薄脆に成りて用ひられざ
る故へ、其錆形にて当座の用に立るが如く、以前の旧弊
ハ憎むへき事と雖旧弊を余り奇麗に改れハ天下億兆の民
一時に活計を失ひ路頭に相立可申、旧職を廢する事ハ一
時に易ク行ハれ候へとも、新産を興す事ハ十年や二十年
の間に折合ひ可申ものニ非ず、故ニ其新産旧産^{ツガ}番ひ目の
処にて民必ず悲斃すへし、民の悲倒するハ即是れ国の斃
るゝニ非ずや、故ニ旧弊ハ憎むへき事なれとも、民を愛
せらるゝがために従來の藩士の禄制等も出格の御寛大の
御処置に相成度、抑々国を治るハ人を治るより難きハ無
し、而して三百藩の士卒を治むるの道いまだ立す、今日
の御政事如何ぞ、治世といふへきや、婦農婦商ハ藩士を

治ふる法ニ非る事ハ下ニ到て弁すへし、

四欲救却害の論

莊子ニ鶴の脛長しと雖、之を断ハ憂を生し、鳧の脛短しといへとも之を統カハ悲を生ずといへるが如キハ、万物各々の自体ニ固有する事ハ互ニ改むへからざる事を論す、此言信に然り、鳧の脛ハ短けれども足らざるニハ非す、鶴の脛ハ長けれども余れるニ非す、若し長脛を断チ短脛を継カバ、双方共ニ其用を失ひ迷惑仕るへし、国家の事も此理に同じ、都会ハ都会、辺鄙ハ辺鄙、城下ハ城下、郷中ハ郷中、東京ハ東京、西京ハ西京、大坂ハ大坂、其土地くくにて風土の替り大ニ異なり候へハ、それニ応じて其処置もそれくくに替らざれハ塞る処生ずへし、同じ東京の内にも場中と場末とハ其商売柄も店構へも大ニ替れり、因て古より小商ひにて繁昌致し来る処を今更ラ俄ニ大商ひに改めハ、却て繁昌を失ひ衰微に到り大に迷惑仕る事ニ可相成、又古より場狭にて繁昌致し来る処を新ニ町幅を広くし、異様の店を構へハ却て商ひも衰へ

申へし、小商ひハ小商ひにて繁昌すへき仕来あり、場狭ハ場狭にて繁昌すへき仕来りあれハ、右様の処に余り御世話が事細かに届キ過ぎてハ、却て御慈悲を仇に思ふ様ニ相成可申、因て古来より繁昌致し来る処ハ其仕来り之假ニ差置せられ度事ニ候、

五智守愚行の論

法ハ準繩の如し、智者と雖漫りに改むへきものニ非す、故ニ智者も亦法ハ守らざる事を得ず、又愚考と雖法に則れハ人之を用ひざる事能ず、故ニ法ハ人之才智にて勝手に改め易ゆへきものニ非す、故に良法ハ水の卑きに流るゝが如ク之を民に施セハ、滞り無ク能ク行ハる、巫馬期星を戴て早夜に奔走する如きハ、政の善ならざる故也、必子賤其座を立す琴を弾し乍ラ単父治マリし如きハ、其政の善なる故也、若し法令繁細なれハ人々手を把て教るが如クすと雖行れず、たゞ勞多クして益寡し、因て法令ハ簡約なるに如す、昔シ行脚僧鎌倉を過制札の条目の繁細なるを見て北条家の亡ル事を知れり、果して其先見の

如ク三年ならずして北条家亡ビたり、法令の出る寡き時
ハ行ひ易し、愚と雖行ハるゝ所以也、若シ上ニ良法無ク
下ニ人材多けれハ法令遂ニ一途ニ出ず、前役後役思ひ
／＼の処置ニ相成、下其上を侮り法令行ハれざる事ニ相
成るへし、

六政兵難並の論并兵制得失ノ論

兵ハそれ治国の緊要なれとも、兵強きに過れハ政権弱ク
可相成、兵ハそれ乱を治め政ハ治を治む、又兵ハ賊を制
し政ハ民を御す、其向ふ処剛柔強弱大に異なれハ、たと
ひ匹敵の権力たりとも政と兵とハ勢ひ並ヒ立難し、況政
権弱ク兵権強きに過れハ権力兵に帰すへし、天下の権力
兵に帰してハ国必ず治マリ難し、政権重クして兵其制に
畏服するに非れハ国治マリ難し、然ニ兵ハ乱ニハ大用あ
れとも治ニハ大害を生し易し、故ニ兵を養ふ事甚難し、
西洋ハ西洋にて往古より兵を治むる仕来りを以兵制相立
候へ共、我日本ハ彼西洋とハ風土も遙ニ異なり、人質も
遙ニ相替り候へハ、彼西洋の兵制丸ル移し仕る一辺而已

にてハ、後日を先見するに恐クハ一ニハ政権終に兵権に
犯し凌がれ、政府の力ラ兵隊を治る事能ハざるへし、二
ニハ日本の兵制相立ざる而已ならず、国家大惑迷ニ到ル
へし、其仔細ハ世禄を廢し政府の官員を草莽卑賤の間々
より挙る時ハ、民に侮り輕ンゼられ、法令を奉戴セざる
の弊必ず生ずへし、何となれハ、我日本ハ外国と替りて
門閥を貴ふ処の風習久ク行ハれ安康天皇四年百姓の混乱したる
を憂ひ玉ひ、其真偽を定められ
し如きは是れ門地を貴故なり、門地を貴ハ候故、万方より輻湊し
ずんハ何ぞ百姓の真偽正し玉ふ事を用んや

満朝烏合同様の官員と相成候ハ、侮る間敷と思ハ
ずとも自然に輕侮致す様に成行ハ必然の理なり、若然ら
ハ農商迄も法令を用ず、況ヤ兵隊をやめ、如何そ之を抑
制すへき力あらんや、因て我日本にてハ是非とも封建の
形に国政を設ケ、世禄を立て其世禄の内より人材を挙る
ニ非れハ、兵隊を制する処の法尚立ざるへし、此儀ハ深
ク味ふへき事なり、人を重ンじ恐るゝ法立ざれハ国必ず
乱るへし、

今爰ニ因ミに兵制の事を論ずへし、之ニ就て細科ハ多

端あれとも、今其大綱を挙げハ人と器との二三過ず、其人とハ兵士なり、其器とハ兵器なり、先ツ其中兵士ニ就て洋和兩兵制の得失をいはば、我日本今日西洋の兵制に倣し兵隊を農商の間に募り求め、僅ニ其身一人の活計を凌迄の聊の月給を与へ、たゞ筋骨を殘刻ニ勞セ令ル計にて、恩惠の感荷すへき事無之候へハ、たゞ怨望致すより外是れ無き養兵の御仕法故、今日の景況を以て想像するに、若し事ある場ニ差臨ミ候ハ、死を以て戦もの無き而已ならず、或ハ脱走し或ハ炮門を逆マに向ケるものある事ニ到ルへし、其故ハ兵隊の死を以戦まひ忠を尽す所以ハ、一ツニハ平日世禄を賜ハリ累代父母妻子迄厚き恩恵を蒙る故なり、二ツニハ世禄の士ハ農商と替りて義氣を存し廉恥の風習備へる故なり、因て我日本の兵隊を募るハ世禄の士を置に過たる良法無し、次ニ兵器ニ就て和洋兩兵制の得失を論セハ、抑々兵器ハ各国共ニ風土人質の別に依て天授の兵器自然ニ異なり、西洋にてハ炮器を以天授の兵器とす、故ニ

火繩筒に始マりて其後屢々兵器を卒革マすれ共、彼れが兵器ハ炮器の外無し、我日本の如キハ劍を以て兵器とするが即是れ天授なり、故ニ開關の時より兵制屢變革すれとも刀劍の外無之、是れ劍を以三種の神宝の一として貴ふ所以也、劍ハ日本の土地に宜く人に宜きを以て、天日本ニ授るに劍を以す、天より授る兵法故へ劍槍の技ハ洋人に勝る、炮器の芸ハ日本短なり、然ニ己れが短とする炮制を以て己れが長する刀劍を廢す、外国ニ勝ツ所以ニ非ず、

七 富強先後の論

富国先に立て強兵後ニ繼へし、富国ならずんハ何を以て強強兵なるへけんや、兵の費用最夥し、故ニ国疲弊致してハ兵を養ふ事能す、因て富国先に立て強兵其後に起る、是れ富国強兵と次第する所以なり、然処若し国家の費用を傾けて兵力に費し候而は、日本の衰弱日を逐ふて倍々甚しきに到るへし、今日の養兵ハ古の養兵と異にして、兵器兵制兵服共ニ悉ク之を外国ニ求むれハ、たゞ外国の

潤へる一辺にて日本の貨幣の減耗する而已、たとひ又日本にて造兵の御仕法相立候とも、兵費外国に渡す処のものにして四五分以上ニ及ふへし、如何ぞ富国の法相立可申哉、兎にも角にもカ、ル天下の大疲弊に候へハ、余事を抛てたゞ富国而已を先務と成され度事ニ候、時ニ富国と申事世上一般大に心得誤り、下の利を締り取たゞ上を富す一辺を富国の様に成行きたり、それでハ富国にハ非ず、富国とハ上下共ニ富むへき法に非れハ真の富国に非ず、況我邦内の民の利を締り取て民を疲らし、外国へ渡す貨幣ハ制し玉ハす、之を如何ぞ富国といふへきや、

八為^ム大関^ム小の論

一尺のものハ一寸の物に望めてハ十倍大ひなれとも、一丈の物に望めてハ又十倍小なり、何事ニ寄らず望め処ニ寄て大事も却て小事と成れり、今日本限りの事ハ何ほどの大難たりとも之を外患に望めてハ、実に小事といふへし、其仔細ハたとひ日本限の事ハ蹶ク事有之候とも又二度^ニ取戻す時節もあれども、外国のためニ蹶きし事ハ最

早千載取返シ相成りがたし、別而今日ハ御創立の時にて、大業を起し大功を奏し玉ふ折柄なれハ、細瑾微疵に目を留むへき事ニ非ず、仮令ひ一家の事たりとも余り瑣々たり事迄細カに察当致し、下女下男の財布の内迄も吟味致す事ニ相成候而は、其家が治マルへき様無之、古人の語に、水至清則魚不^レ住人至細^{ナレハ}、則不^レ縦^{ニルヤカク}、といへるもの、是れ豈虚言ならんや、余り事細カに政事届キ過キてハ、民の安ンズへき所以に非ず、一天雲絶ゆれハ三日を俟ずして雨降る、天尚余り澄ミ過る時ハ晴れ永ク持チ難し、雲ハ是れ天の濁也、其濁を帯ル故へ晴を能ク持ツに非ずや、天さへ如^レ此、況人に於ケルをや、余り事小細に手が届き過ぎてハ民安ンソ身を安ンずる事を得ん、王道ハ従容なる処ありて民其内に安ンずる事を得へし、是れ老子ニ政の察々たるハ民欠くといへるものなり、古より政の小細なるを毀斥して或ハ苛刻といひ、或ハ嚴刻といひ、或ハ惨刻といふハ、一ツの物を十と成し、十を百とし、百を千とし、段々に事を細カニ割る事也、因て刻と

ハ政の余り小細なるを譏るの名なり、さすれハ政の小細なる処が其低苛也、敵也、慘也、民の苦むハ政の小なるに及もの無し、三略に政刻則危といひ、新序に禍莫太於刻といへる所以なり、是れ政の小細なる国を持ち難き事を戒むる辞也、西洋ハ西洋天稟の性質ありて小細を貴ぶ国柄故ハ細刻の政事を貴ぶ、我日本の如き洋人とハ天授の氣質遙ニ異なり候へハ、余り政細刻ニ過れハ人のミ堪へざる而已ならず、国も亦倒るへし、

九集為大成の論

禹ハ善言を聞てハ拜す、周公ハ吐哺握髮して賢を待遇す、是れ天下の善を求め天下の智を集るがため也、己れ知らざるに到てハ之を天下ニ問ひ、己れ過チあるに到てハ之を天下ニ聴ク、天下の善を集め天下の智を集めて、而して後是れ聖賢たり、人の善を拒ミ人の智を嫉む、是れ凡たり、聖といひ凡といふ其相去るの間遠さに非ず、天下の善を集め天下の智を集めて以て治国の用に供セハ、何の国欽治らざらん、何の人欽服セざらん、善といひ智と

いひ、己れを棄て、之を他に求め、民を治るに於て何の私欽之レ有らん、古より負ケ惜ミの情のためニ美事良法を棄て、之がためニ国を誤る事挙て数へ難し、古の聖賢を尋るニ、堯ハ諫鼓を鳴らし、舜ハ誹傍木を、我朝 聖武・桓武・清和・醍醐等の明主何れも諫鼓を置誹傍木を立て玉ひ、我非を求め他の諫を欲し玉ふ、是れ己れが非を棄て天下の善を集む、則チ善の純粹なるもの也、今日の人ハ己れが非を飾り他の善を斥く、是れ惡の純粹なるもの也、故ニ古の聖人の法に依らずして民を愛する法無し、民を愛せずんハ国を治る所以に非ず、故ニ国を治め民を愛するの本ハ天下の言路を開き、天下の諫を募り、善を欲するより外ニ良術無し、言路を閉諫を拒むものハ国を亡す所以也、三略に曰、听諫如仇者亡、此戒め千載の藥石たり、

十不^{ルコト}レ 善屢改の論

創業の事ハたとへハ庖人の塩梅を試るが如し、淡けれハ鹹を加へ、苦けれハ甘きを加へ、屢々加減して五味の調

和宜きに適するニ到る、世を治むるも亦如此、何の世何の代たりとも、初より変改を経ずして宜きに適すへきもの無し、三代の礼楽たりとも、屢々変革を経て漸ク周到て大成致セリ、漢の高祖、秦の煩制を三章に約したれとも後又之を改む、我歴

朝たりとも亦如此、近ク徳川家の創法も三代家光之時迄善からざる政あれハ忽之を改メ、漸クにして定マレリ、抑々政ハ糸竹の如ク、民ハ調べの如クなる故へ、民の調べに合ハざる間タハ幾度にも更革致さゞれハ難相成、若し変革を憚り玉ひ、宜しからざる事を無理推し仕候而ハ、尚弥々御不都合相累なり申へし、悪しきを変して善に換る事ハ、民を撫て国を愛するの道、誰悦服セざるものあらん、政事ハ姑息の処置ニ非ず、万代不易の事なれハ、純粹の良法に到らざれば屢々改むへし、

十一都鄙互持の論

枝葉と根抵とハ互ニ相持ツへし、枝葉衰弱すれハ根抵も亦随て枯るへし、三都ハ是れ草木の根抵の如し、各国の

城下ハ是れ枝葉の如し、さすれハ何ほど三都盛んなると雖、諸国の城下々々が衰乏究まるるときハ、三都も亦随て衰乏を究むへし、其仔細ハ、三都にて制する処の万品の仕入れハ何れも其目的とする処諸国の城下ニあり、故ニ城下が衰乏致してハ、三都にて仕入るゝ処の物品ハ何処にて之を用ひ候や、依之たゞ三都ある事を知て諸国の城下ある事を知らずんハ、立処ニ天下悉ク一寸も難立行、大疲弊に到るへし、抑々天下の大經濟を計る事ハ喩へハ碁を囲むが如し、若し一隅の石のミを守て余の三隅と中央との石を忘るゝときハ、百盤を累ぬとも勝利無し、若し三都の繁昌而已を知て諸国の城下々々の衰弱を忘るゝときハ、其疲弊延て三都ニ及ぶ、然ニ今日の御処置たゞ天下の貨幣東京一辺に納め玉ひ、各国の疲弊を顧ミ玉ハざるニ似たり、

十二県立常主の論

夫れ治国の要すへき事ハ一時のたを策るへき事ニ非ず、永世不朽のたを思ふへし、就之今試に眼前の例を見聞

仕るに、勤番詰メにて常主無き処と常主ある家とをくらべ見るに、畳・建具・諸什器より庭前の植木等に到る迄、或ハ荒れ或ハ紛失もの多き事、勤番所より甚しきハ無し、此れハ一家の事なれとも之を諸県の上に及ぼし見るに、永住の人常主と成りて世話を致すと、交代詰にて世話を致すとの替りにて、其土地の荒るゝと育ツとの別大ニ異なり、永住の人も交代詰も同じ御奉公とハ申ながら、今日ありて明日無き身と思ハ、誰か五十年七十年の後のためを思ひ、国のため県のためニ実意の世話を尽すものあらんや、常主ありて百年の後のためを思ハ社ノ山林・田地・池沼・河海より天造人造の諸産物ニ到る迄、豊かに育ツへき介抱も行届く事なれ、因て国を維持せんと思ハ、永住の県主ありて己れニ引受ケ、其国其県を護育するに過たる事無し、永住ニセよ交代詰にセよ、何れに致しても弊ハ生すとハ申ものゝ、永住の上に生ずる弊と交代詰の上に生ずる弊とハ、其利害遙に異なる事同日の論に非ず、因て万全の政を立て、万代不朽の政を施

さんと思ハ、永住の県主を立ツへき事なり、神武本紀に依るに、神武の朝より県主を立て国造を置き玉ふ、是れ国や県ニ各自の境界ヲ分チ其常主を立ツるもの之を名を付ケて申さハ、即是れ封建なり、さすれハ封建の制ハ神武の朝ニ生まれり、今日ハ神武の創業に復すとあれハ、尚弥々封建に改らざれハ其御趣意立難し、予此論を立る所以ハ、今日の御政事の処にてハ先第一人を治むるの道相立難き故なり、三百藩の士族今以て何の職に就カ令ると申御処置無之、婦農婦商の論も有之候へ共、此儀ハ試ニ之を行ひ驗たるニ、一人として行ハるゝ見込無之、然ニ国家を治むるハ人を治むるを以て第一とす、人ありて社ノ国もあれ、而して藩士を治むるの道いまだ立ず、故ニ故ラに此論を立ツ、

十三婦ニ農商ニ難の論

時勢の成行き不得止して輒ク農商に帰するもの数多し、乍去国家を治むる事ハたゞ安民ニ可相成策を立るニ非れハ、永久国の立ツへき所以に非ず、今日の大本の御趣意

たる儀は、富国強兵と治国安民との二ツの外無かるへし、然ニ天下数百万の藩士の類俄ニ農商に帰し候儀ハ、富強にも非ず、治安にも非ずして、却て国倍々窮し民倍々苦む事ニ到るへし、其仔細を尋るに、農といひ商といひ、輒く行ハるゝ事ニ非ず、就之先其農事の難きを申へし、それ農にハ四種の難き事あり、一ニハ農勞の難き、二ニハ農材の難き、三ニハ農具の難き、四ニハ農災の難き、先第一に農勞の難きとハ諸職の中に農より苦勞の甚しきハ無し、先ツ星を戴て出て星を戴て入る、是れ民の日を昏の字ニ作り暮と読むハ此所以なり、又炎天に畑ニ入てハ上へ下タより蒸され、田に入てハ熱水ニ蒸され、或ハ^{ツド}蚊に刺され、寒天に水田の中ニ入てハ手足が^{ヒアカヤレ}胼^ヒに^ツて荒れ、逆臚^{サカミ}よりハ血流れ、寒瘡^{シモヤケ}よりハ膿汁出て乍ラ鋤鋤持て耕し耨る、其苦勞言ひ難し、如^レ此の苦勞ハ生れ落より其農事に筋骨を鍊ふに非んハ、綾や純子^(綾子カ)の夜着蒲団の中にて育チたる肉食の人杯にて右様の辛抱が出来る事ニ非ず、若藩士杯を俄ニ農事ニ習ハすハ、鶏を賣て水ニ

驅り入れ、雁鴨^ヱの真似を致させるが如し、如何ぞ農事を遂る事を得んや、さらバ^ツ迎下女下男任セ計りにて農事が出来るものニ非ず、因て当代や其子迄ハいまだ門地の宿習が除ざれハ、農事が行ハるゝものニ非ず、二に農材の難きとハ農材ハ是れ田地なり、然に其固有の田地ハ固有の百姓に配り、足らざる事に候へハ、假令金子を貯へたるにセよ、其固有の百姓の田地を数百万の藩士杯が漫りに買取事にも相成候ハ、忽固有の百姓が立行ざる事ニ相成可申、又数百万の人が一時に田地を買ひ求める事にも相成候ハ、其田地の価今日よりハ数十倍に騰貴すへし、さすれハ此以後の田地の売得も出来難き事に相成、固有の百姓迄が立行ざる事ニ相成可申、さらバ^ツ迎開拓して其地に新農を移し候とも、是れ亦数々の難あり、先ツ第一開拓すへき膏腴の地ハ残り無く従来開拓致し尽セハ、今日存する処ハ大和の王大山欽堂千坊の如き、是迄不毛に属して棄置たる処而已、右様の寒氣強き高山の地が假令豊熟するにセよ、三十年の後の事なるへし、又里^ツ近き山

林の如きたとひ開墾すへきに宜き土地たりとも、山林ハ炭・薪・材木を育ツへき処なれハ、里近き山林を開拓致してハ日用至要たる炭・柴・薪類欠乏すへし、況や月増年増に戸倍々繁殖致すに就てハ、却て炭・薪・材木杯を育ツへき山林の方を沢山に仕立ざれハ難相成、左候へハ里近き山林而已ならず遠山たりとも叨りニ開墾も致され難し、たとひ幸に膏腴の地有て開拓ニ相成り候とも、其地に人を移すに就てハ西洋の開拓同様の振合に相成らざれハ中々開拓を以て富民の法が立ツへきものニ非ず、素より其移居の民二十分の貯有て、十年にセよ十五年にセよ豊熟すへき処迄取続しが致される事ならば、富民の法が可相立理もあれども、聊計の貯へ無きもの余多の家族迄養ひ届ケが如何して致され候や、西洋の開拓の如きハ旧田同様に豊熟致し候迄ハ、年限に抱らず其賄ひハ悉皆官より償ひに相成可申、然ニ数十万の帰農仕るものに於て、西洋同様に遊され候而は、第一

天朝の御手許が御立行六ヶ敷可相成、又蝦夷地の如きも

款冬や牛房杯（考）が大きく出来るを以て五穀も右同様ニ豊熟すへき様に唱ふる人もあれども、是れハ彼地に育ツへき天賦の草木にて、たとへハ火山の中にも育ツへき草木あるが如し、彼土ハ膏腴たりとも氣候が内部の越後・越中辺の寒気より遙に甚し、越後・越中ハ雪ハ深く積れども二月になれハ雪消へ、十月ニ到らざれば雪降らず、彼蝦夷ハ三月過ぎて地中ニ氷あり、八月より地中氷れり、如何ぞ五穀豊熟すへき理あらんや、三ツに農具の難きトハ牛・馬・鋤・鋤・風車・穀篩・大磨・小磨等の百般の農具、下女・下男、肥類を農具と名ク、然ニ此農具の価古より五倍十倍致し、以前二兩三兩の牛馬が今ハ四十兩五十兩と相成、以前二兩三兩の下女・下男の給銀が今ハ十兩近く相成農家の下女・下男ハ給錢貴し、以前考歩位の肥が二兩以上ニ相成魚類や油糟、其余百凡の農具何れも十倍ニ相成れり、四ツに農災の憂トハ、農事ニハさまざまの障りあり、今私に考るに、其災害たるもの五事あり、一ニハ旱災、二ニハ雨災、三ニハ風災、四ニハ螟災、五ニハ病災疫病・麻疹等の流行病

にて一村悉ク其厄ニ罹りて田地荒るゝ事あり、此五災の内何れぞ二年目三年目ニハ廻り来れり、其上へ寒氣強き国ハ間々三月雪が降り、八月霜が降て一粒も熟セざる事あり、故ニ農事ニハ大凶・中凶・小凶の三凶年ありて、中凶年・小凶年ハ必ス三年目五年目ニハ廻り来るへし、如^レ此さま^レの障りあり、又さま^レの難事あり、尚其上へ近年の時体に相成、追々物価も沸騰致すニ付ケ、父譲りの山林田地を貯へ乍ラ立行キ出来兼る迎内職を始め候様の時節に差向ひ、門地の人杯が俄ニ農ニ歸し候迎、如何して行れ可申や、是れ始ありて終を全ふセざる策也、尚右様相成候ハ、新農が立行ざる而已ならず、固有の百姓迄がそれニ妨けられて立行弥々六ヶ敷相成可申候^{肥等の農具が俄ニ直段上り致し、又婦商の六ヶ敷理も全ク此婦農の難きに同じ、今其商法の難きを試シニ論セハ、其商法の難き事に百般あれども先ツ即今商法の行ハれざる事を奉へし、夫れ商法ハ何商売たりとも買人目^チ当ニ致し候ものなるに、今日ハ天子を始め御手許の御暮シ方従前の万分一ニ御省略ニ相成、随而百}

官も右同断、尚又三百藩の諸侯を廃せられ、之がためニ天下の諸産物の捌ヶざる事古の万分一ニ及ばず、随て其三百藩の藩士も家禄或ハ二十分一或ハ三十分一ニ減せられ候へハ、之がためニ物品の売捌ヶざる事古の千分一なり、尚又社寺・郷土列も右同断、且ツ又日本長者鏡ニ載せられたる大坂の鴻ノ池・加島屋の如き日本中の大家悉ク手許^チの暮シ方従前の百分一ニ減省致し候へハ、今日を以て御一新以前ニ比すれハ、天下の品を買求むべきもの従前の百分一にも及ばざるへし、仮令ひ買ひ求むとも日本製の品を求めず、外国製の品を求め候故、即今の処現実日本の品の融通する事従前の千分一なるへし、是れ買求る人の従前より千分一ニ減したる所以なり、然ニ今日迄買手と相成し、右様数百万の藩士杯が俄ニ婦商致し候ハ、誰を買手の相手と致し商法相立可申哉、近来元藩士或ハ神官・僧侶杯の類往々婦商致したる者を見聞するに、一人として商法のために倒れざるもの無し、是れたる婦商の人の斃るゝ而已ならず、固有の商人迄其婦商の

人のためニ斃れ立行ざる事ニ相成れり、其仔細ハたとへハ、一町二町の間ニハ同職同商売のものハ今日の世上にてハ一軒にても買手が少クして困り入候処、今日新に帰商仕るもの同町の間にも同商売の店を五軒も七軒も相聞きたる故、其身も元より商法相立ず、又夫れニ妨られて固有の商人迄商法不立事ニ相成りたる者、眼前何ほど夥き事ニ候哉、若此上へ天下中の数百万の藩士の類が悉ク婦商致し、天下の人が悉ク売手計と相成候ハ、其店売の品ハ誰之を求め候や、況商法の儀ハ幼より其道ニ育ツル法ありて、俄ニ稽古致さるゝ事ニ非ず、先京坂の商人を見るニ、我家ニ二十人三十人の奉公人抱へたる大家なれとも、其子を他家へ五年欵七年欵の奉公致させ、先ツ書林の子なれハ儒書・漢籍・經書・歴史百家の書、神道の書なれハ六国史を始其余の百部の書、仏書なれハ八家九宗の書、其外医書、小説の雑部ニ到迄悉ク其書名より趣意迄一ト通り心得ざれハ、書林の商法勤まり難し、此外何の商売たりとも大抵物品の種類又物品の善悪、代

価の低昂迄幼童の時より其道ニ熟知せざれハ、商法が行へるゝものニ非ず、然ニ是迄商法杯ハ穢らハしき者と詠め夢にだも諸産物の位より損益利害の事迄心得ざるもの、俄ニ婦商致し候儀ハ、未然に商法不立して終ニ斃れ可申事、其理彰灼たり、

十四無^{トシテ}物^{トシテ}不用の論

西洋ハ彼国ニ固有する処の国是の法あり、日本ハ日本丈ケにて固有する国是の法あり、彼れを以て我国是たる処を詠むへき事ニ非ず、抑天地間の万物一として陰陽消長の理の備らざるもの無し、陽ハ生長シ陰ハ消滅す、春来て万物生長し、秋来て万物凋ミ枯る、枯ハ榮を滅し死ハ生を滅す、若し物生する一辺にて死する事無く、榮る一辺にて枯るゝ事無んハ、一家の内にも高祖父母・曾祖父母・祖父母・子・孫・曾孫・玄孫・兄弟・姉妹等段々集りて、年々の積り一村を尽し、一郡を尽しても居処無き事ニ可相成、又一本の木たりとも、若し榮る一辺にて枯るゝ事無んハ、伸るものハ天に到ても尚止らず、殖ゆる

ものハ地を尽しても尚足らざるへし、たゞ生のミにて消る事無んハ、万物何にゝ寄らず如^キ此の理なるへし、先人死して後人存する事を得、先の枝葉枯るゝによりて後の枝葉存する事を得たり、さすれハ死も亦用を成す事生と均等なり、枯も亦用を成す事榮と均等なり、殖るハ人の喜ぶ処、減るハ人の悪む処、然れとも天下の物たゞ殖る一辺にて減る事無クんハ、天下の融通ハ塞るへし、己れ人の品を求めハ社ソ人亦己れか品を求む、人の品を求めハ己レが金銀が減るなり、己レが品を他に売れハ己レが金銀が殖るなり、双方互ニ増減する処ありて融通の道相開ケリ、此殖減の理が即是れ消長なり、此消長の理ハ人に在てハ即チ呼吸の息也、吸ハ是れ生也、呼ハ是れ消也、若シ吸息而已にて呼吸無んハ、争でか生活する事を得ん、世上の人ハたゞ殖るの益たる而已を知て減る事の益たるを知らず、生の益たるを知て死の益たるを知らず、榮るの益たるを知て枯るゝの益たるを知らざるハ何ぞ、それ偏なるや、此陰陽消長の理ハ世の経済家須臾も忘る

へき事に非ず、時に外国交際の今日なれとも、外国を先にして日本を後にしてハ、我本邦の治安の道に非ず、其仔細ハ我日本より外国へ専ラ渡す処の品は天造にてハ茶・桑、人工にてハ漆器杯の類也、尚此上へ外国へ渡すへき工職を起し候とも、日本人ハ工才ニ乏き国柄故、外国の求むへき工産を制し出すものハ千人の中ニ一人宛と仕候ハ、外国通商の用ニ供すへき職ハ千分の一にして、其余の九百九十九人の手より産出する品ハ日本の内へ費すへき道相立ざれハ、日本の人民難立行、そもく物品ハ造り出す方よりも費す方が余計ならざれハ不融通に可相成、其仔細ハ何の職たりとも大体造り出す方が費る方よりも沢山に相成可申、たとへハ烟管造りたりとも一日に二十本宛に造り出すとして一年の職日を三百日とすれハ、一歳に造り出す処の烟管が六千本なり、因て日本中ニ一万人の烟管造りとすれハ一歳に造り出す処の烟管が六千万本なり、然処日本中の人数が凡ソ三千五百万と見て、其内烟草を呑もの四ヶ一とすれハ八百七十二万人余

あり、さすれハ一人宛に一年に一本ならしに用るとして、売れ残る処の烟管が五千一百二十八万本なり、何の品たりとも大体此振合にて費す方より造り出す方が余計に相成可申、さらバ迎其年々売れ残る品を外国へ渡されも致されざれハ、是非とも日本内へ費し用る処の方相立ざれハ難相成、英国の如き盛大なる国でさへ一旦物産製造余り盛ニ成り過ぎ、之を売捌クへき道塞がり、国民大ニ困窮致セリ、此理ハ何処たりとも同様にて、造り出す計にて之を用ひ費す道無き時ハ、其国如何して立行可申哉、故ニ国益を計るに就てハ先第一物品を費し用る法を拵へざれハ真の益を得難し、さすれハ造り出す一辺を益とすへきニ非ず、費す法を立るも是れ同じ益なり、因て殖るの益を知らハ減るの益たる事をも亦知るへし、生の愛すへきを知らバ死の愛すへきをも亦知るへし、造り出すハ是れ陽、是れ長也、費すハ是れ陰、是れ消也、此陰陽消長の二ツハ須臾も相離るへき事に非ず、此消と長との二ツハ何れが勝れ何れが劣ると申され難し、我日本古来よ

り四民の別立て、久ク此法にて融通の道相開ケ候処、今日若シ俄ニ四民共ニたゞ一辺に造り出す計と相成り候而ハ、必ず之を費すもの不足すへし、因て四民の中ニ三民より製し出す処の物品を以て士民の一を以て其費す処の道の欠る処を補ハ、天下の物品融通の路を開クの一助たるへし、三月の雛人形、五月の兜人形其余子供の玩弄の具のためニ天下ニ費へ消る処の金銀幾千万金とも量り知れざるへし、然処若シ之を天下の大経済を知らざる人より詠めてハ、定て無用といはん、是れ実ハ無用ニ非ず、天下の融通の開き可申処の大用なり、然れとも大用ハ隠れて無用ニ似たり、故ニ常人之を見て無用とするに非れハ、天下の真の大用に非ず、此理より論すれハ、士を立置き玉ふも無用の民ニハ非ず、士を以て農工商の三民の手より出る産物を費し用る事盛なる故、天下の産物六分士のためニ通用す、豈大用ならざらんや、

十五吏貴ニ世禄の論

外国の事ハ暫く關ク、今マ日本限りの処を以て考るに、

人材御拔擢ニ相成候儀ハ、世祿に非レハ永ク持ツヘキ法に非ず、其仔細ハ如何と申すに、國家を治むる事ハ一時の事ニハ非ず、遠ク万世不朽を計ル事なレハ、弊少ク益多キ法を用ルニハ如カざるヘシ、依テ試ニ論を起さバ、今若シ草莽匹夫の間に人材を取らバ、当座の処ハ兎も角も、遂ニ必ず二弊四害を生すヘシ、其二弊とハ、一ニハ收斂^{シテ}備^{ケラレ}黜^ニの弊、二ツニハ求^ニ官諛^ト財^トの弊、其四害とハ、一ニハ黜^{ケラレテ}失^レ所^レ依^レの害、二ニハ欠^ニ育英^ニ資^トの害、三ニハ為^レ才^ト廢^ト家の害、四ニハ抛^レ産^ト志^ト官^トの害、先ツ其二弊を語らハ、一に收斂^{シテ}備^{ケラレ}黜^ニの弊とハ、若シ草莽匹夫ヨリ吏を挙るときハ、其身常祿無キ故若シ黜斥致さるゝに当りて立処に凍餒ニ及ヘシ、此恐れ有るが故ヘ予め免職後の成行を恐れ、在勤の間に成ル丈ケ收斂^{シテ}して、後の備へに充ツるの弊生すヘキ恐れあり、仕官の身ハ其危キ事浮雲の如し、今日にして明日を期シ難けれハ、誰此恐れ無らん、然に常祿を貯ヘ候ヘハ、同じく恐るゝとハ申ものゝ、其厚薄大ニ異なり、近年の瓦解後の事を以テ

ハ論シ難けれとも、平常ニ復して見るに、世祿のものハ草莽匹夫に望るに義氣廉恥の有無遙に其別あり、二ニ求^ニ官諛^ト財^トの弊とハ、官を草莽匹夫に取るときハ財あるものハ其器に非るも、財を以て非分の望を起シ、財無キ者ハ其材其器に非るも、阿諛一辺にて官を求るの弊生すヘシ、之がために公選の道塞がり弊害甚きに到るヘシ、世祿の士にも財を入れ或ハ阿諛を以て官を求めし弊もありし事なれとも、徳川家の治世の初に溯るに此弊絶て起らず、此より五六十年以來に到て此弊甚シク起れり、細川家の先代靈感院の時堀平太左衛門と申大夫あり、靈感院其平太左衛門に問ハるゝニハ、其方子が家来の中ニ誰をか愛シ誰をか憎しと思ぞ、平太左衛門申様ハ、竹原勘十郎ほど憎^ヅ氣^ヲらしき者無し、其後日ならずして奉行欠員致セリ、其時其補闕を問ハれたれハ、平太左衛門同ク竹原勘十郎を以て推挙致セリ、因て靈感院大に怒て曰、其方儀両舌を以て主人を欺くに非ずや、平太左衛門答て申様ハ、先日^ノ御返答ハ私を以て申上たり、今日の儀ハ國

のため君のため公ケを以て御答へ申、若今日と雖私を以て申さば先日の答に異ならず、其時代前後一藩中賄路私謁の行れざる事如_レ此、已ニ三十年以前迄ハ大ニ其余風遺存セリ、是れ全ク世祿の故也、乍去世祿の士も段々末になれハ潔行ならざる弊も生すへし、是れハ何に_レ寄らず百歳の久きを経てハ弊無き事能す、堯舜の世尚末ニ到て桀紂を生す、然れとも初より生ずる弊と抑々末に到て生ずる弊とハ、大ニ其弊に深淺あり、今若し平民の間に官を求るときハ初より其弊生し易し、是れ世祿と異なる所以なり、因て官ハ素より人材に取るへき事故へ世祿に御取立に相成度、世祿より人材を_レ擧_レざれハ右様の弊遁れ難し、次ニ四書を語らハ、一ニハ黜_{ケラレテ}失_レ所_レ依_レの害とハ、御拔擢の節ハ二百里三百里遠方の者ハ必ず家倉田地等もそれ_レ売片付ケ、永東京住居の覚悟にて参府仕候而も、事柄ニよ_リてハ今日御役付致し、明日黜ケらる_レ事も可有之、又少年より仕官を心懸ケ漢学・洋学・国学等に家を傾ケ尽して財を費し候処、是れ又今月仕官致し来

月免職ニ相成候節ハ、其日より家産を失ひ迷惑仕るへし、世祿なれハ右様の憂ひ無し、二ニハ欠_ニ育英資_一の害とハ、少年のものを養ひ立て英邁の人材を育ツルに就てハ、貧人の力ラの及ぶへき事ニ非ず、たとひ一部の書を求めるにも二十両三十両ほど致し候へハ、国書・漢籍・洋籍迄数百部の書を求める事々容易ならず、況諸方へ遊学致し、其内に百般の旅費夥しく相懸り候へハ、貧人の如きハ其才ありと雖其資糧に乏しくして、空ク朽果る事ニ相成るへし、然ニ世祿なれハ文武修行のためニ祿を与へ置ニ相成候へハ、一時ニ求め難き書籍たりとも、互ニ書籍融通の法も相立申へし、三ニハ為_レ才_ニ廢_レ家の害とハ、若し大家豪商の子が若し聊才識あるがためニ家業を好マズ、書を読ミ芸を習ふ一辺に凝り、官亦之を登庸し玉ふニ到て、祖父歴代の家産を廢し、其家を守る人無き事ニ可相成、右様の類例多ク相成候而は、西洋等ハ兎も角も我日本にてハ天下の融通悪しく相成、国忽チ斃るへし、就之細論あれとも、爰に尽し難し、四ニハ抛産志官の害とハ、

四民の子たるもの農ハ農、工ハ工、商ハ商、士ハ士、各々己れ／＼の産とする処の業に習ふ事ハ、童子の時より其志を異にし其芸を異にす、農や工ハ小童の時より筋骨を鍊ひ不申してハ、中年よりハ其職に用ひられ難し、商も亦小童の時より物品類別、商法損益の理を経験セざれば商用ニ用ひられ難し、士も亦文を学び治安の道に習ふ事ハ童子の時分より志ざざれハ、時過ぎてハ学文稽古も致され難し、然ニ匹夫草莽の間より人材を挙げ用ひ玉ふ事と相成候ハ、農工商三民の職に習ふ事を廢して童子の時より仕官の学一辺ニ志す様ニ相成可申生すへし、左様成行候而ハ農工商三民の職廢れ、天下悉ク立も這もならざる困窮ニ相成へし、西洋ハ西洋にて彼学則を以て万民生活を得へき法相立候へとも、彼れを以て我日本人倣倂してハ国遂に倒るゝに到るへし、

十六計民異治の論

會計方ハ利を本とする職掌故へ金錢の出入を制す、民生方ハ民の難儀を救ふへき職掌故へ専ラ金銀の出入る事に勤

む、故ニ大蔵省と民部省とハ白眼合ミヤひニ相成へき敵役也、出す而已にてハ国持難し、又出る事を制する一辺にてハ民治まり難し、双方より維持して折合宜敷ニ到る、然ニ此両省相混してハ恐クハ自然に民政ハたゞ利を計る一辺ニ相成、細刻ニ到ルへし、因て此両職是非々々御別立被成度事也、

右等の件々の論を發する、毫も他に求める処無し、只管御永世を祈り我等其幸を蒙り奉らんと庶幾する外無之、国の永世なるハ民の喜悦多きに依る、民の悲傷多く怨望沸騰するハ、是れ国の治マリ難き所以なり、其仔細ハ喜悦ハ之を四時ニ当ツれハ春の姿也、陰陽ニ当ツれハ陽也、悲歎ハ秋也、陰の姿也、春ハ万物發生し、秋ハ万物凋枯する道理にて、永世を致すハ必ず創業の人君庶人をして喜悦多から令むる徳に由ル、之を古に求るに、永世を致すの創業の主ハ民をして喜多から令るにあり、先ツ禹の世ハ十七主四百五十八年、湯の世ハ二十八主六百四十四年、武王の世ハ三十七主八百六十年也、之を史に賛して

曰、夏天子為四百年、商六百余年、周八百余年、是何伝世之久也、夏禹治^レ水手足胼胝^シ、過^シ門不入^リ、見^レ罪人^ニ而泣、商湯修^レ德解^レ網^シ、三面^一、德及^ニ禽獸^ニ、六事自責、周文、武民俗讓^レ長、虞丙息^レ争、三分天下^一、遂持^ニ其二^一、是文之徳也、漢の高祖ハ雍齒等の怨甚しきを封して厚ク之を賞し、怨ミに報ふに恩を以ず、是れ漢世二十五主四百余年なる所以なり、唐の高祖太宗ハ文武兼備、功治兼隆の徳を以て其政を輔ケられしに依て、二十一主二百八十九年の世を持つ、宋の太祖ハ知識明ニして良政を以民を悦ハしめたる徳に依て十八主三百二十年の治世也、人の喜悅の集ムるハ是れ自然の理として、繁榮長久の徴あり、又怨讟を集ムるハ是れ自然の理として、世代難久持徴あり、乍恐滿朝悉天下の喜樂を集め玉ハ、

宝祚祈らすして万世無疆なるへし、

明治五年壬申二月

(佐田介七)
等象齋介石

冊子原寸 縦二四・五釐 横一八釐 三三枚



二五元 小池詳敬ヨリ海江田信義へ

耶蘇教特ニ「ニコライ」教排斥ニ就テ

国体ヲ堅シ朝威ヲ盛ナラシメンカ為、百工技術ノ師ヲ宇内ニ訪ヒ先達知識ノ人ヲ世界ニ求ム、善美ヲ尽スニ至ルノ方宏遠ナリト云ヘシ、然ルニ頻年外国人我カ内庭ニ狎レ、我カ国家百事維新ニ汲々タルヲ時トシテ、彼ノ宗教ヲ播布シ以テ我カ民心ヲ総攬セントス、而シテ其教派区々ナリト雖モ、皆源ヲ耶蘇ニ取ラサルハナシ、其教義タル単心独一天主ニ帰向シ、一概ニ他ノ神明ヲ拝スルヲ禁ス、忠孝ヲ唱フルモ大本ヲ天主ニ托シ、現在ノ君父ヲ亜ニス、其說愚夫愚婦ニ入り易ク、其行業専ラ推志忍苦ニ勉ム、各国之ヲ奉シテ民心ヲ調利セリ、之ヲ目シテ邪教トスヘカラス、之ヲ評シテ不便ト云ヘカラサル也、而シテ我カ 皇国古今之ヲ禁スル所以ノ者他ナシ、我カ 神明ヲ蔑視シ我カ国体ヲ腐蝕スルヲ以テ而已、輒近輕忽輩動モスレハ 朝旨ヲ謬会シ、国体ヲ忘レ、頑然開国更始ノ看ヲ倣シ、喋々外教ヲ公布センコトヲ説クニ至ル、況

ンヤ方今欧米諸国教師ヲ我カ諸港ニ来スコト殆ント数十名、其人々或ハ陽ニ医薬ヲ施シ、語学ヲ授ケ、女工ヲ教ヘ、而シテ陰々教岐ニ誘導シ、誠ヲ表シ財ヲ恵ミ、仔々

トシテ勉メ、駸々トシテ進ムヲ見ル、苟モ報国之士豈一日モ他視放下スヘケンヤ、頃日魯西亜国司祭ニコライナル者東京駿台ニ来テ愚蒙ヲ集メ、希臘国相承ノ一派耶蘇東教即チギリシヤ教ヲ説教ス、而シテ其門徒稍教義ノ室ニ入ントスルニ至ル者ハ必ス先洗礼ヲ行フ、其儀式別書洗礼式ニ詳ナリ、窃ニ憂フ、凡ソ皇国人ニシテ此洗礼式ヲ読テ裂眦痛恨セサラン者ハ、神明ノ照覧如何ントス、実ニ焦慮煩悶ノ至ニ慄ヘス、此ニ於テ洗礼式一卷ヲ手写シ、謹テ明公閣下ニ呈ス、俯シテ請高鑑、恐竦再拝稽首謹言、

三月十二日

小池詳敬拜具

海江田殿閣下

壬申年ニコライヨリ洗礼ヲ受ケ、
当時居処未詳、

伊佐敷鞆

此者昨年中西郷殿へ建白セシコトモアル歟ニ承居候、

伊佐敷ノ誘引ニテニコライ教舎ニ入、
但未タ洗礼ヲ不受由、

大山綱昌

冊子原寸 縦二八糎 横二〇糎 三枚

一云 安田轍蔵ヨリ久光公へノ建言

全国士卒族家祿ノ件其他

建白

方今海内藩ヲ県ト被為成候後、花族ヲ除ノ外四民合一之御趣意ニ付、四民俄ニ活計ノ方向ヲ失シ、第一士者婦農婦商ノ業ヲ頻リニ勘考仕候得共、元来志操之建方ヲ農商トハ幼少ノ時より異シ候者ニテ、俄ニ其業ヲ工夫仕候而モ婦農ニハ寸地ヲ不持、婦商ニハ元手金ヲ不蓄、譬ヒ婦農ニ地ヲ得、婦商ニ旧来蓄財アリテ元手金ニ不差支候共、生来其業ヲ不精窮候故、老父母妻子之養育ヲ勘考仕、前途百年之活計ヲ工夫仕候得共、更ニ不得一術、日夜新令ノ出ル度ヒ氷肝寒心仕、海内之士卒在官之外困窮不一方、既ニ今日之活計ニモ差支候程之國々モ多々御座候也、

一農モ此節貢米之旧法ヲ被為成御改革、地稅ト相成候由
 ヲ内密伝承仕、如何ナル御矩律ニ相成候哉と衆民更ニ
 安心不仕候、乍去是ハ何分謹而勘考仕候処、私先年銀
 価登貴之巨害数条建言仕候節、巨細申上置候通、万
 事今日ニ相成候儀は、乍恐不調法之管見今日を奉申上
 置候儀ニ而、何モ唯今に至リ驚可申筋ニ無御座候間、
 此儀は被為知喰候儀故不奉申上候、乍去貢米ヲ地稅ニ
 被為換候儀は、其御矩則ニヨリ頻リニ宜奉存候、何卒
 出格之御良策被為建候様御邦内万民に代リテ奉懇願候
 事、

一工ハ米買登貴ヲ極メ候節、賃銀ヲ定メ今日米価之下落
 ヲ以其為メ賃錢之格別下直ニ不相成候間、ロニハ彼是
 苦情を申候得共、士商之困苦万分一モ無御座候事、
 一商は銀価登貴之際より今日迄日夜御法令之變換ノ度ヒ
 ニ利ヲ得ル事少ク、損ヲ得ル事多ク御座候御法而已ニ
 テ、既ニ其甚敷ニ至リ候而は、贖金御引上之御所置苛
 酷ヲ極メ、且亦諸藩江貸付置候金銀今日迄之御所置都

而人民不堪困苦、血涙ヲ流シ万民憂苦日夜ニ相募候儀、
 実ニ御一新之今日不可有御座儀ト奉存候得共、是又海
 内之勢形如何共奉恐入候外無御座候事、情右之通衆庶
 ノ困苦相累リ候付而は、格別難有御一新之御政体ヲ稀
 ニハ心得違ヒ怨言悪口等仕候者モ御座候哉之風聞御座
 候段、無此上歎息罷在候、然ル処自今東京及ヒ京坂之
 者共ヲ始メ海内之衆庶、此度

今上西国

御幸は、偏ニ

從二位様ヲ深ク被為遊

御依頼、天下万民ノ為メ炎暑ヲ無

御構、遠ク九州江被為遊

御幸候御事ト誰申候ト無御座、一同感涙ヲ流シ難有奉存

候、実以暗夜ニ一灯ヲ得ル思ヒヲナシ、御一新以來何

一ツ民心ニ難有奉存候儀無御座、日夜一令アレバ一令

ニ困ミ、民心途方ヲ失シ候処、恐多モ

今上西国筋

御幸ト被

仰出、其実ハ

從二位様ヲ親敷被為遊

御依頼御儀は、全ク扶桑全国之万民生活之道ヲ始メ、万
事御徹底之御国体被為建候故之御儀と奉存、大千ニ雨
を待候心得ニ而、何れノ日欽御仁政之被為遊御發行候
事ト最早無程、今日迄之困苦ヲノカレ候様奉存候人心
ニ御座候故、乍恐私儀今日迄無限

御厚恩ヲ拝受仕、骨肉平安ニ消光罷在候付、兼而

御厚恩万分之一モ奉報度心願ニ御座候処、此節前件之

次第ニ御座候間、天下之人心一統実以

從二位様奉慕上候儀ニ付、被為遊御出京候得は千載之

機会ト、乍恐奉存候付、左之件々奉申上度奉存候故、

当七日大坂表

今上被為遊

御出帆候間、万事捨置、翌八日アメリカ飛脚船より長崎

表江、夫より則表ニハ一往帰県ト申立、其実ハ左之件

々建言仕度遇々罷下リ候段、出格之

御憐愍ヲ以不悪被為遊

御汲量可被為下候様奉歎願候、

一海内一同之士卒族永世之家祿此度左之三策之内ニ而被
為遊御定、至急ニ一同士卒方向ヲ得テ安心可仕候様被
仰付度奉存候事、

第一上策、海内士卒之給料高老石何程ト申候処ニテ都
而御買上相成、其上借財有之候分是又

御上ニ而過不及無御座様、中ヲ取候濟シ方被為成下、

永世士族現米拾石、卒同七石之家祿被為下度奉存候事、

此一条は永世士農兩全之活法御座候付御用ニ御座候得
は、都而明亮巨細出納現証を以可奉申上候、

第二中策、海内士卒族旧來之賜給ヲ御買上ケニ被相成、
都而被召上、永世一株ニ付前件之通士拾石、卒七石之

家祿被下、且亦士卒族之借財ハ上策之通被為成度奉存

候事、

第三下策、海内之士卒族旧來之給料被召上、士拾石、

卒七石永世被成下、士卒旧来之借財ハ上より御済シ方
無之当人銘々相對之事、

一農ハ旧来種々地方ニ而異同御座候処、石高并ニ尺寸之

法ニモ既ニ六尺五寸ヲ以卷間トナシ、右ニ而三百六拾

坪卷反之場所モ御座候処、又六尺卷間ニ而然モ三百坪

一反之場所モ御座候得共、年貢其外ニハ反ニ付何程之

石高ト相成、甚不同ヲ極メ候儀モ不少候間、此辺ヲ始

メトナシ、実ニ公平至当之御所置を以地位ヲ御改正被

為在、海内一統地稅之割合御改正被為在度奉存候事、

此儀御用ニ御座候得は、委敷奉申上度奉存候事、

一全体御邦内六拾余州共旧来商法之矩則ト申候方全ク無

御座候処、方今之形勢ニ而は速ニ此法則矩律ヲ被為建

度奉存候事、

此ヶ条甚深遠広大之事儀御座候付、御用之節は巨細

奉申上度奉存候事、

一旧来扶桑全州は鎖国ニ而、独立之風体ニ御座候間、全

ク海軍之御所置無御座候付、今日迎モ同様御座候処、

方今ノ形勢ニ而は暫時モ被為捨置候儀は不相成事件ニ
付、御国体相当之海軍速ニ被為遊

御振起度奉存候事、

此金策并永世入費等之出所御用ニ御座候得は、巨細

奉申上度奉存候事、

右之儀は此度

今上御幸御安在中且は万一被為遊御出京候節之御見合之

端尾ニモ相成候得は、重々難有奉存候付、万事捨置建

言仕度、一往帰県仕候儀ニ御座候、可相成筋ニ御座候

得は此外見込之ヶ条被為

聞召候得は重々難有奉存候、誠惶誠恐謹言、

申六月

安田轍藏

冊子原寸 縦二七極 横二〇極 八枚

一五三 久光公自記履歷書

明治五年六月ニ至ル

從二位島津久光

父ハ參議從三位源朝臣齊興、母ハ家臣岡田小藤次利武ノ妹ナリ、文化十四年丁丑十月二十四日未鹿兒島城ニ生ル、即家臣種子島伊勢久輔ヒサカノ養子トナリ、種子島普之進ツネト稱ズ、幼ナルカ故ニ猶城中ニ在リ、文政九年丙戌種子島氏ヲ去リ、一門島津出雲忠公ツネキミノ婿養子トナリ、島津又次郎忠教チカキト稱ス、天保十年丁亥十二月忠公隱居シ忠教家ヲ嗣ク、山城ト改稱ス後ニ老中戸田山城守ヲ避テ周防ト改ム、文久元年辛酉四月一門ノ家ヲ四男忠鑑ニ譲リ本氏ニ復ス、改テ和泉久光ト稱ス、山下ノ邸ニ徙リ居ル、是嫡子忠徳チカキ本宗ヲ繼ガ故ナリ忠徳ハ即忠義ナリ、履歴別ニ在リ、時ニ内憂外患相踵テ日ニ迫リ、海内將ニ亂レントス、久光之ヲ憂ヒ公武一和ノ基ヲ開キ、天下ノ紀綱ヲ張ント欲シ、京師及ヒ江戸ニ如キ、周旋拮据力ヲ王室ニ竭ス、是兄贈從一位齊彬ノ遺託ヲ奉スルガ故ナリ、二年壬戌四月十六日、始テ京師ニ到ル、時ニ家臣蠱暴ノ

徒久光ノ意ニ戻リ諸藩ノ浪士等ヲ嘯集シ、將ニ亂ヲ京撰ノ間ニ作ントス、久光乃家臣大久保利通等ヲ遣テ之ヲ説諭セシムレトモ遂ニ聽カズ、伏見ニ蜂起ス、故ニ已ヲ得ス廿三日家臣奈良原・森岡・山口・道島・大山等ヲ遣テ之ヲ誅セシム道島ハ創ヲ被テ死セリ、殘党風ヲ望テ潰去ル、五月十二日改テ三郎ト稱ス是老中水野和泉、守ヲ避ルナリ、御短刀一口左ヲ賜フ、二十二日勅使大原左衛門督重徳ヲ護シテ京師ヲ發ス、六月七日江戸ニ至ル、七月二日將軍徳川家茂浪士ヲ鎮定スルノ功ヲ賞シ、刀一腰備中片山一文字ヲ賜フ、八月廿一日又勅使ヲ護シテ江戸ヲ出ツ、是日生麦駅ニ於テ英國人ノ我從隊ヲ衝突スルアリ、從士其失礼ヲ怒リ之ヲ斬ル、閏八月七日京師ニ到ル、九日詔ニ応シ肥前國、兼広參内ス、天皇乃褒勅ヲ賜ヒ御太刀一口ヲ賜フ兼広、是勅使ヲ護衛シ及ヒ浪士ヲ鎮ルノ勞ヲ賞セラル、ナリ、是月京師ヲ辭シ、九月國ニ歸ル、三年癸亥六月二十八日英國軍艦七隻鹿兒島港ニ來ル、人ヲシテ其來意ヲ問ハシム、英人ノ辭氣頗驕傲ナリ、又山ヲ量リ海ヲ測ル、放恣ノ態

最悪ム可シ、応接未タ結局ニ至ラス、七月二日我汽船三艘天祐丸・白鳳丸・青鷹丸ヲ奪テ之ヲ燬ク、乃令ヲ下シテ之ヲ攘ハシム、其船將ヲ斃ス、其他殺傷無数ナリ、明日英艦起碇シテ逃レ去ル、此役ヤ我兵士死スル者一人ノミ、九月久光徵ニ応シテ国ヲ出テ、十月京師ニ至ル、元治元年甲子正月十三日推テ從四位下左近尉権少将ニ叙任セラル、是壬戌年以来ノ勞ヲ賞セラレ、且朝議參預ヲ命セラルヲ以テナリ、依テ御太刀一腰・黄金五枚ヲ獻シテ之ヲ謝シ奉ル、十七日徵ニ応シテ参内シ、龍顔ヲ拜シ奉ル、乃天盃ヲ賜ヒ、且去年七月英艦掃攘ノ尽力ヲ賞セラレ、寮ノ御馬一匹鞍置ヲ賜ヒ、勅シテ關ニ登ル毎ニ牽テ九門内ニ入ヲ許サル、十九日二条城ニ詣ル、將軍徳川家茂膝下ニ近ヅケテ曰、去年以来力ヲ国家ニ竭ス、其勞大ナリト言畢テ印籠一個ヲ賜ヒ、復親ヲ酒ヲ酌テ盃ヲ賜ヒ、且饗ヲ賜テ退ク、二月朔日大隅守ニ兼任ノ勅命ヲ奉ス、二十二日二条城ニ至ル、老中水野忠精命ヲ伝テ馬一匹鞍置ヲ賜フ、是朝議ニ參預シ功アルヲ賞スルナリ、既ニシテ將軍家茂復親刀

一腰備中国直次ヲ賜ヒ、辞意懇切ナリ、四月十一日徵ニ応シテ關ニ登リ、龍顔ヲ拜シ奉リ、天盃ヲ賜フ、尋テ伝奏野宮中納言定功勳ヲ伝テ帰国ノ暇ヲ賜ヒ、白布若干疋ヲ賜フ、且官武一和ノ基ヲ立テ周旋弥縫セシ功ヲ賞セラレ、從四位上左近衛権中將ニ叙任セラル、

壬戌ノ年四月ヨリ是ニ至リ家臣ノ輯録セル紹述編年ニ詳ナリ、

慶応二年丙寅久光・茂久父子国ニ在リ、幕府再長州ヲ撃ントシテ兵ヲ徵ス、其不条理ナルガ故ニ七月十日朝廷エ

左ノ建白書ヲ呈上ス別冊ノ文、(頭註ニアリ)「月科スヘシ」書入ベシ

是年朝廷ヨリ左ノ御達ヲ拜承ス

島津大隅守

今度開港之義別紙之趣大樹ヨリ建言候処、一昨年十月

三港

勅許於彼地は被止候

御沙汰之次第も有之、不容易重大之義ニ付、猶早々上

京見込之趣無腹藏言上可有之事、

但所勞等ニ而彼是隙取候ハ、見込之趣書付ヲ以來

四月中可有言上事、

是ニ依テ明年丁卯三月廿五日、久光汽船ニ乗シ鹿兒島ヲ
出帆シ、四月二日大坂ニ至ル、病ニ依リ滯留シ、十一日
大坂ヲ出、十二日京師ニ入ル、十九日先帝ノ山陵ヲ拜シ
奉ル、二十八日二条（弁敷）関白及ヒ伝奏飛鳥井・日野ノ邸ニ至
リ天氣ヲ伺奉ル、五月六日松平大藏大輔・伊達伊予守・
松平容堂等ト関白ノ邸ニ至リ国事ヲ議ス、十日再関白ノ
邸ニ至ル、十四日松平大藏大輔等四人將軍慶喜ノ營ニ登
リ国事ヲ議ス、十九日再登營国事ヲ議ス、廿一日復大藏
大輔・伊予守ト登營シ、老中（勝巻）板倉・稻葉ト国事ヲ談ス、
廿二日越・土・予ノ三藩ト書ヲ幕府ニ呈ス、

天下ノ大政ハ公明正大ノ至理ヲ尽シ、時勢的當、内外
寬急ノ弁ヲ明ニ御施行無之候、而は難相叶義勿論ニ御座
候、全体不可救も今日ニ至ル根由ヲ推究仕候得は、乍
憚幕府年来之御失体ヨリ醸出候内、殊ニ防長再討之御
一件ヨリ物議沸騰、天下離叛ノ姿ニ相及候次第ニ御座

候、依之明白至當之筋ヲ以防長御所置可為急務段談合

之上、屢建言仕候義ニ而、篤と退考仕候処、自ラ兵庫
開港防長事件は大ニ寬急先後之順序有之、大区別ヲ以
テ曲直當否之御実跡顯ルト不顯トニ相抱ル事ニ付、虚
心ヲ以テ御反察被為在候様奉願候、二件 朝廷江為被
奏旨拜承仕候得共、 皇国之御安危ニも関係仕候ニ付
是非至公至大之道ヲ以私權ヲ被為拔治久之大策被為在
候様有之度、重大之事柄難默止再考之趣言上仕候、

丁卯五月廿二日

松平大藏大輔

島津 大隅守

伊達 伊予守（イダ）

松平 容堂

二十三日將軍慶喜参内アリ、久光・大藏大輔・伊予守ト
参内スヘキノ命ヲ奉ス、病ニ依テ之ヲ辞ス、是日徹夜、翌日
晩景ニ至リ漸ク
退散ナ、二十四日防長御所置、兵庫開港之命下ル、

一長防之義昨年上京之諸藩当年上京之四藩等各寛大之所
置可有 御沙汰言上、大樹も寛大之所置言上有之、

朝廷同様被思召候間、寛大之所置可取計事、

一兵庫開港之事元来不容易、殊ニ先帝被為止置候得共、大樹も無余義時勢言上、諸藩建言之趣も有之、当節上京之四藩も同様申上候間、誠ニ不被為得止御差許ニ相成候、就而は此事屹と取締相立可申事、

先刻被申渡候義も有之候得共、無余義子細も有之候間別紙之通被仰出候、此旨番々可申伝旨加勢堀川(親)位被申渡候、仍而申入候也、

加番奏仕(任カ) 清岡式部権大輔

長瀬

二十六日四藩連名書ヲ朝ニ上ル、

兵庫開港・防長御所置之二件ハ、当時不容易内外之御大事ト奉存候、全体幕府防長再討之妄挙無名之師ヲ動シ兵威ヲ以テ庄倒可致精心ニ候処、全

奏聞ニ不至、天下ノ騒乱ヲ引出候次第故、各藩之人心離叛物議相起り候時宜ニ御座候、就而は即今国基ヲ被為立候急務は、公明正大之御所置ヲ以天下ニ不被為臨

候而は、一円治リ不相付候付、防長之義ハ大膳父子官

位復旧平常之御沙汰相成、幕府反正之実跡相立候義第一ト相心得申候間、判然明白実跡相頭候上、天下之人始而安堵可仕候得は、第二兵庫開港時世相当之御所置被為在、順序ヲ得可申、兼而勤考仕候、先般蒙 御下

問候得共、未一同勅問奉答不仕内前文二件順序区別ヲ以幕府江屢申出置候、然処一昨廿四日防長之義ハ寛大之御所置可取計、兵庫開港之義ハ当節上京之四藩も同様申上候間、誠ニ不被為得止御差許相成候ト云々御沙

汰之節御書付拜見仕、実以意外之次第不堪驚愕仕合ニ御座候、從 朝廷御沙汰之義容易ニ可奉申上筋ニ無之、甚恐懼之至奉存候得共、 皇国重大之事件事実相違之義黙止罷在候場合ニ無御座候間、不得止一応奉伺候、以上、

五月廿六日

越前宰相

島津中將

宇和島少將

土佐少将

(頭註ニテリ)一四番(御達)一
一兩事件銘々見込遅速之異同ハ有之候得共、大樹并大藏

大輔・伊予守等参内之上、寛開之帰着は同様ニ付、御
取捨之上被 仰出候故、其節之模様は委細大藏大輔・

伊予守ニも承知ニ可有之、併不参之面々は、大樹江可承
合候事、

八月六日伊達伊予守ト連署シ書ヲ朝ニ上ル、

去ル六月以来脚気病ヲ患ヒ起居不快、故ニ不得止浪華ニ
下向シ病ヲ養シコトヲ請ヒ、許可ヲ得テ十五日京師ヲ出
テ大坂ニ至ル、然ト雖モ病速ニ愈ザルニ依リ、国ニ帰テ
養シコトヲ請フ、允容ヲ蒙リ、九月十五日汽船ニ乗シ大
坂ヲ発シ、二十一日国ニ帰ル、

是年十月徳川慶喜政權ヲ 朝廷ニ奉還ス、明年戊辰正月
三日兵ヲ大坂ニ拳テ京師ヲ犯ス、茂久京ニ在リ諸藩ノ衛
兵ト討テ之ヲ破ル、慶喜江戸ニ走ル、久光国ニ在テ病未
ダ愈ズ、京畿ノ乱ヲ聞ト雖モ闕ニ詣ルヲ得ズ、九州ノ諸
藩ノ方向ヲ誤シコトヲ憂ヒ、二十六日使ヲ遣シ書ヲ諸藩

ニ贈ル、

明治二年己巳二月十三日

勅使柳原右少弁前光朝臣汽船ニ乗シ魔港ニ着ス、久光病
ヲ忍テ港辺ニ迎謁ス、忠義導テ本城ニ入ル、明日 勅使
宸翰及ヒ物品ヲ久光ニ賜フ、忠義代テ拝受ス、二十二日
勅使汽船ニ乗シ京師ニ帰ル、忠義之ヲ港辺ニ送ル、二十
六日久光上京シテ、勅使ノ辱ヲ謝センガ為ニ病ヲ忍テ汽
船ニ乗シ魔港ヲ発ス、二十八日浪華ニ至ル、三月朔浪華
ヲ出テ伏見ニ宿ス、二日京師ニ入ル、三日参朝、 天顔
ヲ拝シ、勅使ヲ賜フコトヲ謝シ奉ル、玉座近ク召レ天盃
ヲ賜リ、御慰勞ノ勅語ヲ蒙ル、退テ鶴ノ間廊下ノ憩席ニ
於テ酒食ヲ拝戴シ、畢テ退朝ス、六日再参内、毛利宰相中
将ト共ニ三条卿ニ謁シ、献言書ヲ上ル、毛利宰相中将 条卿
命ヲ伝テ物品ヲ賜フ、中央卓一脚○置物水
晶玉○台紫檀○焼矢 此日從三位ニ叙シ
参議ニ任シ、中将故ノ如シト云ル宣下ノ命アリ、明日辞
表ヲ上ルナシ、御採用 十三日京師ヲ辞シ浪華ニ至ル、十九日汽
船ニ乗シ浪華ヲ発ス、二十一日魔城ニ帰ル、六月二日從

二位ニ叙シ、権大納言ニ任セララル、即辞表ヲ上ル明年三月御許可アリ

三年庚午十二月十八日岩倉大納言具視卿勅使トシテ汽船ニ乗シ、魔港ニ着船シ、客邸ニ滞留アリ、二十三日忠義

客邸ニ詣リ勅使ヲ導テ本城ニ至ル、勅使即宸翰及ヒ物品

ヲ久光ニ賜フ、忠義代テ拜受ス、尋テ照国神社ニ誘導ス、

御剣一口ヲ納ラル、二十四日久光病ヲ忍テ客邸ニ至リ、

勅使ニ謁シテ宸翰・賜品ノ事ヲ謝シ奉ル、且上京ノ命ヲ

奉スト雖モ病ノ快ヲ待テ上京センコトヲ請ヒ、且暫時勅

使ト国事ヲ談論セリ、二十六日勅使久光ノ邸ニ来リ再国

事ノ談論アリ、二十八日勅使出帆、四年辛未春忠義久光ニ

代リ汽船ニ乗シ上京シテ、勅使ヲ賜ヒシヲ謝シ奉ル、九

月十日分家ヲ命セラレ、同十三日從二位ニ叙セラル、五年

壬申正月十日忠義京ニ在リ、久光ニ代テ位階ヲ辞ス御許可アリ

三月五男忠欽ヲシテ代テ上京シ、分家ノ命ヲ謝シ奉ラシ

ム、二十三日忠欽宮内省ニ詣テ奉謝セリ、六月聖上西国

御巡幸、二十二日魔港ニ御着船、

冊子原寸 縦一四・三櫃 横二〇櫃 一四枚

一五三 久光公ヨリ十四ヶ条ノ建言

右ニ付三条相国ヨリ岩倉全権大使へ 二通

〔封筒〕 備

全権大使岩倉殿 三条太政官

明治壬申七月廿九日

〔封筒ウラ〕 緘

一九三二ノ一

至尊御学問之事 立国本張紀綱事

定服制嚴容貌事 正學術事

慎択人材事 謹外国交際審可弁彼我之分事

明貴賤之分事 遠利欲重節義退詐術貴誠実事

振興兵氣正軍律事 嚴禁淫乱明男女之別事

開言路事 慎讞獄正賞罰事 輕租薄斂事

詳量出納事

別紙一通小臣積年之愚慮ニ有之、去ル己巳之春、暫時上

京仕候節献言仕含御座候処不奉得機會、爾来何等之御下

問も拝承不仕空しく沈黙仕候、然処今般不図も被為在御
巡幸奉拜 天顔、猷序之微衷黙止難仕、且危急切之世態
傍觀座視ニ不忍、因循固陋之愚見不被為在御採用御事ト
ハ奉恐察候得共、此末好機會モ無之と奉存突然呈上仕候、
実以恐縮之至御座候得共、方今之御政体ニ而は、御国運
日ヲ追テ御衰弱、万古不易之皇統も共和政治之惡弊ニ被
為陥、終ニハ洋夷之属国ト可被為成形勢、鏡ニ掛テ拝ス
ル如ク、歎息流涕之外無御座候、狂妄不遜犯忌諱之罪ニ
於テハ何様トモ奉待 御明裁候、臣久光誠恐誠惶頓首敬
白、

壬申六月

從三位臣源久光

一九三三ノ二

右は此度鹿兒島御巡幸之節、以德大寺宮内卿建言ニ相成、
先以 御前ニ被留候趣御答ニ相成候由、徳卿より承り、
誠ニ愕然之次第ニ御座候、併御返答も甚六ヶ敷義と存候
間、程能取計候心得ニ御座候、実ハ別紙之趣余り意外之

趣意故、至極秘密ニ致居候処、此節承り候得は英人之新
聞ニ出候由故、自然御聞ニも相成候ハ、御心得之為ニ
写取御廻申候、尊公限御内覽可被下候、兼而御苦慮も有
之候通之情実、いかニも遺憾ニ御座候、如此書類世間ニ
流布致候得は、頗人心之疑惑とも可相成と困却仕候事御
惣察可給候、

文書原寸 縦一九・五種 封筒原寸 縦 一八種

横七一・五種

横一〇・七種

一六三 琉球処分ニ付議官等ノ提案

〔表紙〕 琉球国使者接待併其国ヲ処置スルノ議

琉球国使者接待併其国ヲ処置スルノ議

第一章 琉球国ノ我ト清トニ兩属セルハ、従前ヨリ其国
ノ形勢ニテ的然シ、更ニ論スルヲ俟タス、

第二章 琉球国ハ明ヨリ始マリ、清ニ至テモ其封冊ヲ受
ケ、正朔ヲ奉ス、然ルニ其名ハ封冊ヲ受ケ正朔ヲ奉ス

レトモ、其実ハ島津氏累世之ヲ支配シ、士官ヲ遣シ其
国ヲ鎮撫シ而已ナラス、使臣ヲ率テ来朝セシムルコト
旧幕府ヨリノ制タリ、由是觀之ハ琉球ノ我ニ依頼スル
コト清ヨリ勝勝^(符カ)レルハ、清ニハ名ヲ以テ服従シ我ニハ
実ヲ以テ服従スレハナリ、

第三章 琉球国ノ両属セルヲ以テ名義不正トナシ、今若
シ之ヲ正シ我カ一方ニ属セントスレハ、清ト争端ヲ關
クニ至ラン、縦令争端ヲ關クニ至ラサルモ、其手数紛
紜ニシテ無益ニ歸セン、何トナレハ名ハ虚文ナリ、実
ハ要務ナリ、清ノ封冊ヲ受ケ正朔ヲ奉セシムルハ虚文
ノ名ニシテ、島津氏ノ士官ヲ遣シ其国ヲ鎮撫スルハ要
務ノ実ナリ、我其要務ノ実ヲ得タレハ、其虚文ノ名ハ
之ヲ清ニ分チ与へ、必シモ之ヲ正サ、ルヘシ、

第四章 別紙大蔵省申立ノ如ク、琉球使人ヲ接待スル、
西洋各国ノ使節ヲ接待スル如ク看做スヘカラサルハ勿
論ナレトモ、又国内地方官ノ朝集スルト同日ニ論スヘ
カラス、維新後今般使人始テ来朝スレハ、其事件モ地

方官ノ朝集スルヨリ重大ナラン、故ニ各国ノ応接ニ熟
シ、且ツ其官員モ全備シタル外務省ニテ権リニ其事ヲ
掌ル、寧ロ大蔵省ヨリモ便ナリトス、

第五章 外務省ニテ琉球使人ヲ待遇スルニ限り、内国事
務ノ心得ヲ以テ欧米各国ノ特派使節トハ格段ノ事ト為
シ、敵国ノ礼ヲ用ヒス属国ノ扱ヲ為サシムルヲ可ナリ
トセン、

第六章 外務省申立琉球取扱ノ三箇条ノ中、外国ト私交
ヲ停止スルハ較々可ナリトスヘシ、其華族併琉球藩王
ノ宣下ハ異議ナキニアラス、左ニ掲クルカ如シ、

○華族宣下ノ不可ナル所以ハ、国内形勢沿革ノ自來ル
ニ從テ、人ノ族類ヲ區別シテ、皇族・華族・士族ト稱
謂ヲ定メタルハ、国内人類ニ於テ自然ニ斯ク名目ヲ設
ケサルヲ得サル勢ニ立至リシモノニシテ、今般更ニ琉
球国主ニ華族ノ稱ヲ宣下スヘキ謂レアラス、琉球国主
ハ乃チ琉球ノ人類ニシテ、国内ノ人類ト同一ニハ混看
スヘカラス、

○琉球王トカ又ハ中山王トカニ封スルハ可トス、琉球藩王ニテハ藩号穩当ナラス、内地ハ廢藩置県ノ令ヲ布テ琉球ニ更ニ藩号ヲ授ルハ、名義ヲ以テ論シテモ前令ト相応セス、且ツ琉球ハ兵力單弱ニシテ、皇国ニ藩屏タル能ハサルハ世ノ知ル所ナレハ、實際ヲ以テ論シテモ藩号ノ詮ナシ、故ニ藩号ヲ除テ琉球王ノ宣下アルヲ可ナリトス、

第七章 皇国ハ東西洋一般ニ知ル所ノ帝国ナレハ、其下ニ王国アリ、侯国アルハ当然ノ事ナレハ、琉球ヲ封シテ王国ト為ストモ侯国トナストモ、我為ント欲スル所ノ佩ナレハ、藩号ヲ除キ琉球王ト宣下アリテモ、我帝國ノ所屬タルニ妨ケナシ、

第八章 右ノ如ク我ヨリ琉球王ニ封シタリトモ、更ニ清国ヨリモ王号ノ封冊ヲ受ルヲ許シ、分明ニ兩屬ト看做スヘシ、

第九章 琉球ハ從來島津氏ヨリ士官ヲ遣シ鎮撫シタレハ、其例ニ循テ九州ノ鎮台ヨリ番兵ヲ出張セシムヘシ、我

同盟ノ東西洋各国ニ於テ我ヨリ信義ヲ以テ公然タル交際スレハ、彼モ亦其信義ヲ毀リテ我カ所屬タル土地ヲ犯スヘキノ道ナシ、故ニ番兵ハ外寇ヲ禦クノ備ニアラス、琉球国内ヲ鎮撫センカ為メナレハ、必シモ多人数ヲ要セサルヘシ、

明治五年六月

谷 (鉄臣) 大議官

伊丹 (重光) 中議官

松岡 (時敏) 中議官

高崎 (五六) 中議官

大給 (電) 少議官

永井 (尚志) 少議官

冊子原寸 縦二八櫃 横一〇櫃 六枚

一六四 十四箇条建言ノ際ニ於ケル久光公ノ腹案

廿五ヶ条

定ニ朝会之礼

定ニ出師之律

正_三国_二之_一疆界_一

開_三言_二路_一

慎_三讞_二獄_一

定_三商_二法_一

謹_三權_二量_一

定_三錢_二幣_一

殺_レ人_者誅_無赦_復君_父之_讎者_不在_三此_限

嚴_禁邪_淫明_二男_女之_別

禁_レ私_二貨_財

(朱) 人_ノ名_稱ヲ_定ル_事

官_位名_実ニ_相当_{スベ}キ_事

皇_上御_学問_之事

(朱) 立_三国_本事

服_制ヲ_定ム_ル事

学_校ノ_事

試_三貢_士慎_二扱_人才_事

外_国交_際ノ_事

(朱ノ捺消印アリ) 清_国通_信ノ_事

教_法ノ_事

安_三反_側事

明_三貴_賤之_分事

(朱ノ捺消印アリ) 立_三国_本事

諸_国置_三監_察事

立_三史_官事

(朱ノ捺消印アリ) 慎_二扱_人才_事

謹_三祭_祀之_礼

文_書原_寸 縦一〇・五_種 横二六・五_種

一五三 久_光公_十四_ヶ条_建言_ノ副_書

別_紙一_通小_臣積_年ノ_愚慮_ニ有_之、去_ル己_巳ノ_春暫_時上_京

仕_候節_献言_仕合_御座_候処_{、不}奉_得機_会、爾_来何_等之_御

下_問モ_拜承_不仕_{、空}ク_沈黙_仕候_{、然}処_今般_不料_モ被_為在

御_巡幸_{、奉}拜

天_顔、献_芹之_微衷_默止_難仕_{、且}危_急切_迫之_世態_傍觀_座視

ニ不忍、因循固陋ノ愚見不被為在御採用御事トハ奉恐察候得共、此末好機會モ無之ト奉存、突然呈上仕候、実以恐縮之至御座候得共、方今之御政体ニ而ハ御国運日ヲ追テ御衰弱、万古不易之

皇統モ共和政治之悪弊ニ被為陷、終ニハ洋夷之属国ト可被為成形勢鏡ニ掛テ拝スル如ク、歎息流涕之外無御座候、狂妄不遜犯忌諱ノ罪ニ於テハ、何様トモ奉待御明裁候、臣久光誠恐惶頓首敬白、

壬申六月

從三位臣源久光

文書原寸 縦一九釐 横九八釐

一三六 東京九鬼隆都ヨリ久光公へ

神典研究ニ付援助ヲ求ム 岩下へノ依頼状添

(封筒)
薩摩鹿兒島 東京湯島
島津久光殿 九鬼隆都
尊机下呈上

(封筒ウラ)
七月七日

封 無異用

(朱印「九鬼」)
御直覽

追啓申上候、然は此手紙事に寄岩下氏へ相頼、御内明伺善処仕り度心懸差立候、乍憚申上置候也、

一翰呈上仕候、漸薄暑相催候処、愈以御揃益御勇健被為渡奉恭賀候、将又其後御不沙汰申上候、尊君様も不相替、天下之御為御勉勵被為在候趣奉感伏候、私義老衰愈無用之者ニ奉存候得共、疾に嘆願仕候刃我國 神典兎角衰微仕候、白川家等唯今之始末残念奉存候、所詮私共不及儀ニは御座候得共、何卒有志之者誘集会場所は借宅ニ而宜敷取立、暫時成共取行試度右旨無之、何分少給私共少も行届不申候間、何卒兼而慈意ニ任セ、最少し御合力被下候様相頼度候、尤入用丈は取調候而申上候、希は乍恐御内々ニ而も尊君様御配慮被成下候得は、後々 神典之為ニ大造之響ニ相成行合奉存候、尤差向候処内々引受為取計者も有之候間、唯今之処は全御含文ニ而宜、私見込も今一包百円丈ニ而宜敷、猶追々可申上候、全体は其内御

出府之御越申上候処、御地ニ而御住居由、実跡御取懸り
被為在候、且深尊念も被為在候哉に承候、

皇国御為厚く御合御所置被為在度、(イ)修朱勝之儀ニ御座候、
扱先年拝領御軸物大事に付致所持候、御土藏御能吏江御
判愛御覽恭奉存候、万一右御軸物御用ニも候ハ、何時
ニも差上可申候、先要用而已荒々奉申上候、頓首謹言、

七月七日認

尚々、外可申渡被為有候ハ、別而先頃

御巡幸天氣両様手配奉巡候、最早洛都路御間近被為成

恐悦奉存候、何茂可申上置候、以上、

薩摩

鹿児島

久光尊君様

要用御書認差上置候、

九鬼隆都

東京

湯島



文書原寸 縦一六・七種

封筒原寸 縦一七・五種

横八九・八種

横 五・七種

二五三 川畑伊右衛門ヨリ久光公へノ建言

制度、風俗、学問ニ就テ

〔表紙〕
「上書草稿」

皇国 (出稿) 天智天皇ノ御宇封建ノ制度ヲ革メ、郡県ノ制

アリ、天下大ニ治 (出稿) □ト会沢先生ノ新論ナトニ見得タリ

ト雖モ、時歴委ク相分ラザルユへ、国学者ニ問フ、曰

ク、其御時代トテモ全ク郡県ノ制ニアラス、(失)失張封建

ノ制度也ト云、故ニ 大日本国ハ開關爾来封建ノ制度

ナリト記シテ、以テ上書ス、普天ノ下

王土王臣ハ天地ノ有ル限り万古不易ノ常道ニシテ、論セ

スシテ明ナル事ナリ、然レトモ往昔ヨリ封建郡県ノ制

アリテ君臣ノ大義ヲ行ヒ、人道ヲ存ス、郡県ノ制ハ国

々ニ主裁スル人ナク有司数人ニ過ザレハ、大様ニシテ

取締細ニ行届ス、動モスレハ大簡ニ流レ易ク、其弊終

ニ土崩トナル、封建ノ制ハ国々ニ主裁スル人多ク、割

拠ノ勢ヒアツテ其弊終ニ瓦解トナル、二ツ照シ合セテ

輕重長短ヲ量レハ、土ノ崩レテ取所ナクト、瓦ノ闕ケテ固マリアルトハ瓦解ハイマダ取所アリテ正ニ直シ易シ、然レハ封建ノ制度最然ルベカラン歟、

御政体誠ニ恐多奉存トイヘトモ微臣篤行謹而上書ス、夫大日本国ハ開闢爾來封建ノ制度ニシテ、人倫ノ道明ニ大經大法ヲ以テ、

皇孫又ハ歴代ノ高家銘々ノ姓ヲ立、尊卑高下ノ等ヲ分、士農工商ノ道ヲ以テ其分ヲ定メ、名義正シク各其職分ヲ尽ス、文天祥正氣ノ歌ニ曰、皇路清夷ナルニ当テハ和ヲ合テ明廷ニ吐クト、

朝廷ノ道明ニシテ天下泰平ナル時ハ、君臣父子各其処ヲ得、万民欣然トシテ忠臣孝子ノ道ヲ竭シ、礼義廉恥ノ四維ヲ張り、各一命ヲ靖獻シ、

上レ皇ヲ守護シ奉リ、国ヲ保チ社稷宗廟ヲ存シ、御仁政ノ流ニ浴シ、万民安然トシテ和ヲ行フ、一旦急變ニ當テハ雪中ノ松柏愈青々ト見ハレ、各節ヲ守リ困事ニ死

シ、正ニ斃レテ一々丹青ニ垂ル、是固ヨリ英武ノ国ナ

リ、故ニ外夷洋賊モ襲ヒ來テ侵シ入ルコト能ハス、稱シテ鎖国ト云、如此外夷ニ武威ヲ輝シ洋賊モ胆落シテ

屈伏ス、卓越確乎トシテ古今獨立ノ国也、凜冽トシテ

万古存ス、宇宙ノ間世界万国皆知ル所ナリ、是偏ニ封

建ノ得ニシテ、忠臣義士多ク城郭藩屏封疆アルカ故ナ

リ、然リトイヘトモ又沸議ヲ生シ、動モスレハ各国雄

ヲ争ヒ、私怨私忿又ハ声續セキ己カ上ニ出ルヲ嫉ミ、罅隙

ヲ生シ、其小ナルニ至テハ暗殺、其大ナルニ至テハ或

ハ戦鬪或ハ割拠、力ヲ足ラサル者ハ志ヲ曲テ大国ニ依

頼シ類ヲ引党ヲ結ンテ各雄ヲ争ノ弊害有ツテ、却テ

皇路ノ妨ヲナス、是封建ノ失ナリ、然レトモ又柄權

上朝廷ニアツテ礼案征伐

天子ヨリ出レハ、則国難鎮靜最安シ、何ソ深く憂フルニ

足ンヤ、然レトモ一時ノ私憤ニ抱リ、

勅命ヲ輕ンシ大勢ヲ割拠ノ勢アレハ本ニ報スルコト

輕ク、末ニ応スルコト重キノ模様アリテ、名義ヲ失フ、

是亦封建ノ一失ナリ、郡県ノ制一轍ニ出全力ヲ尽シ、勢ヲ合セ、本ヲ重クシ、末ヲ輕フシ、版圖ノ内億万人手足ノ如ク使フ、是郡県ノ得也、然リトイヘトモ弊害又多シ、一々數ヘ尽シ難シ、今愛ニ大要一二ヲ挙、遙州遠郡遐邑率浜ノ庶民又ハ市中陋巷ノ人々産業ニ日ヲ送リ、學問ノ暇ナキユヘニ道義ニ暗シ、仍テ君臣ノ情義薄ク命令下ニ達セサルコト亦多シ、動モスレハ下官長ヲ輕侮シ法ヲ犯シ、上ヲ凌キ緩緩ノ氣アリ、是手広フシテ取締行届カサルカユヘナリ、今般門閥ノ制始リ、本歴々ノ大名多クハ婦農ヲ願ヒ、大夫又商農トナリ、士モ亦同シ、如此士民混一、庶民ノ中ヨリ兵士強骨壯健ナル者ヲ選トイヘトモ、西洋蠻夷ノ軍律ニ習ヒ、胡服夷冠トナリ、抑打拔ノ士ニアラサル者多クシテ更ニ道義ニ疎ク、誠心日月ヲ貫キ、義理ヲ存ル者殆ト少シ、近衛兵ナト時ノ勢ニ乘リ血氣ノ勇ヲ張り、但一日ノ勤月給ヲ欲シ、徒ニ日ヲ暮シ、期年交代ヲ待而已、一旦急變ノ時ハ名分ヲ恥テ烏合ノ勢ヲ以其鋒先ニ

嬰ル耳、醜虜ノ哮噬前ニアリ、勇氣ヲ震フテ賊敵ヲ攘ヒ除クコト最難カラシ、戎率ノ中ニモ素ヨリ英傑ノ士アリトイヘトモ、數万ノ勦敵何ノ力ヲ以テ拒破センヤ、終ニ失種子モ果悉ク戦死スベシ、然レハ誰アツテ国家ヲ維持センヤ、土崩攘乱窮リテ

皇国危キニ至ラン、是郡県ノ制大ナル失ニシテ、藩臣強兵勇率封疆ナキガ故ナリ、方今世界万国雄ヲ争ヒ、共和政治有国ヨリ無国ヲ救フノ節ヲ唱フ、是亦偽ナリ、誰ヤラン語ニ、大ニ偽ヲ売ント欲スル者ハ必ス信ニ依ルト云々、其意ヲ以テ来ルコト鏡ニ掛テ見ルガ如シ、故ニ外国交際ノ間種々ノ難題謠詐最多シ、瞬目ノ間モ油断大敵、突ニ危急存亡ノ秋也、就テハ戦々兢々トシテ懼ベキノ時節ナリ、今交リ深シトイヘトモ遠ラス婚姻天(虫)経属国ヲ以迫リ来ラハ、忽チ交際破談ニ及フベシ、万一応接ノ道絶果、一タビ隙ヲ生シ乱ヲ招テ攘夷発スレバ、則封建ノ制度尤可ナルベシ、如何トナレハ士分多ク藩屏嚴重ニシテ要害ナルカ故也、強兵ナクシ

テ何ヲ以防ンヤ、其然サルガ如キハ、則万々世、

皇統連綿タル英武ノ国モ日ヲ積ミ月ヲ重ネ、年ヲ経、剛

大直方ノ氣折漸ク衰微孤弱シテ、終ニ共和政治ノ邪道

ヲ以テ迫リ来ルベシ、然レハ節義ヲ守リテ悉ク其難ニ

死シ、臣子ノ名分ヲ正フスベシ、千万有マシキコトト

ハイヘトモ、予メ之ヲ塞ガザレハ事成リ後チ悔トイヘ

トモ、訖ニ及フコトナシ、故ニ今爰ニ之ヲ記ス、時世

事体ノ機會ニ押サレ属国トナリ、夷命ヲ受恥辱ヲ蒙ル

ノ勢成立、举世其節ヲ唱ルニ於テハ、堂々タル

皇国甚遺憾ナラスヤ、謝枋得曰、天下ノ仁人ハ天下ノ仁

人ヲ知ル、天下ノ義士ハ天下ノ義士ヲ知ルト、何ホト

微弱衰世トイヘトモ、イマダ天下中ニハ英雄慷慨ノ士

多シテ跳躍奮勵シ、流涕スル計ナリ、万々一共和政治

ニ陥リ国体ヲ失フ時機ニ立至ラハ、万々世ノ

皇統モ終ニ地ニ落、天心怒リ地氣変シ、民心離レ人才壞

ルベシ、嗟呼哀哉、昔藤房公ノ世ヲ遁レ屈原ノ汨羅ノ

淵ニ沈ムモ無理ハナシ、有志骨鯁ノ士或ハ諫死シ或ハ

節ニ死スベシ、是時ニ当テハ如何ナル智者アリトイヘ

トモ手ヲ施スニ術ナク、華陀・扁鵲モ藥ヒヲ捨テ、多

クハ燕歌行ヲ唱ヘテ盤鬱タル西山ニ入り、八紘九域ノ

外ニ遊フベシ、然ラハ則誰ト共ニ天下ヲ保チ長ク久シ

キ事ヲ得ンヤ、国民ハ言フニ及ハス、先神モ廟ニ哀ミ、

鬼神モ幽ニ泣ベシ、

上レ皇儼シ早ク寤サレハ漸ク孤立ヲ成、後チ之ヲ悔トイ

ヘトモ復及フコトナシ、我国

先王ノ道又ハ夏殷周ヲ以テ龜鑑トスベシ、我国ハ万々年

イマタ竭ス、三代或ハ百年、或ハ千年ノ久シキヲ保、

諸侯封建ノ制治ナルガ故也、又秦ノ郡県ノ制ヲ見ルベ

シ、千万年鉄城ノ如ク見ヘシガ、一度変シ数日ヲ出ス、

忽チ土崩シテ天下ヲ失フ、又宋・明ノ元・清ニ制セラ

ル、ヲ見ルベシ、倉廩ヲ開テ民ヲ救ハス、又財宝ヲ出

シテ土ヲ養ハス、功臣ヲ封セス藩臣ヲ削弱スルカ故也、

忠臣義士モ亦多シトイヘトモ拔擢シ用ルコト能ハス、

奸臣ノ為ニ陥サレ直諫聞カレス、或ハ節ニ死シ或ハ戰

死シテ、勇士多クハ沈没ス、故ニ戎兵胡馬東ニ向テ馳
スルヤ否ヤ、強兵ナキユヘ人ナキ地ヲ行カ如ク、罪ナ
キ蚩々ノ民ヲ魚肉シ郡ヲ拔キ県ヲ屠リ、終ニ都ヲ攻落
サレテ天下ヲ失、万人ノ哀ヲ留、是郡県ノ制強兵封疆
ナキカ故也、然ラハ則是等ノ事明証ニシテ郡県ノ制封
建ニ如キ及ハサルコト尤明ナリ、前車覆ルヲ見テ後車
ノ戒最慎ムベキ所ナリ、就テハ我國

先王ノ道又ハ夏殷周ニ効ヒ、一日片時モ早ク封建ノ制度
ニ復シ、諸侯ヲ歸シ、仁義ノ風俗ヲ起シ玉ハ、士氣
振興シテ天下靡然トシテ之ニ從ハン、今異様ノ体ヲ為
スハ我國ノ礼ニアラサレハ、胡服夷冠ヲ惡ミ嫌フ者モ
亦多シ、何ノ考モナク義理ヲ心ニ留サル者ハ、但
朝廷ノ命令又ハ世上ノ鳴ニツキ幼稚ニ至ル迄白砂ノ如ク
多シトイヘトモ、実情ヨリ出タル心腹ニアラス、然ラ
ハ則民情又ハ旧規ニ応シ
皇国礼ノ大ナル容貌衣服ノ大礼ヲ立玉フベシ、古語ニ曰、
容貌威儀ハ徳ノ賦也ト、程子曰、容貌端ク言語正非^{キハ}

欲^ルト^{シテ}独善^{シテ}其身^ニ以求^フ知^ル於^テ人^ニ、但天理当然、亦曰、循^レ
之而已ト、然ラハ道徳ヲ貫キ礼ノ大ナルモノナリ、今
天下ノ士大夫我ノ大礼ヲ捨冠ヲ裂キ冕ヲ毀キ、洋夷ノ
風俗ニ習ヒ被髮蘭帽子・胡服ヲ用ヒ、夷礼ヲ行ヒ、甚
シキニ至テハ、和魂ナル宝剑ヲ拔、大小ヲ廢シ、彼等
カ鈍劍ヲ帶ブ道ニ蹈ミ迷ヘルノ甚キニアラスヤ、楚囚
其冠ヲ纓スルヲ見レハ一人ノ正氣ヲ以テ國ノ榮名千載
青氣ヲ貫キ、国体ヲ存シ

上^レ皇ヲ守護シ、万民ヲ安シ玉ヘカシ、是偏ニ万民ノ仰
キ望ム所也、胡銓曰、三尺之童子無^レ識也、指^テ犬豕^ヲ使^レ
之^ニ拜^ス則沸然^{トシテ}怒、今醜虜則犬豕也ト、張拭曰、有^ニ天
地^ニ則有三綱^ニ中国之所^ニ以^テ異^ル於^テ夷狄^ニ、人類之所^ニ以^テ別^ル
於^テ庶物^ニ者、以^テ是故耳ト、然ラハ則孔子春秋ノ法ヲ守
リ、先哲ノ教ニ順ヒ、礼ノ大ナル服制ヲ定メ、容貌ヲ
正フシ、人倫ノ大道ヲ失ハス、名義ヲ正スベシ、孔子
曰、名不^レ正則言不^レ順、言不^レ順則事不^レ成、事不成則
礼棄不^レ與、礼棄不^レ與則刑罰不^レ中、刑罰不^レ中則民無^レ

所^レ措^テ手足^ト、是ヲ明ニスルハ經学ニ依サレハ尽シ難シ、故ニ和学・漢学ヲ大本ニシ、別ニ学校ヲ創立シ三綱五典ノ道ヲ張り、治世ノ忠臣義士ハ勿論、タトヒ乱世ノ急難ニ遇ヒ威武ヲ以テ逼迫ストイヘトモ、秋毫屈伏セス、義氣凜々トシテ節操ヲ立抜ク俊傑ノ士多ク仕立ベシ、是天下ノ枉^{（枉）}石基礎ナリ、洋学ノ道同シカラサレバ別館ヲ立表情ヲ察シ、器械・農商我カ利用ニ成ルコトヲ窮理シ、事業ノ輔トスベシ、先ツ是ハ和漢学ニ比スレハ抑末ニシテ第四五ナリ、其訳ハ

皇國ト唐國トハ道ヲ同フス、故ニ四書五經ヲ学ビ又歴史ヲ見テ和学ノ輔トス、大本既ニ立ハ何ソ万国ヲ懼ル、ニ足ンヤ、己レニ正氣アレハ則百沴モ自辟易スベシ、蛮夷ハ余計ノ力ヲ尽シ万物窮理算術ノ道巧ナリトイヘトモ、更ニ彝倫ノ道ナク、故ニ尊卑高下ノ礼ナシ、只利害得失ノ中ニ汨^{（汨）}ンテ剛愎迄而已、父死スレハ後母ヲ妻トシ、女帝アレハ男ヲ近付手掛トス、其子ヲ尊ンテ帝子王孫ト云、如此人倫ノ大道ヲ乱ル、又那蘇^{（那蘇）}ヲ尊信

シテ魔法妖術ヲ行ヒ、人ヲ欺キ愚民ヲ坑ニシ、利得ヲ欲シ只管天生経ヲ唱フ、豈天倫仁義礼智ノ大経ヲ知ンヤ、人情ニ悖フテ商農工士ト立、尊卑長幼ノ礼ヲ知ラス、玉石混シテ禽獸ニ等シ、故ニ犬獸國ト云ツテ輕蔑セラル、モ最宜ナル哉、是我國ノ道ト異ナル所以ナリ、然レハ学館ヲ同フスベカラス、嘗テ微臣國家ノ為ニ國体論ヲ著ス、今爰ニ其概旨ヲ挙ク、抑

皇國ハ世界第一ニシテ天地巡環其道ヲ失ハス、故ニ四時ノ氣揃ヒ山沢相潤ヒ、不順ノ氣候毫髮ナシ、其順道ノ正氣ヲ受テ生スルユヘ不具片輪ノ人ナク、目モ清ミ髮モ黒クシテ、大方身ノ丈五尺ナリ、是彼ヨリ我長スル所ナリ、土地ノ宜キ人民ノ性ニ順ヒ過不及ナキ中庸ヲ取り、礼節法度ヲ制シテ万世ノ規則トス、故ニ往古ヨリ上

天子下庶人ニ至ル迄衣冠ノ制アリ、容貌ノ儀アリテ國体ヲ立、支那亦然リ、西洋國ハ北ノ果^{（果）}ニテ辺鄙ノ國、氷海近ク寒冷甚フシテ暖氣相少ク、至極不順地ナリ、故

ニ四節ノ氣相揃ハス、因テ不毛ノ地多シ、人モ亦其偏ナル氣ヲ受ケ生スレハ、髪モハゲテ短ク毛モ縮ミ反ツテ延ス、目モ濁ル、故ニ不具ノ人多クシテ全備ノ人少シト云々、是我ヨリ彼短キ所ナリ、其土地人民ノ性ニ順フテ衣冠ヲ制シ、寒暖ニ依ツテ厚薄ヲ用ユ、各国又如此、今赫々タル全備ノ

皇国ヲ以テ、昧々蚩々タル不具ノ夷国ヲ真似ルハ、譬ヘハ鳳凰ガ鳥ノ真似ヲスルガ如シ、今尊キ人ヲ以テ賤キ犬猿ノ行ヒニ等キハ何ノ益カアラン、無益ノ至リナリ、甚遺憾ナラスヤ、西洋人曰、各国衣冠ノ制アリ、又容貌威儀ノ則アリ、然ルニ今日本人我衣服容貌ノ国体ヲ捨、西洋ノ真似スルハ礼義ヲ失フト云ツテ、我国風ヲ慕フコトヲ称美セス、却テ之ヲ賤ンスト云々、人道ヲ乱ス夷人スラ能如此、況ン美々堂々タル

皇国ノ人ヲヤ、是等ノ事ヲ知ラザルノ理ナシト述フ、是以類敗セント欲スル風俗ヲ救ヒ助ケテ古ノ風ニ挽回セント思トイヘトモ、世拳(虫損)□テ惡風ニ汚染セラレ、淪胥

シテ津風ニ陥リシユヘ、沛然タル水勢塞キ難ク、世教ヲ助ルコト能ハス、其志シ伸サレハ但窮(窮)慮ニ悲歎シ慷慨スル計ナリ、彼ノ長ヲ取り我ノ短ヲ補フハ世界万国当然也トイヘトモ、今我国

先王ノ美政ヲ捨良法ヲ廢シテ国体ヲ失ヒ、相率而夷狄ノ短キ制度ニ擬シ、彼等カ国風ヲ慕フハ、曾テ童孺ノ羞ル所ニシテ、之ヲ為ルニ忍ンヤ、誠ニ恐多クモ仰キ願クハ、

上レ皇必ス審ニ之ヲ高察シ、早く封建ノ制度ニ復シ、諸侯ヲ帰シテ天下中ニ

詔命ヲ下シ、先第一礼ノ大ナル衣服ノ制容貌ノ則ヲ定メ、国都ヨリ州閭ニ至ルマテ学校ヲ興シ、三綱五典ノ大道ニ基キ紀綱ヲ突立、仁政ヲ行ヒ、武威ヲ外国ニ輝シ玉フベシ、是

皇国万々歳長久ノ良策ニシテ、以外夷防禦ノ大論ナリ、夫

朝廷ハ万民ノ標準ニシテ衆人ノ進退存亡之ニ從フ者ナリ、

故ニ仁儀ノ風正シケレハ下ノ俗之ニ順ヒ善ニ遷ル、其疾キコト影ノ形ニ從フカ如シ、君臣合体各和ヲ行フテ以國家ヲ保ツ事也、

上レ皇ノ父母ハ天也、民ノ父母ハ又

上レ皇也、然レハ天下中広ク仁政ヲ施シ慈愛ノ道ヲ垂レ

玉ヘガシ、万民感泣シテ其恩沢ヲ蒙リ、御仁政ノ流ニ浴シ、各一命ヲ靖献シ、

上レ皇ヲ守護シ、國難ニ死シ大恩ヲ報シ奉ルベシ、古語

曰、夫天は人之始也、父母は人之本也、人窮^レ則反^レ本、

故ニ勞苦倦極未^レ嘗不^レ呼^レ天也、疾痛慘怛未^レ嘗不^レ呼^レ三

父母^一也ト、今微臣志シ伸ス窮居シテ之ヲ翹フ、頑愚

固陋ノ哀サ生年六十七歳、但節ヲ守ツテ死スルコトヲ

知ル而已ニテ、文辞ニ暗ケレハ詳ニ条理ヲ備テ以テ言

フ所ヲ知ラス、決テ不敬不遜ノ文言モ是アルベシ、誠

ニ恐縮ノ至奉存トイヘトモ、國家ノ大故時政ノ闕失ト

存シテ、座ナカラ傍觀沈黙スルニ堪ス、反復重言ヲモ

願ス、至誠惻怛ノ心ヨリ建白シテ、以テ

朝議ノ御明裁ヲ仰ク、因テ御採用ノ有無ニ抱ラス鼎鑊斧

鉞ノ罪ヲ犯シ、流涕泣血シテ聊臣子ノ職分名義一張ヲ

尽ス而已、大海ノ一滴國家ノ補ヒ輔トナラハ、大慶大

幸此ノ上ナク、實ニ死スルノ日トイヘトモ猶生ルノ日

ノ如シ、笑ヲ含テ地中ニ入ルベシ、孟子曰、君子行^レ

法以俟^レ命而已矣ト、諸葛武侯言^レ於其君^一有^レ曰臣鞠躬

尽力、死而後已^一至^レ於成敗利鈍^一非^レ臣之明所^一能逆^レ睹^一

也ト、微臣ノ意モ亦之ト同シ、去月西國諸所へ

御巡幸、当県

臨御ノ折ハ万民欣々、然シテ簞食壺漿シテ以テ

御鳳輦ヲ奉^レ迎、微臣羸疾ニ抱リ罷在シカ、前代未聞又有

ルコト難ケレハ、杖ニ助ケラレ漸ク途頭ニ出感泣奉拜

ス、愚慮ノ旨趣

御行在中建言ノ賦奉^レ含居シガ、又煩付間モナク

御発輦遊ハサレシユへ、終ニ志ヲ遂ス、仍テ誠ニ恐多ク

モ今如此、誠恐恐惶敬白謹言、

壬申七月

鹿兒島県士族

川畑伊右衛門篤行拜

右明治五年壬申七月十六日参事大山格^(綱忌)之助殿へ取次上

書仕り置候事、

右建白ノ趣意左ノ通り、

一封建制度ノ長ヲ取郡県ノ制短ヲ捨ヘキ事、

一我カ容貌衣服ノ善ヲ守リ醜虜ノ惡ニ習ベカラザル事、

一和漢学ノ正道ヲ本ニシ洋学ノ窮理末ニスベキ事、

冊子原寸 縦二九種 横二〇・五種 一六枚

一五六 久光公ヨリ某氏へノ書翰草案

聖上鹿兒島へ御臨幸ノ件

炎熱之候弥御清安之筈奉欣喜候、拙者ニモ無異消光御放

慮可被下候、然ハ今般

聖上御巡幸ニ付而ハ、前以より異説紛々人氣惑乱之処、

去ル廿二日爰許

御着艦被為在、依之愚拙ニモ衣冠ニ而御旅館江参上^{本ノ}

ノ間御座所ト相成申候、^{臣下ノ古屋実ニ恐入候、} 天氣奉伺候処、

天顏拜被仰付、別而難有奉存候^{徳大寺卿御、} 夫迄ニ而退出、^{取次當日ハ、}

無事平穩候次第ニ而先安心仕候、玉座之形勢異人館之ヤ

う有之歎息無限、翌廿三日ハ本学校・県庁等江

御光臨、何之御達も無之、廿四日ニハ台場打

天覽、夫より集成館江渡御、是も同断、廿五日より毎日

御慰事ニ而騒々敷事ニ御座候、西郷・吉井其外当国より

被召出者共御着当日暫時家令役所迄参り候迄ニ而一面会

も不仕候、右様余り無事ニ而御慰迄ニ付、士民大ニ実ヲ

失ひ、尤

玉体ハ洋服被為召候ニ付、人氣弥不宜、一向尊崇之形勢

ニ無之、実以

朝威地ニ落ル之次第、歎息無極奉存候、不得止廿八日又

々

天氣伺として参上、徳大寺卿江面会上書差出 前掲別紙ニ

アリ、

御質問可被為在候間扣居可申候演舌、暫時相待候処、徳

大寺より家令被召呼存掛無之御掛物一幅^{鯉ノ画}・錦三卷^{宋范安仁}

拝領被仰付、恐入難有奉存候、右上書ハ御預ニ付退出仕候様承知ニ而罷帰申候、然共備

天覽候程合料兼候ニ付、翌廿九日書状ヲ以德大寺江尋遣、尚

御質問相伺候処、返書ニ早速備

天覽候処、御前被留置との趣申来候、翌七月朔日ニ明

二日

御発艦被仰出候、両三日も

御滞留被為在候、何共

御質問ニ不相成候而は不相濟義ニ付、迅速

御発艦被仰出候と奉恐察候、尚徳大寺江論談之趣細々有之候得共、書ハ不尽言御推量可被下候、且珍珍(論地)上京之義

去秋被仰出、其節所勞ヲ以御断申上、至今何等之御沙

汰も無之処、不凶廿六日徳大寺旅宿家令御用ニ而此涯上

京仕候様拙者より可取計旨御達有之候ニ付、快気次第ニ

ハ上京可仕返答為致置候処、又々廿七日山本孫九郎外用向而旅宿江参り候節、徳大寺より涯々上京無之候而は不

都合之旨被申候由、孫九郎申出候ニ付、翌廿八日前文上書差上候節申立候趣有之候処、無訳相濟申候、是ハ跡達而承候得は野津彦右衛門等か徳大寺江申込たるニ相違無之事ニ御座候、先ハ右旁如此御座候、以上、

七月

再白、時季御自愛專一奉存候、於爰許洋風愈盛ニ相成模様

皇国之御本体終ニは消滅と悲歎無限事ニ御座候、是

も馬鹿参事共之所置故之義可惡之極ニ御座候、

あし原の御国のでぶりいつしかと

えみしの風にふきミだれつゝ

文書原寸 縦一六・八釐 横九五・五釐

一三九 九鬼隆都ヨリ岩下へノ依頼状

久光公へノ書状委託

(総括封筒)

湯島四丁目
三番地
九鬼

麴町元岡町一丁目
廿四番地

岩下方平殿
手輸入

(付箋)

「此書面封仮差上候、何卒

御周透ニ御開封

御内覽奉希候也、

八月十五日 九鬼隆都」

(封筒ウラ)

八月一日

無事用

(封)下朱印「九鬼」ハ重獲)

不及即答

○封

御国許江

封

御使有之候節

呈書」

(総括包紙)

「久光様江 呈書入

一封」

一九三九ノ一

(包紙ウラ書)

「呈書

一通」

(封紙ウラ書)

「岩下氏
机下

湯島
九鬼」

口上

鳥渡申入候、貴殿事矢張出勤被致候趣ニ承り候、久敷御

尋不申候、此書面御国許へ差上度幸便有之候由、何卒宜

御取計希候、御不在之様無覚束書取相添致持参候、何も

早々、以上、

七月八日

文書原寸 縦二四・五糎 包紙原寸 縦二四・五糎

横三三・八糎 横三三・五糎

一九三九ノ二

(包紙ウラ書②)

湯島

九鬼

麴町元岡町

岩下方平殿

手紙入

差上置

不及貴答

〔包紙ウツ書①〕
「御使之節御国元へ」

呈書一通御上可給候

岩下方平殿へ」

口上

先達而罷出候節御入湯御留守中之由故、其候引取申候、
今日も御出勤中之様も見計書取添差出置候、段々呈書致
延引候得共、外手筋無之、何卒幸便之節御国許へ御上被
下候様致度、此段御頼申入候、外に苦竹一包、是は先貴
所様へ御目に懸度候、尤極以前之草稿其候故何共近日認
直し、又々懸御目可申候、夫迄御一覽置可給候、何も右
用事迄、

八月一日

早々頓首、

湯島四丁目
三番地
九鬼

麴町元岡町
岩下方平殿
足下

文書原寸 縦 一六種 包紙原寸 ①縦 二八種 横 四〇種

横四六・五種

②縦二四・五種 横三三・五種

封筒原寸 (総括) 縦 二五種 横 一五種

包紙原寸 (総括) 縦三二・五種 横四〇・五種

一五〇 九鬼隆都ヨリ久光公へ

公ノ上京ヲ待ツ

〔封筒②〕

鹿尻島

東京湯島

島津久光殿

四丁目三番地

尊机下

九鬼隆都

八月十五日

〔封筒ウツ〕 (朱「封」)

無事用
御直覽

〆□

□

┌

(如脱カ)
斯御座候、頓首謹言、

八月十五日

(封筒①)
一鹿兒島 東京湯島
島津久光殿 九鬼隆都
尊机下

(封筒ウラ)
一八月十五日午後 前時

封
(朱印「九鬼」)
無異用
御直覽
奉希候

尚々、御用御儀被為在候様可承候、扱御蔵板岳飛真蹟此度は御焼失ニは不相成候由今程承り候、御悦申上候、右之御品は種々御賞美仕候儀も可有之由承り候、御出府迄別而可申上候、御用として呈書御覽置候、宜御返翰可被成候、此段申上候、以上、
九鬼隆都

久光尊君様

玉案下
差上置

文書原寸 縦二〇〳 封筒原寸 ①縦一七・五〳 横 六〳
横二八〳 ②縦 三二〳 横一五〳

一五二 麝香間祇候ノ人々

(端裏書、先)
一壬申八月

当時麝香之間人数

二条齐敬

謹而奉申上候、大暑之砌御座候処、先以御安康被為渡奉恭賀候、然は久々御不沙汰申上候間、先頃中岩下方平江相頼呈書可致と御持参候処、折節入湯留守中、いまた帰府無之由承り引取申候、然処承り候得は同所不計災難有之候由、扱々氣之毒定及御難御疲心御憐察被遣候事と奉存候、就而は岩下氏迄相頼可申被留置候呈書其候差上申候、乍御面働御一覽可被下奉希候、且
尊君様御事不遠御出府も可在儀ニ承り、相楽御待申上候、何卒暑氣退候へ、緩々御出府奉願候、先右要用申上度

嵯峨実愛

近衛忠房

中山忠能

文書原寸 縦一六・五糧 横四〇・八糧

九条道孝

徳川慶勝

〔朱、以下同シ〕
尾州

一五三 久光公上京御沙汰書

松平慶永

〔越前〕

〔包紙ウラ書〕
一〇 御沙汰書

浅野長勲

〔芸州〕

〔朱〕
三壬申八月 山元孫九郎持下ル

大原重徳

東京より御達

」

伊達宗城

〔宇和島〕

池田慶徳

〔因州〕

先般

毛利元徳

〔長州〕

御巡幸之節、從三位殿建言被成候処、

沢 宣嘉

御前ニ被留置

池田茂政

〔備前〕

還幸之上御熟覽被遊、右建言之儀ニ就而は、御下問被遊

亀井玆監

〔石見 津和野〕

度儀も被為有候間、乍病中押而上京可被成旨

鍋島直大

〔肥前〕

御沙汰ニ候、

細川護久

〔肥後〕

文書原寸 縦一九・五糧

包紙原寸

縦 三〇糧

池田章政

横五八・五糧

横二七・五糧

蜂須賀茂韶

〔阿波〕